

令和元年第5回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月17日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	9
7番 関 口 雅 敬 君	9
4番 岩 田 務 君	17
5番 村 田 徹 也 君	22
3番 野 原 隆 男 君	35
2番 井 上 悟 史 君	38
9番 新 井 利 朗 君	40
1番 板 谷 定 美 君	42
8番 大 島 瑠美子 君	44
○町長提出議案の報告及び一括上程	52
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第34号 長瀬町森林環境整備基金条例	
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第35号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例	
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第36号 職員の給与に関する条例及び長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第37号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第37号 長瀬町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例	
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	

する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第40号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第41号 長瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第42号～議案第45号の説明	72
・議案第42号 平成30年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第43号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて	
・議案第44号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て	
・議案第45号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	
○会議時間の延長	77
○延会について	86
○次会日程の報告	86
○延 会	87



9月18日(水)

○開 議	91
○議案等の説明のため出席した者の紹介	91
○議事日程の報告	91
○議案第42号～議案第45号の説明、質疑、討論、採決	91
・議案第42号 平成30年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第43号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて	
・議案第44号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て	
・議案第45号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	
○議案第46号の説明、質疑、討論、採決	148
・議案第46号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)	
○議案第47号の説明、質疑、討論、採決	154
・議案第47号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第48号の説明、質疑、討論、採決	156

・議案第48号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
○会議時間の延長	157
○議案第49号の説明、質疑、討論、採決	157
・議案第49号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○議案第50号の説明、質疑、討論、採決	159
・議案第50号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○議員派遣の件	159
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	160
○字句の整理	160
○閉会について	160
○町長挨拶	161
○閉 会	161

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第41号

令和元年第5回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年9月12日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和元年9月17日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子		君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

不応招議員（なし）

令和元年第5回長瀬町議会定例会 第1日

令和元年9月17日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

4番 岩 田 務 君

5番 村 田 徹 也 君

3番 野 原 隆 男 君

2番 井 上 悟 史 君

9番 新 井 利 朗 君

1番 板 谷 定 美 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号～議案第45号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	板谷定美君	2番	井上悟史君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君	10番	染野光谷君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	齊藤英夫君
教育長	野口清君	会計 管理 者	村田武彦君
総務課長	福島賢一君	企画財政 課長	内山雅人君
税務課長	相馬孝好君	町民課長	福嶋俊晴君
健康福祉 課長	中畝康雄君	産業観光 課長	玉川真君
建設課長	若林智君	教育次長	内田千栄子君
代表 監査委員	田島毅君		

事務局職員出席者

事務局長	野口晃	書記	石川正木
------	-----	----	------

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（野口健二君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和元年第5回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和元年第5回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（野口健二君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野口健二君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（野口健二君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から令和元年5月から7月に係る例月出納検査及び令和元年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

6月24日に、皆野町文化会館でJAちちぶ皆野長瀬農産物直売部会総会が開催され、出席いたしました。

6月27日、28日に、埼玉県町村議会議長会による町村議会議長県外研修が開催され、長野県飯綱町議会を視察いたしました。

7月1日に、皆野町文化会館で秩父町村議員クラブ総会が開催され、副議長、岩田務君、染野光谷君、新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、村田徹也君、野原隆男君、井上悟史君、板谷定美君ともども出席いたしました。

7月5日に、当町で秩父地域議長会第1回定例会が開催され、副議長、岩田務君ともども出席しました。

7月12日に、皆野町文化会館で県道長瀬玉淀自然公園線寄居長瀬皆野地内改修促進期成同盟会総会が開催され、野原隆男君、井上悟史君ともども出席いたしました。

7月23日に、秩父神社参集殿で秩父地域三議員連盟第2回役員会が開催され、副議長、岩田務君ともども出席いたしました。また、同日に同場所で、秩父地域三議員連盟総会・交流会が開催され、副議長、岩田務君、新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、村田徹也君、野原隆男君、井上悟史君、板谷定美君ともども出席いたしました。

7月29日に、小鹿野町役場で、第39回ちちぶ定住自立圏推進委員会が開催され、出席いたしました。

8月2日に、秩父市役所でちちぶ定住自立圏現況報告会が開催され、新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、村田徹也君、野原隆男君、井上悟史君、板谷定美君ともども出席いたしました。

8月4日に、秩父市営影森グラウンドで、埼玉県消防協会秩父支部ポンプ操法大会が開催され、出席いたしました。

8月5日に、本庄市役所で、県道長瀨児玉線改修促進期成同盟会が開催され、副議長、岩田務君、野原隆男君、井上悟史君ともども出席いたしました。

8月6日に、秩父地域三議員連盟による要望活動が行われ、総務省、国土交通省、農林水産省、環境省、関東地方整備局を訪問いたしました。

8月6日に、横瀬町役場でちちぶ定住自立圏推進委員会が開催され、出席いたしました。

8月14日に、皆野町で秩父音頭まつりが開催され、出席いたしました。

8月19日に、さいたま市ホテルブリランテ武蔵野で地方行政懇談会が開催され、出席いたしました。

9月2日に、さいたま市埼玉教育会館で、埼玉県町村議会議長会役員会が開催され、出席いたしました。

9月8日に、秩父市西武秩父駅前温泉祭の湯でちちぶ乾杯共和国建国宣言DAYが開催され、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員から組合会議の報告をお願いいたします。

新井利朗君、お願いします。

○9番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会についてご報告いたします。

圏域人口は、5月1日現在、1市4町合計で9万9,126人でございます。

令和元年7月24日水曜日、秩父市クリーンセンターの3階大会議室で第2回定例会が開催されました。

その議会では、3人の一般質問がございました。

続いて、議案が4本上程され、それぞれ可決したところでございます。

まず最初に、議案第12号として、平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について、起立多数で原案可決及び認定いたしました。

議案第13号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例が上程され、総員起立で原案可決しました。

議案第14号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）が上程され、総員起立で原案可決しました。

議案第15号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてが上程され、総員起立で同意いたしました。

議会終了後に、全員協議会が開催され、内容といたしましては、水道事業経営審議会の経過報告、新秩父ミュージックパーク配水池について、それから小型乗用車寄贈についてということで報告がありました。

あと議会運営についての話し合いが行われました。

以上で、秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。ありがとうございました。

○議長（野口健二君） 以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。本日、令和元年第5回9月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

9月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことは、梅雨明けが遅く、平年に比べ夏が短く感じられましたが、9月に入り、残暑厳しい日々が続いております。皆様におかれましては、くれぐれもご自愛いただければと思います。先日の台風15号では、勢力を保ったまま関東へ上陸するとの予報でございましたので、町といたしましても待機態勢をしておりましたが、幸いにも当町には大きな被害はございませんでした。しかしながら、太平洋沿岸の地域では倒木や電柱が倒れるなど大きな被害があり、現在も大変な思いをされております。被災されました地域の皆様には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧、復興を願うものでございます。これから台風シーズンを迎えるに当たり、今後も災害への備えは万全にしておきたいと気持ちを引き締めておるところでございます。

さて、8月25日に執行されました埼玉県知事選挙により大野元裕新知事が誕生いたしました。ご就任を心からお喜び申し上げますとともに、これからも新知事のご協力を仰ぎながら長瀨町発展のために取り組んでまいりたいと存じます。

また、6月28日に福岡県で行われました日本陸上競技選手権大会に、当町出身の新井涼平選手が競技種目やり投げに出場しまして、見事優勝を飾り、大会6連覇を果たしております。今後は、来年の東京オリンピック出場に向けて挑戦していく新井選手の活躍をご期待するものでございます。

ここで、6月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

第16回県消防協会秩父支部ポンプ操法大会が8月4日に秩父市影森グラウンド北の操法訓練場で開催されました。これは、3年に1度開催されるもので、今回長瀨町からは第1分団が出場し、第5位という成績をおさめました。暑い中、5月から週2日の練習をしてきました選手及び消防団関係者の皆様には、心より感謝を申し上げます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。8月15日に、当町の夏を代表するイベントであります長瀨船玉祭を開催いたしました。祭り当日は、台風の影響により時折雨が降り、開催が心配されましたが、予想を上回る大勢のお客様にご来場をいただきました。強風により万灯船の運航を取りやめるなど、行事内容の一部に変更が生じたものの、大きな混乱や事故もなく、無事に祭りを終了することができました。これもひとえに、ご協賛いただきました皆様方を初め、祭りを支えてくださった多くの関係者のご支援、ご協力のたまものと改めて感謝申し上げる次第でございます。

また、翌日のボランティア清掃には、雨が降り続く中、企業の皆様を初め、一般ボランティアの皆様、さらには小中学生の子供たちまで総勢500人のご参加をいただき、祭り会場周辺等の清掃作業を行っていただきました。早朝よりご協力をいただきました皆様方に心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

例年盆明けに実施していただいている秩北建設組合長瀬支部の皆様による小中学校3校の校舎等の修繕奉仕作業ですが、8月17日に実施していただきました。当日は、14名の支部員さんにより、3校合わせて15カ所の修繕を実施していただき、大変ありがたく感謝をしております。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例案8件、平成30年度決算認定4件、令和元年度補正予算案4件、人事案件1件の合わせて17議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日はよろしくようお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承をお願いいたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（野口健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

8番 大 島 瑠美子 君

9番 新 井 利 朗 君

10番 染 野 光 谷 君

以上の3名を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（野口健二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から19日までの3日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって、本定例会の会期は、本日から19日までの3日間に決定

しました。



◎町政に対する一般質問

○議長（野口健二君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭に発言していただきたいと思
います。議事の進行にご協力いただきますよう特にお願いたします。

それでは、最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、中央公民館利用者の活性化について町長に伺います。中央公民館は、設置されてからおおむね
40年余りが経過しています。今でも、年間2万数千人の利用があり、生涯学習の拠点として町民に認知さ
れているようですが、利用する人が固定されており、若者の利用が少ないように感じられます。

そこで、新たなニーズの掘り起こしとして、若者にも利用してもらえるよう無料の公衆無線LANを設
置し、インターネットを活用した事業を展開することにより利用者の活性化を図れると思われま
すが、その考えについて伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員からのご質問がございました中央公民館利用者の活性化についてのお答
えをいたします。

中央公民館は、勤労青少年ホーム、コミュニティセンターを併設し、設置から約40年が経過しておりま
すが、長瀬町の生涯学習の拠点として活用されており、昨年度は2万4,847人の方に利用いただきました。
その中において、子育て世代や中学生、高校生など、若者の利用につきましては利用者全体に対する割合
が少ないと感じております。

ご質問にありますように、中央公民館を訪れた方が無料でできる無線LANを整備することにより、こ
れまで利用のなかった方々の利用の促進につながる可能性があると思います。しかしながら、無線LAN
を整備することは、小中学生、高校生なども自由にさまざまな情報を入手できる環境をつくることにな
ります。高校生のスマホ利用などは、利用時間が長くなるほど勉強時間が減っていることなど、使用時間
の長期化が懸念されております。町といたしましては、中央公民館の活性化を図り、利用者の増加を進め
てまいりたいと考えておりますが、現在のところは無線LANを導入する考えはございません。

しかしながら、関口議員のご指摘のとおり利用者が固定化していることは感じておりますので、新規利
用者がふえていくよう講座の内容などを検討し、利用者の活性化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今町長の答弁、本当にこれ発信したら、必要は感じていてやらない、スマホだのそ
ういうのを使い過ぎるといろいろな話がありました。以前に学校の体育館を使ってフットサルをや
りたいという若者が私のところへ相談に来て、時の町長にフットサルをできるようにということで、中央

公民館をフットサルで使えるようにしていただきました。それによって、そのフットサルに参加する若者が中央公民館をまたほかの利用でも使っているように私は聞いております。

そこで、現在はもう町長、ITあるいはAIにこれから挑戦しなくてはです、子供たちは。それを、その時代に、これから先来るのですよ。AIに今私の子供はもう関係ないかもしれないけれども、孫の時代からAIに使われたりするようになってきたりする時代が来るのです。今からそういうワイファイ等設置してなれさせていかないといけないのだと私は思っています。特に町長、今ナイスタイムリーですよ。千葉のほうで大雨で、何の連絡が必要だと。やっぱりスマホ、皆さんが全員持っているとは限らないので、災害時のためにも、中央公民館にも、ワイファイの無料で使える場所をつくってあげる、そして新しいニーズを町民に広げてあげる、そのぐらいのちょっと太っ腹な気持ちでやっていかなかったら、これから講座をやりますといったって、講座をやったって今までそんなに人が集まっていないのだから。

町長も今の最初の答弁で、必要は感じているという部分が随所に見受けられております。どうかいま一度考えて、そういうもうこれからは無線LANの時代なのだから、なるべく早くそれをつくってあげる、そういう考えはありませんか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にご回答をさせていただきたいと思っております。

先ほどもご回答の中で申し上げましたけれども、年間2万4,847名の方に現在利用していただいております。そのような中で、私もたまたま夜ある講座に入っておりますので、たまには行くわけでございますけれども、そうした中で、大分子供さんたちも親御さんと一緒に来られているなという思いがいたしております。

ただいま、これからはAIやインターネット、そうした時代になるのだよというお話はいただきました。これは、当然私も承知をしております。しかしながら、やはり教育面と申しますか、環境面と申しますか、そうしたことを考えますと、中央公民館はいろいろな方たちが利用されておる中で、町民に限らずいろいろな方たちが集まってこられる。そうした中で、閉館後そこがまたたまり場になってしまうというようなことも懸念されるわけでございます。そしてまた、町内には、無線LANのスポットは、コンビニエンスストアですとか環境スポットなどに整備をされております。中でも、コンビニエンスストアなどには、近隣の子供たちがスマホやゲーム機などを持って集まっているというような状況が見受けられるわけでございます。国民生活センターが注意を呼びかけている内容を見ておりますと、小中高生が関係する相談のうち、オンラインゲームによる被害相談が一番多くて、続いてアダルトサイトへの接続による被害が多いということ、これは多分関口議員もご承知だと思います。こうした被害を防ぐためには、接続を制限するフィルタリング機能の活用が重要でございますけれども、なかなかこれが防ぎ切れていないという現状があるわけでございます。

中央公民館に設置した場合を考えますと、無線LANを上手に活用される団体も出てくることも考えられますけれども、無料でインターネットに接続できるということは、小中学生が使用しているセキュリティーレベルが低いと言われているゲーム機なども無線LANを使ってインターネットに接続することができるため、通信内容が暗号化されずインターネットの危険にさらされる可能性がふえてくるということから、無線LANの整備は慎重に取り組んでいく必要があると思っております。

今後は、先進的に整備を図っている自治体の事例を研究をいたしまして、維持管理にかかる経費、費用対効果なども検討した結果、導入が望ましいと判断をいたしました際には整備を図っていかねばと考えて

おります。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長は答弁で言っていることが、何か、最初の部分はこういう無線LANで子供たちが使うの悪いようで、今度は最後によその市町村で動向を見て、費用対効果も考えて設置を考えている、これ町長がリーダーシップを発揮して、もうこういうITだとかそういうものには、子育て環境あるいは教育環境までこういうのが必要だと、これからはパソコンを使ってのプログラミング教室が必修化されてきたりする時代なのですよ、町長。コンビニでどうか、コンビニがあるからどうか、子供たちがそういうサイトに行ってもら、そういうマイナスな部分ばかり気にしたら、もう何もできないですよ。そこに書いてあるのだと思うのですよ。役人が書いた答弁書を読むのだからと思うのだけれども、それ2通りあるのです。これを設置するのはやめたい考え方、あるいは今度は最後の部分でさっきも言ったように、ほかの町村、あるいは場所で導入した結果を見てから、これから人口もふやしていこう、少子化が進んでいく中で、こういうことを率先して先にやっていたらいいじゃないですか。あそこにふれ愛ベースだっけをついたのだから。中央公民館ばかりではなくて、そういうところへもうこういう配備が必要なのです。災害時のことも考えて、町長、もう一度お答えをください。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

言っていることがちょっと違うのではないかというお話でございますけれども、最後までしっかり聞いていただきたいと思います。

〔「聞いているよ、よく聞いた」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 導入が望ましいと判断したときには、考えますよというお話をさせていただきました。最初の文言だけで判断をしていただきたくないなと今思ったところでございますので、こちらはお話をさせていただきました。

SNSによる情報発信が有効な場合もございますけれども、そうではない情報が出回って住民に混乱を来すというようなことも起きるわけでもございまして、災害ではございませんが、現にそのような事態も発生した事例もございます。そうしたことも考えると、やはり慎重に判断をしていかなければならないと思っております。特に災害のときには、そうした部分も発生する可能性もございますので、そのところをしっかりとこれから検討し、判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 幾ら言ってもわからないから、次へ進みます。

2番目、緑の村のプール利用について町長に伺います。緑の村プールについては、ことしの3月議会で質問したところ、活用方法を検討中であると回答をいただきましたが、その後の進展があるのか伺います。

また、緑の村プールの建設費と事業実施総額が幾らであったか、さらに実際のプールの営業日数、利用人数がどの程度あり、プールを設置した効果を町としてどの程度評価しているのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の緑の村プールの利用についてのご質問にお答えいたします。

初めに、その後の進展についてですが、現在検討会で提案のあった内容について、具体的な積算資料を出していただくよう要請しているところでございます。提出されました資料等を検討し、実施する方向に

なりましたら提案策を進めることができますが、無理と判断した場合には計画は中止となり、その後よい計画が出てこない場合は、プールを取り壊し、地権者へ土地を返還することも選択肢の一つとなることから、解体処分を含め今後の対応策の検討を進めております。

次に、緑の村のプールの建設費と事業実施総額が幾らであったかについてでございますが、施設整備に要した費用につきましては、約2億200万円となっております。また、開業から平成30年度までにかかった維持管理費用は約3億5,000万円となっております。

次に、実際のプールの営業日数、利用総人数がどの程度あり、プールを設置した効果を町としてどの程度と評価しているかについてでございますが、資料の一部が残っていないこともあり、正確な数字は導き出せませんが、営業日数は21年間で約900日、利用総人数は約56万人となっております。プールを設置した効果を町としてどの程度と評価しているかにつきましては、どのような検証がなされたかを確認する手だてがございませんのではっきりしたことは申し上げられませんが、プールを開設した昭和56年当時は近隣に同様の施設がなかったこともあり、長瀬を代表する夏の観光スポットとして年間5万人を超える利用者があったことを鑑みますと、プール事業が町全体にもたらした効果は大きいものがあったと認識しております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 以前は、効果の検証は、当時プールを使用した子供たちの笑顔が効果だったという話でありましたが、検討する材料がというお話でございます。今総額や営業日数、利用人数など、今聞いて、ここで聞いた方は、かなりたまげたと思っております。

そこで、私がこの再質問でまたはっきり聞きたいのは、活用方法がまだ決まらないのですか。この前も3月の議会でこのせりふは言っております。まだ検討中なのですか。もうこのプールの跡地利用は、前の副町長が特命事項である職員にもう進めさせているという発言、この議会でやっているのです。それからもう何年たっているのでしょうか。ずっと検討中、検討中、まだわからない、まだわからない。今回ちょうどたまたま決算議会でありますので、去年度のこの緑の村の委託料、かなり金額が多いですよ。1年にこれだけかかっていくのがずっと続いてきているのだから、もう町長、早く決断したほうがいいですよ。緑の村の管理をどうやって変えていくのかも。これからプールのところをいじれば、また違うところも変えていかななくてはでしょう、多分。そういうことで、これを跡地利用をする考える委員会立ち上げてあるという話でありますので、ではまだはっきり決まっていらないのであれば、今出ている、幾つかあるという話でしたけれども、壊す方法は最終的に壊すわけ。その前に、事例が幾つか出ているのだと思うので、それをちょっと発表してください。

それで、これだけのお金を使って本当に委託料、委託料でずっと多額にこれからも使っていくということはよくないことだと、もう町長もそれはわかっているのだと思うのです。それを早く進めるためにも、跡地利用の工法内容、教えてください。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

今議会は決算議会ということで、大分年間お金が出ているという話をいただきました。多分緑の村全てを、全体を計算しての額だと思いますけれども、ちなみに流水プールのところが90万6,860円、年間でですね。それから、花の広場が26万9,360円、そしてお祭り広場が44万830円、これが借上料でございます。

あとは、洪水の調整池ですとか郷土資料館、新井家、そしてまた給水施設ですとか、駐車場ですとか、花の里、そうしたもろもろを全て計算をいたしますと年間343万714円の借上料がかかっているわけございまして、今現在質問をいただいております関口議員の質問は流水プールのことございまして、そちらについてお話をさせていただきたいと思っております。

流水プールにつきましては、地権者でございます秩父鉄道、宝登興業、観光協会、商工会で構成をいたしました緑の村流水プール活用検討会を開催いたしまして、検討してまいっておるところでございます。現在は、観光協会から提案のございました内容について具体的な資料を出していただくよう要請をしておるところございまして、この緑の村につきましては、耐用年数を経過いたしますと補助事業としての利用制限がなくなり、新たな利用も選択できるようになりますので、今年度から新たに事業を行うか、解体するか、それは地権者の了解をいただければこちらが可能なわけでございますけれども、ただ多額の費用がかかるということから今現在慎重に進めておるところでございます。

そうした中で、今までに何度か事業計画は出てきております。正直言いますと、今回は間違いなく実施可能なかなというところまでまいった事業もございましたけれども、最後に来て、ちょっと地盤が弱いというような形でだめになった事業もございまして、その中で、今観光協会のほうから出されております事業をただいま検討しておるところございまして、先ほど回答させていただきましたとおりまだ詳しい内容が出てまいっておらず、その業者さんにしっかりしたものを出してくれということをお願いをしておるところでございます。まだその段階でございますので、名前のほうは申し上げるわけにはまいりませんが、今そのような状況で進行中ということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は、土地借上料は聞いておりません。緑の村管理の例えば除草するなりなんなりなのでしょう、委託料が多額であるという話をただで、土地代がどうのこうのという話は私は一切していません。

そこで、私がこの議員になった16年前、ある先輩議員が私に、「ここの議会でやることは長瀬町の最高会議だから、関口、いいかげんにやらず、はっきりいろいろ聞け」という話をさせていただきました。そういうことを加味して、今ここで町長に質問させてもらおうと、その今後の事業の内容をどこで我々に教えてもらえるのでしょうか。いつでも終わった結果で賛成か反対かすれば、私がやっているほうが全て正しいとは言いませんけれども、「おめえ反対べえする」とか、そういうことになるので、事前にもう、平成25年ですか、もう五、六年も前から議会で特命事項で追いかけているのだという話があって、もうずっと逃げのせりふばかりではないですか。もうこの辺で足かせがとれたのだから、はっきりとどんな跡地利用を進めていくのか、町長、発表していただいて、力を合わせて長瀬がよくなるように、一緒に考えるように発表できないのですか。もう一度お願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の答弁の中で、緑の村のプールの建設費と事業実施総額は幾らだったか聞きたいというお話をいただきました。お金はかかったわけでございますけれども、それによる観光全体への相乗効果というものもあるわけございまして……

〔発言する人あり〕

○町長（大澤タキ江君） マイナス部分だけではなくて、やはりプラスの部分もしっかり見ていただきたい

なという思いが私はございます。

そのような中で、どこで教えてもらえるのかというお話をいただきました。やはりその方向性が決まらないうちに皆さんにお伝えしてしまいますと、またこれが逆方向に行ってしまうということもございますので、よい方向に行った、その時点で皆様方にはお諮りし、ご説明をし、またご意見を仰いでまいりたいと思っております。現在町といたしましても、その業者さんではなくても、またほかの方たちからも、ほかの方という言い方はどなたかということになりますけれども、秩父鉄道さんとも盛んに協議をしながら、秩父鉄道さんでどう使うかというような案も出していただいて、その中で、それがやはりうまくいかなかったときには、町として最終的に決断をしなければならないと思っておるところでございまして、長瀬町にとってどれが一番よいかということを考えながら今行動を起こしておるところでございまして。

いずれ皆様方によりご説明ができる 때가来ましたらば、そのときには説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 規則が3回だから、次に行きたいと思います。

3番目、公園の管理について町長に伺います。昨年度で公園整備が終了し、町内に4つの公園が整備されました。今後は多くの住民等に利用していただけるよう、しっかりした維持管理が必要になってくると思われます。以前井戸地区公園に故障した状態で放置されていた滑り台がいつの間にか撤去され、使用ができなくなってしまったことがあります。これからは、そのまま使用できない状態で放置されていたり、突然撤去されてしまうことはないと思われませんが、利用者が安心して利用できるために、公園の維持管理をどのように実施していくのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の公園の管理についてのご質問にお答えいたします。

昨年度までに長瀬地区公園、本野上地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園の4つの地区公園を整備いたしました。地区公園の整備は、総務課、産業観光課、健康福祉課で行いましたが、公園の維持管理につきましては、長瀬地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園の3公園は建設課、本野上地区公園は健康福祉課となっております。これは、1つの課で所管することにより効率的な維持管理を行うために事務の移管を行ったものでございます。

なお、本野上地区公園はふれ愛ベースに隣接をしているため、ふれ愛ベースを所管する健康福祉課で管理することが効率的であると考え、健康福祉課で管理を行っております。

具体的な維持管理の方法でございしますが、長瀬地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園につきましては、建設課の職員が定期的に巡回し、施設の安全管理などを行っております。また、除草等や清掃業務をシルバー人材センターへ委託しており、長瀬地区公園、岩田地区公園のトイレの清掃、敷地内の除草作業等を行っていただいております。岩田地区公園のトイレの清掃につきましては、清心会に委託しております。

以上のように、職員と業務委託を組み合わせる通常維持管理業務を行っております。また、遊具等の設置につきましては、職員により安全点検を定期的に行っております。設備等に異常があった場合は、修繕費用を予算措置しておりますので、早急に適切な措置を行うことができるように努めてまいります。

なお、以前に井戸地区公園に故障した状態で放置されていた滑り台がいつの間にか撤去され、使用できなくなってしまったとのことですが、平成25年度にこの滑り台は危ない状態であるとお話をいただき、調査いたしましたところ、経年劣化による腐食が進んでおることに加え、当時の安全基準に適合していな

いことが判明いたしましたため、地元の区長さん等と協議の上で撤去したものでございます。

いずれにいたしましても、今後も安全で安心して公園を利用していただけるよう適切な公園管理を行ってまいります。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） いろんな課が所管しているから、ここで私が一人一人の課長に一つ一つ聞いてもいいのでしょうか、責任者の町長に質問をしておりますので、担当課長はこのやりとりをしっかりと聞いていただいて、遊具等の管理を進めてもらいたい旨お伝えしておきます。

では、町長に再質問で聞きますけれども、遊具の管理は定期的に行っておりますという文言がありました。まだオープンして何日もたっていないのに定期的に行っているというのを自信を持って言っているけれども、もうちょっとスパンが長くなったときにこの言葉がはっきり言えていけば、井戸地区公園であったような遊具の撤去の仕方はないのです。まだ新しいから、今見に行ったら、きれいどころも悪くなっているところなんてありっこないですよ。定期的に見ていると。定期的に見ているというのは、1週間に1回見に行くとか、3日に1回見に行くのだというのであれば、それでもいいでしょう。多分そうではなくなっていますから、私は念を押してここで質問をしているのです。あの公園をつくるにも、大事な税金が投入されているので、先ほどの緑の村、プールの話もそうです。最初に投資をして、大がかりな投資をして、最後の検証は具体的にどう発表してこない、できない、資料がない、そういう状態にならないように管理をしっかりとってもらうために、今後そういう利用人数にしてもそうです。

ただつくったからいい。遊具を定期的に見に行くのは、それは正しいことでもいいことなのだけれども、例えば防犯カメラを設置して、利用人数等の把握も多分できるのだと思うのです。そういうどんな管理をするのか担当課長一人一人に聞くわけにいかないの、町長に聞きますけれども、定期的に見に行っているというのを今胸張って言っているのだけれども、まだ始まったばかりだからそんなに見に行かなくても大丈夫なのだと思うのです。

だから、私が言いたいのは、この公園をつくって、井戸地区で、町長はかなり滑り台が悪化している状態だったということを伝えていますが、私が地区の方に言われてあの滑り台を見に行ったところ、溶接してある場所がちょっととげ状態になっていたと。あれ例えば民間でやれば、あんなのサンダーちょっとかけて色を塗ってあげれば、きれいにできたのですよ。今いないからこれ言ってもしようがないのだけれども、時の副町長が、「簡単にあんなものは設置できるから、関口議員、あれ撤去してしまって新しいのにしましょう」、その言葉がこれです。お金も結構かかっています。そういうことがないように、私は念には念を入れてやっていてもらいたいということで、町長、定期的にするのであれば定期的に行ってもらえる方がいいけれども、どの程度の利用人数があったかとか、そういうのは多分課長等に指令してあって見ているのでしょうかね。

ある課長に私があることで話をしたら、あれ使っていないではないかという話をしたら、「関口議員がたまたま見に行ったときには誰もいなかったけれども、私が日曜日に通ったときには、2人がそこへ利用していました。だから、関口議員のそれは主観です」と言って、私とめられました。言っている人数がゼロと2人だから、大した変わりはないのだと思ったら、そういうことを言う課長がいるのです。だから、そんな課長が管理している場所だったら、そういうちゃんとした管理ができるのかどうか、町長、いま一度お願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

利用人数の把握というお話でございますが、こちらにつきましては、一日そちらについておるわけにもまいりませんし、また防犯カメラがあるわけでもございませんので、人数の把握はしておりません。しかしながら、私は少子化対策として子供の公園は必要だという、必要に迫られての公園を整備したわけでございます。ますます少子化が進む中で、これから生まれてくる子供さんのためにも、やはり公園はきちんと整備をしておくべきだと思っております。

また、まだ新しいのだからそんなに定期的に行くことはないのではないかというお話をいただきました。確かにまだことし4月にオープンをしたばかりの公園でございますので、それほど行ってみる必要もないかもしれませんが、周りに草が生えておったりとか、やはり子供さんが遊ぶ場でございますので、危険なものが落ちていては困るとか、そうしたこともあるわけでございます。その中で定期的に行っていただいております。遊具だけではなくて周りの環境、そうしたのもやはり定期的に行ってみる必要はあるのではないかということで、そのような形をとっていただいております。

また、長瀬地区公園につきましては、3年契約で年に1回は定期的に点検をしていただけるという業者との取り交わしがございますので、そちらのほうは3年間はしっかりと保証期間でございますので、しっかりと見ていただけるものと思っております。4年目以降になりましたら、やはりそこのところもしっかりと町のほうで見ていかなければならないと思っております。

その中で、岩田の公園につきましては、もう何年かたっておりますので、こちらにつきましても、やはり建設課でしっかり行っていただいておりますけれども、そのほかにも、年1回は民生委員さんにも点検をしていただいております。

やはり皆様方が使う公園でございますので、余り見苦しいような状況では困るというような状況の中で、実は長瀬地区公園につきましては、長瀬の地区の皆様方、グラウンドゴルフの皆様方があそこを利用したいという、子供さんが帰ってくる前、あいた時間を利用して使いたいというお話ございましたけれども、その方たちが除草作業、周りの気になった草ぐらひは私たちがむしりますよというお話もいただいております。大変ありがたいことだなという思いの中で、やはり町、行政だけではできないすき間を民間の皆様方、ご利用される皆様方にもお手伝いいただければ今後本当にありがたいなと思っておりますので、そのようなことも加味して関口議員にもそのようなお手伝いをしていただければありがたいなと思ったところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長にだまされるところだったですよ、今。再々質問にお答えしますというから、再々質問までしてしまったのかなと思って。気がいいから、再々質問したから、もう終わりかと思って、よそうと思ったのだけれども、今ちょっとつながったら、まだ今2回しかやってないので、3回目をやりたいと思います。言うことを忘れてしまったのだ。

では、1回整理していきますよ。今町長、長瀬地区公園の話で、子供たちが帰ってくる前にお年寄りがグラウンドゴルフやったりゲートボールやったり、除草したり何だりしますよと言っているけれども、ああいう公園というのは、例えば幼稚園、保育園、小学生、中学生、中学生はいいとしても、そういう子供なのでしょか。私が以前に公園デビューの話を前の町長とやったときには、公園に子供を連れて行って母親同士が意気投合する、そういう幼稚園も保育園も行っていない子供たちも行くのではないですか。揚げ足とるわけではないですよ。だから、ちょっと答弁するときに、そういうことをいろいろ考えてやって

あげてください。

それから、除草でも何でも気づいたところをやっているのですよといったら、前回の議会の質問で、長瀬地区公園の休憩場所のテントの下、あそこ草ぼうぼうで、あそこは私は蛇が嫌いなので、あれ入っていけない、そういう状況になっているのだから、定期的にやるならああいうところもちゃんと見てあげてくださいよ、きれいに。

そういったところで、遊具の点検、特に私はお願いしているのは、子供たちが本当に利用しやすいようにするために公園つくったりなんだりしているのだから、町長もそれは同じ考えです、聞いたところ。だから、さっきの2つ目の質問も同じなので、費用対効果を考えて、大事な税金を投入するのだから、しっかり費用対効果を考えながら、いつまでも本当にみんなが喜ぶような公園をつくって、そのまま維持できるようにしてあげてください。

ちょっとまとまらないけれども、これは最初にキャッチボールの1球を投げたと、今後もまた続けてやっていきたいと思いますので、町長、では最後に、そういう除草だとか、そういうのまで含めて定期的なあれでやっているのだったら休憩所なんかも草ぼうぼうにはなっていないはずなのです。もう一度最後に答えてください。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。先ほどは失礼いたしました。再質問でございました。

ちょっと私の言葉が足りなかったようでございまして、当然幼稚園、保育園の皆様方、そしておうちにいらっしゃるお子さんたち、ママさんたちのそうした公園でもあるわけでございまして、そういう方たちに邪魔にならないような方法でというお話もいただいております。

それから、また費用対効果というお話をいただきました。費用対効果、まだ長瀬地区公園に関しましては、ふれ愛ベースにつきましてはつくって間もないわけでございまして、これが費用対効果ということは、お金を生むわけではございませんので、それによって子供さんたちがどう楽しく生活ができるかということが費用対効果かなと私は思っておりますけれども、結構かなりの皆様方から遊ぶところできてよかったというお話をいただいております。あんなものができてというお話はいただいたことは今現在ございません。そうした中で、費用対効果、効果は……

〔発言する人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 子供さんたちに対してですよ、子供さんですよ。子供さんたちに関しては効果があったなと私は思っております。

それから、テントの下が草ぼうぼうだという話。あちらにつきましては、やはりこれをグラウンドゴルフの皆様方に除草しろと言うわけにはまいりませんので、こちらにつきましては、町のほう、そしてまたシルバーさんをお願いする事態もあるかもしれませんが、そちらにつきましてもしっかりと管理はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 次に、4番、岩田務君の質問を許します。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

国土調査における地籍調査について町長に伺います。地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとに土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査であり、地籍の情報が公共事業の効率化や課税の適正化を初め、行政のさまざまな場面で活用されています。

また、国土交通省では、2020年度以降の次期国土調査事業十カ年計画策定に向けた検討を進めており、今般所有者不明でも地籍調査が行えるよう現地調査等の手続の見直しや、都市部や山村部の地籍調査の迅速化など、地籍調査を円滑に進めるための方向性について中間取りまとめを行いました。これらのことから、遅かれ早かれ当町でも地籍調査を行わなければならないことと考えます。

そこで、当町が地籍調査を進めていない理由と、行政にとってもメリットが多い事業である地籍調査に対する町の見解について伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の国土調査における地籍調査についてのご質問にお答えをいたします。

長瀬町で地籍調査が進まない理由として、地籍調査に対する町の見解ということでございますが、地籍調査は国土調査法に基づく調査で、土地に関する戸籍調査ともいえるべき基本的な調査です。土地に関する記録は、明治初期においてつくられたものをもとにしたものが多く、境界や形状、面積などが現地とは異なっている場合があります、地籍の不備、不正確さが問題となっております。これらの問題を是正する事業が地籍調査になります。

地籍調査の内容は、一筆の土地について所有者、地番、地目を調査し、その境界及び面積を測量するものです。土地の境界を調査測量するといっても、既にある境界を確認し、測量するものであるため、権利の変動をもたらすものではありません。また、地籍調査を実施した場合、成果の写しを法務局に送付され、地籍簿により登記簿の記載事項が修正されるとともに、地籍図の写しが法務局に備えつけられ、登記事務に使用されることとなります。

地籍調査の成果の主な活用方法といたしましては、各種公共事業の計画策定、用地買収範囲の特定が地籍図上でできるため、事業の円滑化やコスト縮減が図られること、一筆ごとの境界が確定しているため、災害等により地形が変化してももとの境界を復元することが可能であり、災害復旧を容易に進めることができること、正確な地目、面積が課税情報に反映されるため、税金の負担の公平化を図ることができることなどが挙げられます。

また、住民側にも正確な地図ができるほか、境界の復元も可能となるため、将来の境界紛争を予防し、所有権を保護するための手段となる地番、地目、面積の変更、分合筆などの修正を行うことができます。

このように地籍調査はメリットの多い事業ではありますが、調査を実施するためには、新たな人員の配置や多額な費用が発生することが想定される事業でもあります。人員の配置につきましては、平成29年度に国土交通省が地籍調査を実施中の市町村から調査した結果、担当職員は平均2から3人配置しております。長瀬町でも、2人から3人の担当職員を配置する必要があると思われま。

また、費用面ですが、平成26年度に埼玉県の地籍調査の着手に向けた事業計画の検討作業を活用し、事業費をシミュレーションした結果、長瀬町内全域で包括委託により地籍調査を実施すると、8カ年で実施した場合、13億2,372万円の費用を要するとの結果でした。1年度でも約1億6,000万円の費用を要するとの結果が出ております。他の市町村の実施状況を見ますと、現実的には8年間で事業を完成することは不可能と思われ、年数が伸びれば事業費はさらに増加することが考えられます。町の財政状況からしますと、

新たにこの事業に着手することはさらなる財政負担となるため、現状では早期の事業着手は難しい状況と考えております。

しかしながら、地籍調査の重要性は十分理解しておりますので、事業の実施方法、実施時期等を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま答弁をいただきましたが、地籍調査については、平成28年7月に一般社団法人秩父郡市地籍調査協会設立準備会主催で、埼玉県企画財政部土地水政策課担当職員を講師として、地籍調査セミナーが開催され、町長や当時の建設課長、私を含めた議会議員数名が長瀨町からも参加いたしました。あれから3年が経過しましたが、当町では特に調査に対する動きもなさそうでしたので、今回質問をさせていただきました。

まず、質問の地籍調査を進めていない理由についてですが、地籍調査は昭和26年から全国で実施されており、既に半世紀以上が経過しておりますが、さまざまな要因がある中でなかなか調査が進んでいないようです。調査状況としては、平成29年度末時点では、全国平均で約52%、北海道、東北、四国、中国及び九州地方では90%を越す進捗率の地域も多く見られますが、埼玉県では約32%、秩父地域では、秩父市が2%、小鹿野町と東秩父村が8%、皆野、横瀬、長瀨町ではゼロ%となっております。

国交省のサイトを見ますと、それらの要因として、境界の確認などに時間と手間がかかる、対象地域がより困難な地域へと移行してきている、調査への誤解、地方公共団体の予算や体制の確保が困難であるなどが挙げられております。また、山村部では、登記上の図面の精度が悪い、調査の優先度が高くない、調査が困難な地域が存在する、土地所有者などの高齢化の進行等も挙げられております。

そのような要因もある中、先ほど進捗率ゼロ%とお話した横瀬町では、平成30年度、昨年度地籍調査の実施を促すための地籍調査準備経費などについて、県からの補助金を得て今年度から地籍調査の準備を進めていくことになったようです。このときの地籍調査の必要性について、埼玉県としての説明では、公共事業の効率化、コスト縮減、土地の有効活用促進、町の事務や費用負担の軽減、災害復旧の迅速化、課税の公正化、公平化、適正化の整理などとし、今後は未着手の自治体にも働きかけるとのことでした。

地籍調査は、土地をめぐる行政活動、経済活動などの基礎データを築くものであり、いずれは全国で完了されるべきものであります。地籍調査への着手がおくれてしまうと、土地境界の調査に必要な認証や物証が失われ、時間が経過すればするほど調査が困難になることは明白です。さらに、先ほども人員配置の件がございましたが、地籍調査に当たり、職員不足の懸念があるということですが、地籍調査に関しては定常業務ではなく、国土調査法第10条第2項委託という形をとることで大幅に職員の負担を軽減できるようです。また、公共事業の効率化とコスト縮減に関しましては、道路等インフラ整備などの用地測量の実施金額が、地籍調査の実施があるなしで1キロ当たりおおよそ58%の費用軽減ができるとのことでした。

再質問になりますが、予算等の問題もあると思いますが、補助金が活用できるということはご存じでしょうか。また、公共施設管理計画の関係でも、公共用地についても調査していると思いますが、町有地などは土地台帳と管理図の整合はできているのか。

もう一点、土地台帳にある町有地がどこにあるのか、全て把握ができているのか、この3点について再度伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

平成28年から地籍調査をされている事業主さんから、再三地籍調査を手がけないかというお話をいただいております。当初お話をお聞きする中では、これは本当にいい事業なのでぜひやりたいという、私はそういう意向でございましたけれども、いろいろ調べてみますと、やはり土地のことでございますので、お隣同士でもめてしまうというような事案が大分発生する中で、秩父市あたりは、大滝村のときに始めたということで、大滝が幾らか山林から始めたのだけれども、今休止をしているというようなお話を伺っております。

やはり人間関係が難しいということで、そこのところはいろいろ国のほうの措置があるというただいまお話でしたけれども、地元のことですのでやはり職員が出向かなければ解決ができないというような部分もたくさんございまして、精神的に大変な負担が職員にかかるというようなお話も伺っております。

それから、横瀬町さんが始めるというお話でございますけれども、まだ調査費用を国からいただいてやるという、調査費用ではないですね、その前の準備、準備のお金をいただいて、その準備をするというお話で、まだ取りかかるわけではないというお話を伺っております。

そしてまた、全国でも何件か全部完了したというところもあるわけでございますが、埼玉県でも越生町さんと上里さんですか、完了されておるようでございますが、これは大分早くに始めて完了ができたということで、昭和20年、始まる前ですか、もっと前だったと思います。早いうちに取りかかって完了されておるようでございまして、年々やはり難しくなってくるのではないかなという思いがいたしております。

費用につきましては、先ほどもお話をいただきましたけれども、かかる費用の多分町の持ち出しは5%ぐらいですか、1割にならないと思います。そこところは承知はしているのですが、なかなか大変な作業であるということで今取りかかることができないというような状況でございます。

また、これからいろいろと検討する中で、できるというようなことになった場合には、やはりこれはよい事業でございますのでやらせていただければと思っておりますけれども、現段階ではまだできないというような状況でございます。

それから、土地台帳のことにつきましては、これは建設ですか。土地台帳、どこですか。土地台帳の3点質問いただきましたけれども。

〔発言する人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 土地台帳につきましては、企財課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員の再質問にお答えをいたします。

私のほうから2点ほどあったかと思っておりますけれども、公共施設の総合管理計画において、土地台帳と管理図、こちらのほうの整合を図っているのかというのが2点目のご質問だったかと思っておりますけれども、そちらにつきましては、済みません。正確なものを把握をさせていただいて、後ほどご回答差し上げたいと思います。

3点目、町有地の管理状況、町有地を把握しているかというところでございますけれども、そちらのほうにつきましては私たちのほうで管理をさせていただいてございますので、土地の町有地の部分については私たちのほうで把握をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 先ほど町長の話からもありましたけれども、早いうちから始めたからできたところがある。そうしたら、長瀬も遅くなればなるほど余計できなくなってくるのではないかなと思いますので、一言添えさせていただいて。

地籍調査事業は、国が推進している事業のために大変多くの補助金が交付され、先ほどもお話がありましたが、5%程度の町の負担で事業を行うことができます。地籍調査協会関係者の概算見積もりでは、長瀬町で地籍調査を実施した場合のおおよその諸経費込みの第10条第2項委託費用は13億5,600万円で、町の実質負担額は6,800万円とのことでした。こちら計画年数にもよりますが、10年計画でおおよそ年間680万円、20年計画で年間340万円、30年であれば年間230万円程度の試算となります。もちろん委託の仕方などによっても金額が前後しますが、このように大変補助率が高く、町の負担が少ない事業ですし、町にとりましては、用地測量や境界立ち合い、確認事務などが大幅に軽減され、事業期間の短縮や事業費の削減など、その費用対効果は大きく、その波及効果も多様性を持っていると考えられるのではないのでしょうか。

次に、2つ目の質問の地籍調査に対する見解についてですが、こちらも国交省のサイトには、地籍調査をしないことによる困りごと、いわゆるデメリットとして掲載されているのが、土地を購入し、改めてはかってみたら登記簿の面積と違っていた、隣の土地の所有者から境界線が違うと言われた、相続を受けた土地の正確な位置がわからなかった、道路、街路整備、開発事業等を進めていく上でまちづくり計画ができない、土地区画整理事業等で土地の境界線に要する多額の費用などを事業を実施する者自身が負担せざるを得ないことから、土地利用やまちづくりを阻害する要因となる、災害復旧のおくれの要因になる、公共用地の適正管理の支障となる、適切な森林管理等への支障となるなどが挙げられております。

反対に、地籍を明確にすることのメリットとしては、繰り返しになる部分もありますが、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、土地所有者の安心と安全を守る災害復旧の迅速化、固定資産税の適正化と公平化、公共事業の効率化、まちづくりや都市計画、農政や林業の促進、工業問題、土地の有効活用促進、行政業務の効率化などにおいて、はかり知れない事業効果と経費の削減を可能にすることと存じます。

さらに、住民サイドから考えても、道路や水路、隣接地との土地境界確認をして行う土地分筆測量費用は、一筆当たりおおむね40万円前後と聞いておりますが、これらも地籍調査が完了している土地では費用が3分の1から2分の1程度になるようで、これらは住民サービスとしてもよいことではないのでしょうか。

先ほどの答弁でも、隣ともめてしまうと人間関係、その辺が難しいといった話も出ておりましたが、なおさら土地という財産を守るためにも、住民の皆さんにもご理解をいただくべきではないのでしょうか。もしトラブルがあるとしても、それが大半を占めるわけではなく、ごく一部のことでと思いますし、それを言っていたら、人口の多いところは、都市部などはもっと大変なのではないのでしょうか。小さい町だからできること、この町の発展のためにも進めるべきと考えます。

最後の質問になりますが、地籍調査に対する検討もしていただいているようですけれども、今回の質問で、私からメリットやデメリットの話を聞いた上で、地籍調査に関する考え方が変わったのか、また早急に再度検討していく考えがあるのか伺い、質問を閉じたいと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ただいまメリット、たくさんいただきました。うちのほうもわかっているのですよ、よいことは。ただ、

そこに行くまで、要するに地籍調査をする中で境界確認、これ一番難しい問題でして、それを全て地籍調査の中でやるわけですから、そうやってまいりますとなかなか職員の負担も大変になってくるわけで、それによって職員が、言葉は悪いですけども、だめになってしまったというような町もあるようでございます。いろいろなトラブルに巻き込まれるわけですので、そこのところはやはり委託というわけにはいきませんので、そこのところも難しい。

それと、あと国のほうで、なぜこんなに補助金をつけるかという。これは、大変だから多額の補助金をつけてやりなさいと言っておるわけで、一番メリットがあるのは国のわけですから、その中で持ち出しは5%でいいからやりなさいという、このような補助はかつてないわけでございますので、そこのところもやはり裏があるということもお考えいただけたらありがたいと思っております。

確かにやればよいということは、本当に十二分にわかっております。その中で、どうしたらできるかなというのを、できないではなくて、どうしたらできるかなというのを考えていくのも、これも行政の仕事でございますので、これからしっかりと相談させていただく中で、少しずつでもできるところから始めさせていただければなという、岩田議員の質問の中で今そういう思いがいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） では、暫時休憩をいたします。15分間、45分まで、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（内山雅人君） 先ほど岩田議員の再質問の件で、後ほどご回答を差し上げると申し上げました。公共施設の総合管理計画の中で、その土地台帳と管理図の整合性を図っているのかというご質問でございましたけれども、こちらにつきましては、公共施設の総合管理計画につきましては、こちらはあくまでインフラ資産、建物、そういったものを管理していく総合的な管理計画となっているものでございます。

もう一個、固定資産台帳というのを平成28年度に整備をさせていただいてございますけれども、こちらで町有地の公簿上の地籍に基づいてその台帳のほうを整備させていただいているところでございますので、冒頭申し上げましたとおり、公共施設の総合管理計画でその土地のお話というのは計画上落とし込んでいないということをご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） では、次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。

それでは、昨年度までに整備が完了した事業の評価等について町長にお伺いします。都市再生整備計画事業や、昨年度までに整備が完了し、事業運営されている多世代ふれ愛ベースや長瀬いきいきセンターは、設置目的に対する事業の達成度を評価した上で、今後どのような方向に注力すべきと考えているのかお伺いします。

また、蓬莱島公園、長瀬地区公園、本野上公園、岩田地区公園、井戸地区公園の利用者増加に向けた活用方法と、公衆トイレや観光トイレを含む維持管理について経費削減対策を検討しているかお伺いします。

最後に、南桜通りの整備は本年度実施していませんが、今後の方針について伺いたいと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、多世代ふれ愛ベース長瀬やいきいきセンターは、設置目的に対する事業の達成度を評価した上で、今後どのような方向に注力すべきと考えているかについてでございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬は、地域共生社会の実現に向けて、次世代を担う子供たちを育み、生涯にわたり町民が元気に活躍するための拠点として活用するもので、昨年4月に開所し、子育て支援事業、母子保健事業、健康づくり及び介護予防事業などを実施するほか、集会室を各種団体の生涯学習活動などにご利用いただいております。

本施設では、母子保健法に新たに規定されました子育て世代包括支援センターとして、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を行うため、各種相談や情報提供、助言、保健指導等をあわせて実施しております。

特に子育て支援事業につきましては、出生数が少ない中でも前年度を上回る参加をいただいているほか、乳幼児健診等の母子保健事業や、助産師が妊娠、出産、子育てなどの相談に応じる定住自立圏事業の「ほっとハグくむ…ママサロン♪」の会場となっていることもあり、子育て世代には子育て支援の拠点として認知されてきていると感じております。今後も引き続き各種事業を実施し、安心して子供を産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を充実してまいります。

また、介護予防事業の会場として、歌の教室や脳トレ学校を実施しております。両事業とも前年度を上回る方に参加いただいております。今後増加すると思われる介護サービス、特に介護が必要な状態になる前からの健康づくり、介護予防、高齢者の社会参加などを重点的に推進し、健康寿命を延ばす取り組みに力を入れてまいります。

また、各種団体の集会室の利用につきましては、生涯学習活動などに利用していただけるよう引き続き周知してまいります。

次に、高齢者、障害者いきいきセンターは、高齢者及び障害者を支援するための施設として設置され、ことしで6年目となっております。高齢者の支援では、足腰らくらく教室や認知症カフェ及び地域の元気モリモリ体操の会場として活用できていると考えております。健康づくり介護予防の場として引き続き活用してまいります。

障害者の支援では、障害福祉サービス、就労継続支援B型の運営を効果的に達成するため、専門的な知識のある社会福祉法人清心会を指定管理者として、一般企業への就職が困難な障害者を持つ方に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供与できていると考えております。

特に本施設が設置されるまでは、町内に障害福祉サービスの事業所はありませんでしたので、福祉的就労の場の確保がなされていると思っております。引き続き福祉的就労の促進を図ってまいります。

続いて、蓬莱島公園、長瀬地区公園、本野上地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園の利用者増加に向けた活用方法でございますが、蓬莱島公園は自然の景観を保護するとともに、人々の憩いの場として整備することに努めております。今後も蓬莱島の自然の景観を大事にしながら、ヤマツツジ、モミジ、しだれ桜などの植栽を行っていき、自然を生かした公園整備に努めてまいります。

また、長瀬地区など4つの地区公園につきましては、今年度から本格的にオープンした公園になりますので、利用者からの意見などを聞きながら、親しみやすく使いやすい公園整備に努めてまいります。

なお、4つの地区公園のうち長瀬地区公園は大型遊具を備えた大規模な公園、井戸地区公園は人工芝、本野上地区公園はふれあいベースに隣接しているといった、それぞれの公園の特色がございます。これらの特色を周知していくことにより利用者の増加を図ってまいります。

次に、公衆トイレや観光トイレの維持管理に係る経費削減対策でございますが、岩田観光トイレ及び長瀬アルプス観光トイレの清掃等業務につきましては、社会福祉法人清心会に、長瀬地区公園と蓬莱島公園のトイレの清掃業務は、公園の除草作業等と一括してシルバー人材センターに、観光用トイレ8カ所の清掃業務は観光協会に委託しております。

故障時の対応やトイレットペーパー等の消耗品の補充など、町職員で対応できることは町職員が行う等、経費の削減に努めておるところであり、今後も継続して対応してまいります。

最後に、幹線1号線の今後の整備方針についてでございますが、都市再生整備計画事業として平成26年度から整備を開始し、当初は5年間で整備を行う計画でございましたが、資材や人件費の高騰などにより計画どおりに進んでいない状況でございます。都市再生整備計画事業が平成30年度で終了したことにより、こちらの補助金を活用することができなくなりました。このため、今年度は幹線1号線の整備を実施せず、他の補助金が活用可能かを調査検討しているところでございます。早期に整備が再開できるよう整備方針を固めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、再質問ということで、ちょっと施設にかかわって質問のほうをさせていただきます。

まずいきいきセンターなのですが、設置条例というふうなことで、事業内容は高齢者の介護予防に関する業務と、それから障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスに関する事業、3点目が、町長が利用を認めたものに対して、この施設は利用できるというふうなことになっておりますが、いきいきセンター条例第10条に、集会室は利用料金が2,000円ですよというようなことになっております。これは、果たしてそういう目的でここを使っているかどうかということが1点、使っているとすれば、年間どのくらいの使用料金が納められているのかと。

あと就労支援B型事業について、以前にも質問しましたが、その就労者数、多分今13人かなと思うのですが、これ多分19人という定員だったと思うのですよ。そのうちの町内在住または出身者、以前は3名と言っておられたのですが、これが実際ふえているのかと。障害者といった場合に、介護保険上の障害を持った方もいるわけなのですよ。ここは多分障害児とか、そんなふうなことを中心にした事業だと思うのですが、なかなかこれ難しいのではないのかなと、見ていてですよ。そんなふうな事業を組んでいるのかどうかというところ。

次に、ふれ愛ベースについてなのですが、1年間たったわけなのですが、この利用延べ人数等は

出ていると思うのですよ。利用延べ人数というのは、恐らくモリモリ体操をやったりとかいろんなことだと思うのですけれども、この人数が1年、昨年1年間でどのぐらいだったかと。わかれば、延べ人数ではなくて、そこに施設に行ったというのですか、人数が何人なのだろうと。人口7,000人のうち、一体何人ぐらいがここに行ったのだろうと。

多世代ふれ愛ベースも、これ設置条例でうたっているのが多世代交流事業、触れ合い及び生きがいづくり事業、健康づくり及び介護予防事業で、この3項に掲げるもののほか町長が必要と認める事業と、この4点が事業内容になっているわけです。

今見ると、子育て支援が中心になっているような気がします。この設置するときの条例に、子育て支援というのは入っていないのですよ。特にこのネット上で「彩北なび！」というのがあるのですが、その書き込みで、「お子様からお年寄りまでどなたでも利用できる子育て支援施設です」と、「夏はクールオアシス施設としてご利用いただけます」と書いてあるのですよ。これは、町が出したのかどうかちょっとわからないのです。「彩北なび！」というところに、そこに書いてあるのです。「子育て支援施設です」と、これ違うのではないですかね。

というのは、ここのセンター、これ質問になります。保健センター、ひのくち館、中央公民館、さらに先ほどのいきいきセンターとの事業競合というのですか、これどうなっているのかなと。まず子育て支援についてとか、例えば保健健診とかありますが、以前は保健センターでやっていたのです。保健センターでやっていたものをこっちへ持ってきたと、それから子育て支援は主にひのくち館でやっていたと、その事業をこちらへ持ってきたと、そういう事業が非常に多いわけです。子育て支援の事業は、主に月に5回ぐらいやっています。ということなのですが、では保健センターはもう、例えば集団健診とかいっても、ひのくち館でやるのならば要らないのではないかなと、保健センター必要ないのではないかなと。

だって、予防接種なんか全部医療機関の委託ですよ。集団接種というのは、ほとんど今やっていないです。保健センター、では上に社会福祉協議会ありますけれども、ここの保健センターの事業をこっちへ持ってきてしまったのなら、もうそちらのほうも公共事業の、今度先ほども出ましたけれども、これももうなしにすると、保健センターを向こうに持ってってしまうのだとか、そんなふうなことで条例改正というのか、していったほうがいいのではないかなと。この業務仕分け、特にそれからコーラスをやったりとかいうのもしていますが、これは中央公民館でやっていたのを持ってきました。

それから、袋地区のモリモリ体操をやっていたのですが、モリモリ体操も多世代ふれ愛ベースに来ています。これは袋区の建物ではないですよ。町全体の事業ですよ。ということで、この高齢者の健康づくり及び介護予防事業というのを新たにここで始めたよ、ふれ愛ベースで始めたよ。子育て支援とか抜いて、そういう事業は何なのかということをお伺いします。

それから、蓬莱島公園は、これも設置条例で「優れた自然の景観地を保護するとともに、人々に憩いの場を提供して利用の増進を図り、観光による活性化を推進する」と。この設置目的が2つです。「町民の憩いの場、観光客の線としての観光地化」、これ進んでいるのですか。蓬莱島公園、もう進めているのでしょうか。

私は、個人的に好きなので週に1回ぐらいは行きますが、夏休みでも余人に会うことはない。これ進めていないのではないかなと。昨年度が68万円ぐらいかな、前は100万円以上かかったのですが、大分安くなったのですけれども、あそこの除草作業とか安価にはなりましたが、毎年例えば68万円なら68万円、10年で680万円かかっているということなので、これを継続するのは、どういうふうはこの設置目的を達

成していくような努力をしているのかということはお伺いしたいと思います。

それから、長瀬公園なのですが、この長瀬公園、設置当初は3月議会で出しましたが、「あそこはグラウンドゴルフをやったらどうですか」と言ったら、「いや、あそこは団体でのグラウンドゴルフは貸し出しません」という話だったです。個人が行って、あそこで危なくない程度にポンと打つのはいいよというようなお話だったのですが、9月1日からあそこでグラウンドゴルフも始めました。というのは、トイレの問題とか要望とかということだと思えるのですが、これははっきり言って見えていたことだと思います。やはりそのほうが町民の利用は多くということだと思えるのですが、もしそういうことであつたらば、これは過去のことを言ってもしょうがありませんけれども、あの公園の配置図、あの一番広いところに遊具を置いてしまったと。あれは、最終的に町長が承認印を押されたと思いますが、私はミスだったのではないかと。今グラウンドゴルフをやっているところに遊具を置けば、グラウンドゴルフも広く使えたということなのですが、そこのところについてどうして変わっていったのかというふうなことについて。

あと南桜通りは、今町長が言われたことはわかりました。ただ、これ申しわけないのですが、揚げ足とるのではないのですが、これ上長瀬か、そちらの新年会のほうで町長が、「今度は長瀬駅から整備をしていきますよ」と言われたというふうなお話を聞いたのですが、ではそれは今度はというのは、いつになるかわからないけれどもという意味で言われたのか、いや、そんなこと言っていませんよと、聞き違いかもしれません、そのようなこと。

あとトイレについては、いろいろ言うていただきました。その中で、観光協会に委託しているというふうなことなのですが、昨年とことしの予算を見てもトイレの清掃費は全く同じでした。これ受益者負担というのがあろうと思うのですよ、観光トイレなんか、特に長瀬地区の観光トイレ。これ半分ぐらい受益者負担にさせていただくように観光協会に努力していただいて、ぜひそれを進めて、来年度以降このトイレの清掃費用を半減ぐらいできないのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

公園につきましては、個々の課長に答弁をさせていただきたいと思えます。

私に対するご質問、南桜通りにつきましてはでございますけれども、予算の都合上あそこでとまったわけでございます、その後考える中で、長瀬のほうからしてきたほうがよいのではないかなという思いで実はおりました。そのお話を新年会等でさせていただいたと思えます。しかしながら、やはりこれは始めてきたところからやっていくのが筋かなというような思いもいたしております、まだ今のところ決定はいたしておりません。ただ、そのようなまだ担当とも協議する中で、はっきりした案がまだ示されておらないわけでございます。

いずれにいたしましても、今現在始めるとなると町で100%の持ち出しになりますので、そうではなくて、何かいい補助金でもないかなということで今現在探しているところでございますので、そちらのほうの補助金が整う前に、大体その補助金がいただけそうだとことになりましたらば、それはしっかりとお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

いきいきセンターの料金の関係のご質問があったかと思えますが、有料利用はございません。

それから、就労支援継続B型の人数の関係のご質問だったかと思えます。人数につきましては、平成30年

度に13名ということだったのですが、先日1名新たにふえました。町内の利用の方ですが、3名プラスそのふえたという方は町内の方でございまして、4名という形になっております。

それから、障害者と高齢者の交流の関係でございまして、たしか昨年も同様な質問をされたかと思いましたが、これらについて難しい問題でありまして、引き続きこの辺のところを障害者交流、それから地域との交流を含めた形で事業ができたと思っております。検討してまいりたいと思っております。

次に、多世代ふれ愛ベース長瀬の利用人数というご質問だったと思っております。延べ人数で昨年度全体の来訪者として、事業を含めた形では7,982名でございまして、そのうち町の事業、高齢者や母子、それから世代間交流事業等の事業の利用者は、延べ3,594名でございまして。

次に、多世代交流事業ですけれども、今も多世代交流事業の人数という形でご報告しました。本日多世代交流事業としてふれ愛ベース長瀬で地域のお年寄りとおだんごをつくったりとか昔の遊びをするというような事業、本日の午前中、今ちょうど同時刻ですが、実施しております。年3回から4回という形で実施させていただいております。

それから、子育て支援施設とは違うのではないかということですが、先ほどの答弁の中にもありましてとおり、母子保健法に基づきまして子育て世代包括支援センターという施設を設置するということになっております。今回あの施設ができたということで、あそこを子育て世代包括支援センターとして、子育て支援の妊娠、出産から子育てまでの全般にわたる相談をいろいろとできる施設として活用させていただくという方向で利用させていただいております。

次に、保健センターのところの関係と、ひのくち館や中央公民館、それといきいき館との事業競合はないかというご質問だったかと思っておりますが、特に私どもの管理しているふれ愛ベースでは、公民館から団体が動いてきたというようなものは今のところないと思っております。

それから、いきいきセンターについても同様でございまして。

次に、保健センターの関係のご質問があったかと思っております。保健センターの機能が多世代ベースに移ったというようなお話だったかと思っております。昨年度は、がん検診とか特定健康診査などの成人保健事業も、保健センターではなく多世代ふれ愛ベースでやってみたのですが、今回本野上地区公園をつくったということで、駐車スペースが非常に少なくなりました。その関係で、今年度もまた保健センターのほうに事業を移して実施しております。駐車場が狭いのは保健センターでも一緒なのですが、その辺駐車場の整理とか受け付け方法に工夫をしまして、スムーズに実施できるように事業を実施しているところでございまして。

あとふれ愛ベースの関係で、モリモリ体操が移ってきたということでしたが、モリモリ体操のグループでは、中央公民館で実施をしたり保健センターで実施をしたりしているグループもありますので、この辺については町の施設を利用させていただくということで、特に問題ないかと思っております。

最後に、新たに始めた事業というようなご質問だったかと思っておりますが、今年度介護予防事業として、先日ですが、「老人のきれいに老いるセミナー」というちょっと変わった名前で、介護予防事業のほうを違う切り口から始めさせていただきました。回数としては4回ありまして、先日第1回が終了したところでございまして。これらについては、今回新しく始めた事業となるかなと思われまして。

以上でございまして。

〔課長、「彩北なび！」は〕と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝康雄君） 失礼しました。「彩北なび！」については、ちょっと私確認していないのでわからないのですが、後で確認させていただきます。済みません。ウェブでとってくるのですよね、イ

ンターネットで出ているということですか。

- 5番（村田徹也君） はい、出ている。
- 健康福祉課長（中畝康雄君） はい。
- 議長（野口健二君） 産業観光課長。
- 産業観光課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

観光協会のほうに清掃業務を委託している部分につきまして、受益者負担の観点から予算を半額程度にできないかのご質問だったかと思われまます。

この件につきましては、観光協会のほうへトイレ清掃の委託をしている理由としましては、平日、休日ともに職員が在中していること、観光業者の多くの会員が所属していることから、委託することにより少しでも観光振興に資することができること、そして役場の閉庁時の土曜、日曜、祝日などの観光客が多く訪れるときにも対応できることなどから、観光協会へ委託をしているものでございます。

利用者、主に観光トイレの利用者でございますが、観光客以外の方も多く利用されている状況などから、一概に観光協会でなくてもいいという部分でもあるかと思うのですけれども、作業内容等を見ますと、報告書などが火曜日以外のほぼ週6日間作業を行っていただいていること、それから作業の実施報告書の作業時間などから見ますと、現在の金額を半額程度にするというのはなかなか難しい状況ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

- 5番（村田徹也君） 蓬莱島。
- 議長（野口健二君） 建設課長。
- 建設課長（若林 智君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

蓬莱島のこれからの除草作業等の関係なのですが、現在シルバー人材センターのほうにも委託をしております。それから、蓬莱島を守る会のほうにも、ボランティアということで草刈り、除草のほうをお願いしているのですけれども、今後もそちら、そういう団体を利用させていただいて管理をしていきたいと思っております。

また、そういうところでも職員で対応できる場所は職員で除草作業を、本日も午後職員のほうで除草に行かせていただくのですが、そういった感じで管理のほうはさせていただきたいと思っております。

それから、利用者の関係なのですが、私どもが週1回、2回蓬莱島のほうにも足を運ばせていただいて状況等を確認させていただいておりますが、ウォーキング等で利用していただいたり、それから保育園児が散歩に来ていただいたり、それから夏休みには元気プラザでイベントに活用していただいたりしております。

また、今年度は、町外の学童クラブの団体なども利用させていただきということで、遠足で利用したいという申し込みがございましたので、許可をさせていただいております。

それから、長瀬地区公園のグラウンドゴルフの関係なのですが、当初は貸し出しは予定しておりませんでした。ですが、空きスペースもございますので、有効利用させていただくという観点から、グラウンドゴルフさん、それからまたちょっと今予定なのですが、ペタンクのほうの団体さんも利用したいという申請がございますので、そちらのほうにも利用していただければというふうに考えております。

それから、遊具等の配置の関係なのですが、検討委員会というものが設置されておりましたが、その中で意見をお聞きしまして、この配置ということでご意見いただきましたので、そのとおりの配置というこ

とご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 一部歯切れの悪い答弁だったような気がします。要するに、ではいきいきセンターから多世代ふれ愛ベースについてというようなこと。例えばさっき多世代ふれ愛ベースのほうでいくと、設置条例というのがあるのだから、ここのところに支援センターに持っていったというふうなことについては条例改正しなくてもいいのですか、この多世代ふれ愛ベース。最初うったのと大分目的が違うような気がするのですよね。残念ながら、あれだけの建物について、では私の認識するところと課長の認識するところが違うのですよ。

あそこで例えばコーラスなんかもやっていますよね。子育て、ブレーメンもやっているけれども、そうではなくて歌の練習なんかをしたりもしていると。それは、中央公民館でやっていた人たちがそっちでやったりというふうなこともある。多分そうなのではないのかなと思うのですが、要するに私が一番言いたいのは、競合していると。多世代ふれ愛ベースに保健センター、またはではひのくち館はどうなっているのですか。ひのくち館は、あそこのところが今どういうかというと、ひのくち館は学童にほぼなっていますよね。月1ぐらいであそこのママのコーヒータイトムか何か向こうでやっています。それ以外みんなこっちへ来たのです。

だから、向こうにできたのをこっちに来たとか、もう要するに税金の無駄遣いをなくすということであれば、あれをなくすというのも難しいことではあると思うのですが、もっと多世代ふれ愛ベースをつくったのには、長瀬町の要するに健康寿命を延ばすということは、子育てと2本の柱だと思うのですよ。多分そうだと思うのですよ。それだったら、例えば高齢者があそこに行くと、とにかく行って、何か町のほうで行事を組んでいただいと、そんなふうな健康相談とか、そんなふうなものを新たにやっていると、そういうことが必要なのではないかと。

延べ人数が7,982人でしたと。では、長瀬町の町民全体の人口と同じぐらいだけれども、ではその中の何人が行ったのかということが、チェックすればできるのでしょうかけれども、必要なのだと思いますので、その点、課長これから努力していただければと思います。

では、さて再々質問ということなのですが、とにかく行ってみようと、行って健康増進しようとか、行って子育てに役立てようというふうな目的で町のほうでは予算を立ててお金を立てたと。だから、公園であれば、先ほども公園設置検討委員会というのがあったというふうなことのようですが、もうその席で既に、「こういうものでこんな配置でどうですか」というので提案されたやに聞いております。

はっきり言って、もう一回言いますが、見通しが甘かったのではないかと。もしグラウンドゴルフに貸し出すということであれば、あの広いところが、あのスペースでグラウンドゴルフをやっても支障はないと。では、あの遊具が今グラウンドゴルフをやっているところ、あそこに行って支障があったのかどうか。私は、支障はないと思います。あのスペースに入ったと思います。私はですよ。

やってしまったことをとやかく言ってもしょうがないけれども、だからそこについては、やはり最終チェックというのですか、計画段階でのこういうグラウンドゴルフでも使うと、ペタンクでも使うということであれば、もう少し検討を要したのではないかと。こんなふうなことを、今後の施設とかそんなものをつくっていくと。例えば緑の村であるとか、そんなふうなことにしても考慮していただいたほうがいいのではないかと、これは提言といいますか、提案にさせていただきます。

あと岩田公園も、夏休みに随分行ってみましたが、草がすごいですよね。これ仕方ない。草というのは、本当に強いんですよね。もう長瀬町中困っているのです。でも、あそこに草ぼうぼうの中に割ってなかなか夏は行けないなど。ではとって、あれを草刈りをお金かけてというのはなかなかできないなどということもありますが、特に蓬莱島についても、確かに保育園で行ったりとかそういうことはありますが、では長瀬町民が本当に何人行っているのだと。前も言いましたが、私はあの公園は、一度除草経費はなしにして、蓬莱島を守る会でもやっていただいているというふうなことなのですが、全面お願いをして様子を見ると、1年間。やはりこれではということであれば、これは無理だとか。だって、動線としての観光地化というのはできていないではないですか。やっているのですか。蓬莱島を含んでの動線としての観光地化というのが目的ですよというふうなことで書いてあるわけですよ、蓬莱島設置条例に町民の憩い場と観光客の線としての観光地化と。進めていないのなら、そういうふうな後退と見られるかもしれませんが、そんなふうなことも必要ではないかと。

余り長々としゃべっても時間がなくなりますが、なぜこのようなことを言うかということ、長瀬町は観光立町ということに柱に置いています。だったら、蓬莱島にかかる経費、あの経費は長瀬から上長瀬のあの南桜通りのところの除草でも進めたほうがいいのではないかと。あそこ歩いてみれば、完成した南桜通り、右側を見ます。草しか見えませんよね、草しか見えません。河原は遠くのはるかかなたにちらっと見えるぐらいです。やはり観光客は、今現在はあちらのほうは人が多いという状況ですので、観光立町を目指すのならそちらにお金をかけたほうがよいのではないかと思います。

ちょっとまとまりませんが、再々質問にします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

多世代ふれ愛ベースの条例改正が必要ではないかというご意見でございましたが、設置条例の第2条には「次代を担う子供たちを育み」ということで、設置目的上は子育て支援、妊娠、出産から子育てまでというようなところについては、特に問題ないのかなと思っておるところでございます。

次に、ひのくち館の関係ですが、議員おっしゃるとおり、現在は主に第二小の放課後児童クラブとして利用させているほかは、今子育て支援事業につきましては月1回、年間12回でございますが、もぐもぐタイムですね、料理をつくったりするものなのですけれども、そちらをやっております。それ以外の事業につきましては、子育て支援事業につきましては全てふれ愛ベースのほうに移動しました。

理由としては、狭いということで、実際事業の実施内容とか見てもらえばわかりますが、小さいお子さんがひのくち館のあの狭い中で体を動かすというのは非常に危険だということもありますので、それから家の中で思い切って走ったりするようなこともなかなかできないものですから、子育て世代のお母さんには、思い切って動ける場所があってよかったというような形の評価はいただいております。

また、出生が今非常に少ない中で、「この子育て支援の事業に参加すると、長瀬町にはちっちゃい子がいたんだって改めて認識します」なんていうアンケートを書いていただいた方もいらっしゃいますので、引き続きこの辺の子育て支援事業につきましては進めてまいりたいと思っております。

また、健康寿命を延ばすという取り組みでございますが、これについても、ことしは7月からはコバトン健康マイレージ事業にも参加したほか、健康相談事業というようにお話でございましたが、ふれ愛ベースには保健師がおりますので、そこに南須原医院の帰りに寄ってちょっと話をして相談していくなんていうこともやっておりますので、引き続きその辺のところも利用できるようにPRしていけたらと思ってお

ります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

見通しが甘かったというご意見なのですが、グラウンドゴルフも当初は、先ほども申し上げましたけれども、利用しない、できないというような管理の仕方だったのですが、空きスペースもございますので、それから先ほども町長のほうで答弁にありましたが、草むしりですとか、そういった管理もボランティアでやっていただくということもありますので、お貸ししたという経緯でございます。

それから、岩田公園の草がひどいというのは重々承知しておりまして、なかなかとしちょっと暑かったもので、それからシルバー人材センターさんのほうでも、その除草の順番的に一般の方のご家庭のほうの除草作業のほうにとられてしまっているところとかありまして、なかなか町のほうのお願いするところもなかなかやっていただくことが難しかったのですが、こちらに関してもできる限り職員のほうで対応して草刈り等を行っていったのですが、としちょっと夏場暑かったもので、その辺がひどくなってしまったということでございます。

それから、観光立町として蓬莱島の動線として見ていないということなのですが、それを1号線のほうの草ということでひどくなっているということなのですが、斜面もちょっと盛り土をしてございまして、工事の方法ですか、それが草が生えて斜面の盛り土が落ちつくということもございまして、ちょっと伸び放題になってしまっている部分がございます。そちらのほうも順次除草のほうをシルバーさんのほうにもお願いしておりまして、なかなかできないということに関しましては職員のほうで対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問に対して、まとめになると思っておりますけれども、私のほうからご回答させていただきます。

先ほどふれ愛ベースでコーラスというお話をいただきましたけれども、これは多分介護予防で行っている「みんなで歌いましょう」ということではないかなと思っております。たしか広報にも出ておりましたので、そちらのほうで時々やっていただいておりますので、中央公民館のほうでは、私も所属しておりますけれども、そちらは中央公民館を使っております。

それから、7番議員からも公園についてのご質問をたくさんいただきました。なかなかでき上がってみたら、ここはこうすればよかった、ああすればよかったというのが新事業でございまして、そのような中で、当然公園整備などもそうしたことになるわけでございますが、その中でこれから皆様方の声を聞きながら、いろいろ新しく整備を進めていければ、またこれも新鮮味が出てきて、リニューアルというような言葉もよくございますけれども、そうしたことで町民もまた行ってみようというような意欲も湧くわけでございますので、少しずつ変わっていくということも鑑みながらこれから進めて、皆様方によりよく使っていただくような方向で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、時間もないので、多分これで終わりだと思っておりますので、人口減少対策につい

て町長にお伺いします。

長瀨町人口ビジョンが策定され、3年以上経過しています。当町の人口は、この人口ビジョンで示されているとおりに人口減少が続いていますが、この結果をどのように分析されているのでしょうか。特に年少人口の減少が顕著で、今後この人口構造が生産年齢人口に移り、財政力の低下等に影響を及ぼすようになると考えられますが、町はどのような対策を実施しているのでしょうか。

また、当町は合計特殊出生率が県平均を下回っていますが、その改善策として具体的に取り組んでいることは何なのでしょうか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

当町の人口につきましては、議員ご指摘のとおり減少が続いており、特に年少人口の減少が著しく、合計特殊出生率も県平均を下回っているところでございます。このような状況を受け、ここ数年人口減少対策に係る施策に重点的に取り組んでいるところでもあり、今年度も子育て、若者世代の皆様やその子供たちが住みやすいまちづくりを目指して、結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援と、移住・定住の促進に係る各種施策を実施しているところでございます。引き続き各種施策を実施し、人口減少対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 当町にとっては、人口減少は大変切実な課題だと思います。政府は、東京大都市一極集中をさせずに地方に人口を戻すということで、人口ビジョンの策定をほぼ義務づけたと、長瀨町でも人口ビジョンを策定したというふうな経緯がありますが、実際問題として年少人口どれだけ減っているか。比率は、埼玉県下で57位ですよ。

それから、生産年齢人口比率、これは60位、多分これ平成29年度の資料です。という状況ですが、この生産年齢層をふやすというために多分この人口ビジョンを策定して、プラン・ドゥー・チェック・アクションというふうなことで、プランができて今ドゥーというところだと思っておりますが、もう3年たちましたので、これに対するチェックでアクションを起こしたのかどうかというところについて、いや、まだ全然見直していないでも結構です。一つお願いします。

それから、これ国勢調査によると、長瀨町は出生数が1,000人当たり3.3人ということで、埼玉県下で62位と、合計特殊出生率も62位と、これも平成29年です。この結果が、ゼロ歳児21人、7月現在でしたか、21人でしたよね。多分7月現在は21、私この資料を持っています、21です。それからふえたかは知りませんが、昨年度が24と。

このゼロから4歳児が157人、これは今現在です。157人です。これ非常に少ないですよ。上の層から見ると100人少ないのですよ。5歳からゼロ、1、2、3、4いくでしょう、5、6、7、8、9と比較すると100人少ないのです。これ町民課長、多分知っているかと思えますけれども、上の層と比べて100人少ないのですよ。というような状況です。出生が非常に少ないと、これが現実です。

そのためにどういうふうにしていくのだと、この人口ビジョンのシミュレーション。このシミュレーションでは、出生率を2.1にした場合なんていうことが書いてあるのですよね。1.4でやった場合に、出生率1.4でもう2040年には人口は半減すると言われていたのですよ。それを2.1にする。これ不可能だと思っておりますよ。これ不可能だからと手をくわえているのではなくて、移住・定住をやっていると、子育て世代の

住みやすい町というふうなことでやっているのだと。では、これでふえていくのかどうか、将来的見通しについてお伺いしたいと。大変難しいと思いますが、将来的見通しがどうなのか。

これは、あと別な問題に移りますが、産業構造とか生産額とかいうふうなことについて、産業の育成等も必要だと思うのですよ。これも平成29年かな、第1次産業、第2次産業、第3次産業の生産額だったかな、これ埼玉県下で多分長瀨町は62位なのです。だから、それを上げないと、上げるにはやっぱりそういう産業の育成と。観光業を活性化して観光に携わる雇用をふやすと。これ町長、以前発言されました。新たにホテルを誘致するとか、ちょっとこんな話も今言っているのですか、大江戸温泉物語とか、何かそんなのを長瀨町に建てたいとか、そんなうわさをちょっと聞いた。これはちょっと聞いただけで、この議事録に載っていいかどうかわかりませんが、そんなふうなのですか、例えばそういうホテルが来て、従業員とか雇用数がふえるとか、そういうことにつながるのならいいけれども、お店が1軒ふえました、よしたところがありますでは、これ観光産業を中心にした産業は全然活性化していかないと思います。

まず、ちょっとデータは言いません。平成25年から5年間を見て、例えば総人口は573人減った、生産年齢は645人減った、老年人口は223人ふえている、平均年齢はプラス2.5歳で52.1歳、1人当たり医療費はプラス3万9,179円かかっている、それから要介護人数はプラス19人と、これ平成25年からの5年間の資料です。その後は出ていません。国勢調査をもとにした資料です。

多分こういうデータは町でも持っていると思いますが、総人口が減少する中で高齢者がふえていくと。そして、要介護者の増加や医療費の増加、これ確かですよ、などにより社会福祉費の占める予算が上っていくと。こんな現状から、将来を見越し、健康寿命を延ばすことは、今やるべき重要施策ではないでしょうか。子育て支援も大変ですが、町としてどういうデータをお持ちかわかりませんが、データをどのように評価し、将来的に高齢者施策といいますか、人口を維持する、またはふやすということを、現実的な施策があったらお伺いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど人口減少対策についてのアクションを起こしているのかというお話をいただきました。特別なアクションは起こしておりません。しかしながら、今現在実施している各種施策がなければ、さらに人口が減少するという可能性が高いわけでごさいます、施策の効果は一定程度あるのではないかなと思っております。

また、人口シミュレーションにつきましては、また今年度新たに実施する予定となっております。そのような中で、日本全国一極集中の中で、どこの市も町も人口減少に歯どめがかからないわけでごさいます、私も長瀨町も本当に先ほどから出ておりますけれども、全てが62位という状況の中で、一番本当に困ったなという思いがしておりますけれども、いろいろな本を読んだり、またメディアの発表ですとか、そういうご意見をお聞きする中で、やはりこれは人口減少に歯どめをかける特効薬というのは今ないという有識者のお話をお聞きすることが多いですね。「今までやっている地道な取り組みを続けていかなければ、どうにもならないのですよ」というお話を時々お聞きをしております。

そのような中で、先ほども申し上げましたけれども、今現在行っている施策をしっかりとやっていく、これが一番かなと思いますけれども、そのような中で、また新しい人口減少に歯どめをかけられるような施策が見つければ、ぜひそちらにもその事業を進めていければなと思っておるところでごさいますけれども、今のところは今日まで進めております対策をしっかりとやっていく予定であります。

それからまた、産業の育成というお話の中で、やはり長瀬町は観光立町なのだからというお話をたびたび私もさせていただいております中で、ホテルのお話、名前も出てまいりましたけれども、大江戸温泉ではないのですよ。大江戸温泉にいらした方が中に入っているということで、しっかりした大きなホテル経営者でございますけれども、ぜひ長瀬にということで、これを何とか引きとめておいて長瀬町に大きなホテルができたらいいなということで、今担当ともしっかりとやっておるところでございます。

それと、あと多分議員もご承知だと思いますけれども、日産保養所、あそこにハナホテルが10月にオープンする予定だそうでございます。そのお話は町のほうにも入っております、とりあえずは人数制限があるようでございますけれども、いずれは日帰り入浴もやりたいというようなお話も伺っております。

それからまた、古民家再生の会社さんもすばらしいのが根岸のほうにできているようでございます、こちらがどのような事業を展開していくのか、非常に楽しみなところでございます。

なかなか大きな企業を町に誘致するというのはなかなか難しく、岩田地区に企業導入の土地があるわけでございますけれども、何度もそうした打診はございましたけれども、なかなか最後までうまくそのあれが進まないというのが現状の中で、やはり観光でそうしたホテルですとか、それに関連した方たちにお越しいただければ、また少しずつでも長瀬町も人口もふえるのではないかなという思いでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、もう時間も迫っておりますが、このホテルが建てられるかどうかとか、ハナホテルが開業するとかいうふうなことに關しての町のかかわりというか、町でそんなふうなのを進めてこういふふう呼び込んできたものかどうかというところは、どうなのかと思います、いずれにしても何かの施策をとらなければと。ただ、町長は今までどおりのということで答えられたのですが、一番最初に再質問で言った、人口ビジョン策定から3年経過したのだけれども、それについての評価というのをなされているのかどうかということが、ちょっと回答になっていないと。

2040年ですか、このままいくと5,000人を切ってしまうと。そのときに、ここに副町長もいらっしゃいますが、人口ビジョンのとき、いや6,000人を維持するのだというふうなことで言われたのですね、説明のときに。それが目標だということなのですが、目標というのは達成するために目標を置くわけですね。だから、それに対して今までどおりで出生数もふえていないと。例えば移住・定住ですが、もう時間ですね、高齢者を呼んできても、これ大変になると。この生産年齢層をいかに持ってくるかと、これ課題だと思しますので、その点見直しができているのかと、その点についてお伺いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

確かにお年寄りがふえてもというお話でございますけれども、確かにそうなのですね。その中で若い人たちに来ていただきたいというのが私たちの願いでございます、ことしは移住・定住については7月でしたか、8月ありましたよね、移住・定住が。施策の一つとして、若い方たちにその移住・定住について授業をしましたときに、お越しいただきましたけれども、まだその方たちが長瀬に来て住んでいただくというような状況にはなっていないようでございます。

しかしながら、やはりそうした部分につきましても、これからしっかりと若い方たちに来ていただいてというような方向で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） では、村田さん、時間なのでこれでおしまいにさせていただきたいと思います。

○5番（村田徹也君） 見直しの回答がないわけですね。

○議長（野口健二君） 回答する。

では、企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員の再々質問にお答えをいたします。

まち・ひと・しごと総合戦略の評価でございますけれども、指標のほうを立てさせていただいておりまして、そちらの評価につきましては、毎年度検証委員会というのを開催させていただきまして、チェックのほうは外部の委員の皆様の評価をさせていただいているところでございます。

そちらの計画につきましては、今年度が期限となっているところでございまして、先ほど町長のほうからもご回答差し上げましたとおり、人口推計、そちらの見直しというか、再度やらせていただくとともに、その計画をどのようにしていくかというのはこれから整理をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 質問します。野上下郷8号線と112号線の早急な対応について建設課長にお伺いいたします。

滝の上区長から、野上下郷8号線と112号線の改良工事の要望について数回提出されていることは、ご承知のとおりであると思います。野上下郷112号線の起点に当たる橋の部分は狭く、野上下郷8号線と合流する丁字路を曲がり切れなかった車の対処を近隣の住民が手伝っているのが現状のようです。また、双方の路線とも急な坂道であり、道路の途中で車が鉢合わせになった場合に車の待機場所がなく、どちらかが後退してその場をしのいでいる状態のようです。この道路は、地域住民の生活道路であるため、地域住民が安心して利用するためにも、早急に対応することができないかお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 野原議員の野上下郷8号線と112号線の早急な対応についてのご質問にお答えします。

ご質問の路線につきましては、平成26年度とことしの6月に、野上下郷112号線の橋梁の改良の要望書が2回提出されております。平成26年度の要望のときに、橋梁の隅切り部の修繕を実施いたしました。ことしの6月にも要望をいただいておりますが、そのときは職員が現地確認を行っております。しかしながら、橋梁の改良を行いますと多額な費用がかかります。また、代替案として野上下郷8号線の拡幅が考えられますが、こちらも家屋等の関係上から難しい状況でございました。そのため、ご要望いただいた内容の事業実施は、難しい状況である旨を区長さんに回答させていただいております。

また、野上下郷8号線の改良事業につきましては、平成27年度に要望書が提出されております。野上下郷8号線が拡幅されれば、野上下郷112号線との交差部の問題も解消されると考えられますが、改良を行う場合、地形上急な勾配や沢、崖等の問題から大規模な改良が必要と考えられ、かなりの費用が見込まれるため、現段階では事業実施が難しい状況と考えております。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいま若林建設課長の答弁に対して、確認と再質問をさせていただきます。

最新の要望書は、令和元年6月30日の滝の上区長より提出されています。要望書の受理後、私が住民の皆さんにお聞きしたところでは、野上下郷8号線と112号線にかかわる改良工事に関しては、口頭での依頼、要望、そして相談等あわせて要望書提出など、長期間にわたって行政に働きかけた経過があるとのこと。私自身も、滝の上地区の住民の皆さんからたくさんのお聞きしてきました。住民の皆さんの切実なる声が心に響いてきました。また、住民の皆さんの不安も感じ取られました。現場の状況も、時間の許す限り、数回にわたって現場を見てきました。私自身も車を運転して、住民の皆さんのご苦勞と不安を体験してきました。一刻も早急に住民の皆さんの不安と危険が取り除かれ、安心・安全が確保されるように切に願っております。そこで、一つこの質問となりますか、確認のため質問です。野上下郷8号線と112号線に関する地元住民の皆さんからの最初の相談や要望書などに対して、行政として時系列でどのような対応をされてきたのか。その都度の要望内容と、その都度の対応内容についてもお伺いいたします。

2つ目ですが、なぜ滝の上地区の危険箇所の不安が長期にわたって取り除くことができなかつたのか。行政として十二分な行動や対応、実践してきたかについてもお伺いいたします。その事後評価、理由についてもお伺いいたします。

3つ目ですが、先ほどの答弁に絡めてお伺いいたします。道路は、エリアの危険箇所の不安を早急に取り除くためには、滝の上地区の皆さんが今後やるべきことがあるのかをお伺いいたします。

あわせて、行政から住民側へのお願い事項等の有無についてもお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、野原議員の再質問にお答えいたします。

要望内容とその対応内容についてにお答えします。野上下郷8号線につきましては、平成27年度に野上下郷8号線の起点部から野上下郷112号線との交差部までの区間で、道路拡幅の要望書が提出され、要望書の提出があった後に現地確認を行っております。道路改良が必要な路線として認識はしておりますが、ほかの町道で継続して整備している場所もあり、予算も限られているため、事業の着手が難しい状況となっております。

野上下郷112号線につきましては、平成4年度に道路拡幅の要望書が提出され、平成5年度から平成10年度の間で道路整備を行いました。一部区間が未整備となっていたため、平成11年度と平成13年度に道路改良の要望書が提出されております。

また、平成26年度には、熊野沢にかかる橋梁の改良の要望書が提出され、平成27年度に橋の隅切り部の修繕を行いました。その後、今年度になり、橋梁の改良の要望書が提出されまして、要望書の提出があった後に現地確認を行い、要望いただいた内容の事業実施は難しい状況である旨の回答をさせていただいているところでございます。

次に、滝の上区の危険箇所の不安が取り除けなかつたのか、それから行政としての十二分に対応をしたのか、また自己評価についてのご質問でございますが、先ほどもお答えいたしました。地形上の問題もございまして、改良工事を実施する場合、大規模な改良工事となってしまうため多額な費用が見込まれます。これらを総合的に判断し、現段階では事業実施が難しいと考えております。

それから、3つ目の質問ですが、危険箇所の不安を取り除くためには、滝の上地区の皆さんが今後やるべきことはあるのか、また行政から住民側へのお願い事項等の有無についてのご質問でございますが、町

でも道路パトロールを行い、危険箇所等の把握に努めておりますが、引き続き要望書等によりご要望いただければと考えております。

道路改良事業は、費用も時間もかかる事業でございますので、要望をいただいた後すぐに着手することは難しい状況ではございますが、対応できるものは早期に対応するよう努めてまいりますので、引き続きご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 3番。では、再々質問をさせていただきます。

野上下郷8号線と112号線は、公道としてはつながっているようですが、どちらも途中で舗装道路は寸断されています。町道の頂上部分の山道の上には、県指定の旧跡板石塔婆石材発掘遺跡があり、以前にはたくさんの方が訪れていたようですが、現在はほとんど訪れる人はいないようですが、またつい最近の同遺跡を見に行った人に聞いたところ、旧跡も荒れるに任せている現状で、県指定の旧跡板石塔婆石材採掘遺跡の看板が泣いているよというようなことでございましたが、小川町の県指定の板石塔婆石材採石遺跡のほうは整備が進められて、去年は国指定の遺跡となったようでございます。

そこで、長瀬町の同遺跡も、観光資源として活用するためにも、野上下郷8号線と112号線の舗装工事化の考えがあるのか、お伺いいたします。

あわせて、野上下郷8号線と112号線の長期的かつ総合的な改修計画に対する考えについてもお伺いいたします。

野上下郷8号線と112号線の地元の住民の早期不安解消実現のための私案を提案いたします。野上下郷112号線に起点部の熊野沢にかかる橋は、幅が狭く急勾配です。私の私案としては、熊野沢にかかる橋の拡幅工事による急勾配の解消です。簡単に言うと、橋の拡幅工事を先行実施するということです。住民の早期不安解消のためにも、現実可能で緊急的な対策や工事と考えますが、いかがでしょうか。行政の見解をお伺いいたします。

同じく、早期不安解消のための緊急対策工事の私案です。野上下郷8号線の下のごみ集積所から熊野沢までの道路幅が狭く、ブロック塀も気になりますが、すれ違える場所も待機場所もないことはご存じでしょう。左側の杉の木を伐採して見直しを確保することも、住民の早期不安解消のために緊急的に対応できる現実的な対策工事と考えられますが、いかがでしょうか。杉の木の伐採は、冬期の雪の凍結対策の軽減にもなると思われます。行政の見解をお伺いいたします。

地元の皆さんの不安と心配の中に、救急車や消防自動車、緊急車両に対して、野上下郷8号線と112号線を正常な機能にしてくれるかの危惧はありました。緊急時は大丈夫でしょうか。失礼とは思いますが、行政として通行障害がないことなど現場検証等を行い、確認しているかお伺いいたします。

同道路は生活道路です。滝の上地区の住民の皆さんの不安と危惧を取り除き、安心安全な道路への早期改修が実現することを願って質問いたしました。行政としてかなえるようお伺いいたします。町民に寄り添い、前向きで建設的な答弁を期待しております。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 野原議員の再々質問にお答えいたします。

4点あったかと思いますが、野上下郷8号線と頂上部に旧跡板石塔婆石材発掘遺跡があり、観光資源として活用するためにも、野上下郷8号線と112号線の舗装工事化の考えがあるかのご質問でございますが、

野上下郷 8 号線と112号線ともに、民家があるところまでは舗装はされております。今のところ、その先を舗装する計画は現在のところございません。

次に、住民の不安解消のためには、実現可能で緊急的な対策工事と考えますが、いかがでしょうかとのご質問でございますが、橋梁の拡幅は地元からも要望をいただいております。橋梁の拡幅を行うことは、野上下郷 8 号線と112号線の交差部の解消には大変有効と考えております。

しかし、先ほどもお答えいたしましたけれども、地形上、また橋梁を拡幅するだけでは根本的な解決にはならないと考えておりまして、ご提案をいただきました橋梁の拡幅工事の先行実施は難しい状況と考えております。

次に、住民の不安解消に緊急に対応できる現実的な対策工事としての杉の木の伐採をしたらどうかのご質問でございますが、杉の木を伐採することで見通しを確保し、早目に対向車が確認できるため、対策としては有効と思われませんが、道路幅員が狭い場所でございますので、拡幅工事の実施が有効と考えております。

最後に、以前の要望書にも緊急車両の進入に影響が出るということで不安を感じているということでありましたので、消防署とも協議をさせていただいております。消防署からは、橋の勾配が急なため救急車の進入は難しいとの回答をいただきましたが、道路状況を事前に把握していくことにより対応が可能な場合もあるとのことでございます。町内には、こういった場所も多々あります。今後も道路等を巡回いたしまして現場検証等を行い、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） では、暫時休憩いたします。1時10分までです。1時10分からお願いします。

休憩 午後零時04分

再開 午後1時11分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野口健二君） 次に、2番、井上悟史君の質問を許します。

井上悟史君。

○2番（井上悟史君） 2番、井上悟史です。

ゆるキャラの作成について町長に伺います。一般的には、ゆるキャラブームも下火になっているようですが、まだまだ人気はあるようです。長瀬町にもゆるキャラがあればイメージアップや観光のPRにつながるのでは必要ではないか、なぜ当町にはゆるキャラがないのかとの声が上がっています。ゆるキャラは親しみやすいイメージがあるので、作成すれば子供たちの間でも人気になり、町の活性化につながるのではないかと思います。

数年前に議会でイメージキャラクターの予算について審議を行った経緯も存じていますが、再度検討する必要があるのではないかと思います。町長の考えを伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 井上議員のご質問にお答えいたします。

ゆるキャラにつきましては、町長就任当初からその必要性を痛感しておりまして、平成26年度当初予算案に制作経費を計上したものの、予算案の審議の過程において、議員の皆様から反対意見を多数いただきましたことから執行を凍結した経緯がございます。

しかしながら、先日も県から、埼玉県誕生150周年記念事業の一環として、県のマスコットであるコバトンとさいたまっちと県内市町村のゆるキャラとのコラボレーションデザインを制作したいとの依頼がありましたが、当町にはゆるキャラがないため依頼をお断りしたところでございます。

県に確認しましたところ、今回コラボレーションデザインに参加できないのは長瀨町のみだったとのことでした。また、秩父警察署管内で行われる交通安全キャンペーンにおいても、他市町のゆるキャラは効果的に活動している一方で、長瀨町のゆるキャラがないという状況となっており、参加されている方からも、なぜ長瀨町にはゆるキャラがないのかとの意見を多数いただきます。そういった意見をいただくたびに、もし長瀨町にゆるキャラがいればもっとキャンペーン効果が上がるのと感じ、当町の状況を残念に思っているところでございます。

このように町にゆるキャラがないことにより各種事業に参加ができなかったり、キャンペーンの効果が上がらなかったりすることは、町としてPRの機会を失っていることにつながり、得策ではないと考えております。今回井上議員から、ゆるキャラの作成について再度検討する必要があるのではとのご質問をいただきましたことから、町のゆるキャラの作成について再度考えてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（野口健二君） 2番、井上悟史君。

○2番（井上悟史君） 経費の面で心配があるようでしたら寄附を募る方法もあると思いますので、考えていただければ実現が早くなるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 井上議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどゆるキャラが下火になっているというようなお話でございましたけれども、時代が変わりまして、やはり子供たちにとりまして縫いぐるみというのはとても興味があるものでございまして、ブームが終わるといえることはないのではないかと私も考えております。

その中で、先日国交省に参りましたけれども、ある部屋に全国の縫いぐるみがたくさん飾ってございました。また、埼玉県庁に参りまして、1つの部屋に県内のゆるキャラが飾ってございます。他町村の首長さんたちとそういうところにお伺いいたしますと、自分の町のゆるキャラはどこにあるのだろうということで、皆様方も大変関心を持ってその部屋の中で探しておるといような状況でございます。

そのような中で長瀨町が本当はないというのは、私にとりましても本当に寂しいことだなどいつも思っているわけですが、ただいま井上議員のほうから経費の部分というようなお話をいただきました。経費につきまして、クラウドファンディングですとか、ただいま井上議員からも申されました寄附ですとか、そのような方法もあるのではないかなと執行部としても考えておるところでございまして、これからいろいろな方法を考えながら、もし財政面でそうした部分がクリアできるのであれば、また考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

○9番（新井利朗君） 一般質問させていただきます。

住宅の防疫と害獣等の駆除について町長にお伺いいたします。以前は、衛生委員等が床下消毒等を実施し、ネズミや害虫の駆除を行っていましたが、実施しなくなったことによりムカデ等の害虫が室内に侵入し、かまれる等の被害に困っていたり、家に害虫や害獣が住みつき、ふんのおいや凶暴さに困惑し、役場に相談しても解決には至っていないようです。生活にかかわる問題なので、直接役場で屋外消毒や害獣駆除の対応をしていただきたいので、お伺いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町では、地域の公衆衛生の向上を図るため、以前は各地区の衛生委員等を通じて床下の消毒等が実施されておりましたが、行政区による床下消毒は過去10年以上行われておりません。町内の各地域で行われていた床下消毒が行われなくなった詳細は、当時の記録が残っておりませんので不明でございますが、生活様式の変化によって公衆衛生が向上し、床下消毒の問い合わせが減少したことや、世代交代が進み、地域の共助で実施されていたものが年々難しくなった地域もあったのではないかと推測しております。

なお、町民から害虫駆除に関する相談があった場合は、町民課におきましてその状況を聞き取り、職員が要望者と一緒に現地を確認した上で、個人での処置が困難な場合は専門の知識を有する業者を案内しております。

また、害獣駆除につきましては、農作物への被害が出ている場合には、猟友会等に依頼して害獣駆除等の対応を産業観光課で行っております。

個人の資産である建物や敷地は個人で管理していただくのが原則でございますので、町職員による消毒の対応は現在のところ考えておりませんが、今後町民からの要望がふえた場合は区長会等に諮ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 確かに昔、環境委員とか環境衛生委員というふうな形で、区長、副区長、環境委員とか交通委員とかいうような形で、いろんな委員の制度があったというのは承知しております。ですけれども、ムカデ等の進出といいますか、家屋内に出てきたことがあるのは、大抵どなたも経験があったりしているのではないかと思いますし、また近くにはかまれたという人も結構いるみたいです。やっぱりかまれると気持ちのいいものではないし、痛いものだし、いつまでも膨れていたりとかありまして、私も本当のここ1カ月ちょっとの間に2人がかまれたというのを聞きまして、本当にその人たちも困っていました。昔はやってくれたのに、今はちっともそういうこと呼びかけてくれないね、やってくれないねと。

また、ムカデばかりではないのですけれども、実際には屋外にある物置の陰といいますか、そこにタヌキが子供を産んでしまったというようなことで困って役場に問い合わせしたところ、予算がないからできませんというようなことを言われた。

結局農業被害であれば役場も対応してくれるのですけれども、人家における、町民に対しての被害とい

いますか、そういうようなものに対しては対応するものがなくなっているということなのかと思うのですね。ですけれども、やはり町民、非常に年配の方でありますので困っておりました。そういうふうなことから、すぐに来てくれればいいけれども、なかなか来てくれることでもないし、実際のところは、タヌキのことにつきましてはシルバーさんに頼んで来てもらって、穴埋めしたりとか少し準備している間に子供を連れてどこかよそへ行ってしまったというふうな状態であったのですけれども、それで穴を塞いだというか、そういうふうなことで対応したそうでもありますけれども、やはりいろんな面で町民からの問い合わせがあったときには、それに対して安心して住めるような、そういう状況をつくってほしいと思うのです。いろんな面で、そんなにぜいたくを言っている町民はいないのであります。切実な問題としていろんなことを言っていて、役場でやってもらえないだろうか、またはそういう仲介をしてもらえないだろうかというふうな要望が結構あるわけであります。

そういうふうなことからして、衛生の希望を調査をしてもらって、またその調査と同時に、結局町でも幾らか負担をしながら、住民がもちろん全宅自己負担もあるわけですが、そういうふうにしていながら、そういうふうな環境衛生、地域衛生というようなものをしていくことというのは非常に大事だと思うのです。最近蛇の進出というのが余りないのですけれども、ですけれども、いろんな面で消毒をすることによっていろんなものが近づかないということも言えるので、できるだけ地域を絞って限定的にできるだけ広くできればよろしいのかなと思うわけであります。

ぜひいろんな面で希望者はいるわけであります。そういうふうなことから、町民やまた地域の人たちがやるといっても、飛び飛びだとやりにくい部分もあるかと思いますが、ぜひその辺骨を折っていただいて、役場で募集し、また業者等に何回かに分けて来てもらって、そして自己負担はこのぐらい、役場でも負担、応援する、また自己負担をこのぐらいというようなことで制度を設けてもらえたらよろしいかなと思うわけであります。本当に住民助けるために、安心して暮らせるために、ぜひ実現してほしいなというところでもあります。ぜひお願いいたします。回答を。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えさせていただきます。

タヌキが子供を産んだというお話、予算がないからできないという町の回答だったそうでございますけれども、これは大変対応が不適切であったなと私は感じたところでございまして、町といたしまして、少し指導が足らなかつたとおわび申し上げるところでございまして。大きな熊ですとかイノシシとか、そうしたものですとなかなか対応は無理かもしれませんけれども、やはり町民が困っていることでございまして、やはり職員が即駆けつけるとか、そのぐらいの対応はできたのではないかと考えておりますので、担当いたしました課にその旨お伝えさせていただきたいと思っております。

それから、これから町としてどのような対策が、対応ができるかなという思いがする中で、害虫駆除の問い合わせにつきましては専門業者を案内しておりますけれども、以前のように各地区で床下の消毒を実施していただく場合は、やはりこれは地元行政区の協力が必要不可欠となるわけでございまして。特に生活様式が今変わっておりますので、昔みたいに床下があくというようなお家にお住まいの方がだんだん少なくなつてまいりまして、今のお家のつくり方もまた違つておりますので、そのような中でどこまで町がかかわれるかわかりませんが、やはりそうした場合には地元の行政区のほうと協力をさせていただきたいと思っております。

その中で要望がたくさんあるようでございましたらば、町と行政区で協働でやはりその消毒をできるよ

うな方向で取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願います。
以上です。

○議長（野口健二君） 次に、1番、板谷定美君の質問を許します。

○1番（板谷定美君） 1番。質問します。

健康寿命等の延伸と医療費の抑制について健康福祉課長にお伺いします。今後高齢化がさらに進展することが予想され、医療費を抑制する面からも健康寿命を進める必要があると思われませんが、町ではどのような取り組みを行っているかお伺いいたします。

また、県では健康長寿優秀市町村に対し、国民健康保険保険給付費等が交付金の優先配分を実施していますが、町長はその優遇措置を受けるためにどのような努力をされているか、あわせてお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

健康長寿を進めるための取り組みについてでございますが、長瀨町の高齢化率は約37%となっており、3人に1人が高齢者という状況でございますので、今後増加すると思われる介護サービス、特に介護が必要な状態になる前からの健康づくり、介護予防、高齢者の社会参加などを重点的に推進し、健康寿命を延ばす取り組みに力を入れて、平均寿命と健康寿命の差を縮め、長く生きることから、健康で長生きすることを目指し取り組んでおります。

平均寿命が延び、健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費が増加しますので、健康づくり、疾病予防、介護予防などの実施により健康寿命を延ばすことは重要でございます。

さらに、学習教養活動やスポーツレクリエーション活動についても、生きがいづくりや健康づくりの観点からも重要と考えており、教育委員会とも連携を図ってまいります。

昨年度からは、健康づくりや介護予防事業に楽しく取り組んでいただくはつらつポイントカード事業を実施し、今年度からは、教育委員会や社会福祉協議会の一部の事業とも連携しており、7月からは埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加するなど、健康寿命を延ばすための新たな取り組みを始めております。さまざまな事業が相互に関連してこそ健康寿命が伸びるという成果が出るものと考えております。

なお、埼玉県が公表している長瀨町の平成28年の健康寿命は、男性17.38、県平均を0.02下回っており36位、女性20.66、県平均を0.42上回っており11位。平成24年と比較しますと、男性は0.04、女性は0.66延びております。

次に、県では健康長寿優秀市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金を優先配分しましたが、その優遇措置を受けるためにどのような努力をされているのかについてでございますが、健康長寿の取り組み促進について、一定の基準により評価された上位の市町村に対し国民健康保険保険給付費等交付金が優先配分されたもので、長瀨町の取り組みが上位に入ることはできませんでした。

今年度は、健康増進計画及び食育推進計画の策定を進めているところでございます。計画策定を通じて、表彰を受けた市町村などを参考に、限られた財源の中で引き続き創意工夫をして取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番(板谷定美君) 前向きな取り組み、ありがとうございます。住民一人一人が自分の健康は自分で守るという認識に立って健康づくりを進めることについて、埼玉県のコバトン健康マイレージへの参加は、本当に日常生活に運動を取り入れるのを呼びかけることになると思います。そして、歩数がある程度達成した方を表彰するとかいったことに発展させることはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長(野口健二君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(中畝康雄君) 板谷議員の再質問にお答えいたします。

コバトン健康マイレージの多く歩いた人の表彰でございますが、登録された方はわかると思うのですが、基本的にはニックネームで名前が出ます。その関係で、私どもが把握できるのも、ニックネームでその人が長瀬町の誰々さんというニックネームの方が何歩ぐらい歩いているかというようなことはわかるのでございますが、その先はどのような形で表彰できるのかわかりませんが、もし県のほうでその開示とかができるようなことがあれば、そういうふうな取り組みもちょっと検討してまいればと思います。

以上です。

○議長(野口健二君) 1番、板谷定美君。

○1番(板谷定美君) 次の質問行きます。中学校のグラウンド整備について教育長にお伺いいたします。

中学校のグラウンドは、砂じん等が立ちやすいため散水をするなどの対応をいただいておりますが、強風時などには物すごい砂じんが舞い、あたりが見えなくなることもあるようです。中学生が安心してグラウンドが使えるようグラウンド整備する必要があると思われませんが、お考えをお伺いいたします。

○議長(野口健二君) 教育長。

○教育長(野口清君) 板谷議員の長瀬中学校のグラウンド整備についてのご質問にお答えいたします。

長瀬中学校のグラウンドにおきましては、平成5年度に校庭改修工事を実施しております。また、平成13年3月に散水用のスプリンクラー設備を整備し、風が強く土ぼこりが舞うような天候の際には、旧町民プールにためてある水を利用して、グラウンドに水をまき、グラウンドからの土ぼこり飛散防止対策に取り組んでおります。

しかしながら、強風の際には土ぼこりが飛散し、近隣住民の皆様には大変なご迷惑をおかけすることがありますことをおわび申し上げます。

板谷議員の質問にありましたように、長瀬中学校の生徒がこれからも安心・安全、よりよい環境で運動に取り組むことができるよう、グラウンドの土ぼこり飛散対策の適切な維持管理を徹底し、長瀬中学校の協力を仰ぎながら、グラウンド状況の観察、確認を行い、対応を図ってまいります。

なお、現在中学校校庭の一部に試験的に芝生を植えておりますが、こうした取り組みにも土ぼこりが立ちにくくなるのではないかと考えております。また、グラウンドの地質改良につきましても、整備実績のある自治体から整備効果等の情報収集をしながら今後の環境整備に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(野口健二君) 1番、板谷定美君。

○1番(板谷定美君) ただいまのご回答、ありがとうございます。グラウンドの整備、お金はかかると思います。一応そういう面でもお金の問題があると思いますが、まずは子供のことを第一に考えていただきたいなと思います。

これで質問を終わります。以上です。

○議長（野口健二君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 8番、大島瑠美子です。質問します。

教育長に質問します。郷土資料館のリニューアルについて。郷土資料館の従来の展示は、当町の昔の暮らしの様子や機織り機、秩父銘仙などを展示しており、当町の文化がわかりやすく展示されていたと思います。このほど館内の展示がリニューアルされたと聞き、見学してみましたが、目新しさが感じられませんが、今回のリニューアルの目的は何であったか。また、リニューアルについて、パンフレットを作成するなどPRすることも必要ではないのかと思われませんが、この点について伺います。

また、ことしのハナビシソウの最盛期には見学者が多かったと聞いていますが、郷土資料館の駐車場と藤崎惣兵衛商店の酒蔵の駐車場について、利用のトラブル等がなかったのでしょうか。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の郷土資料館リニューアルについてのご質問にお答えいたします。

長瀬町郷土資料館は、昭和55年に整備をしてから40年ほど経過している施設でございます。従来の展示内容につきましては、大島議員の言われるとおり、長瀬周辺で昔から使われてきた養蚕道具や機織りなどの民俗資料や遺跡出土品などの歴史資料を中心に展示してまいりました。

今回のリニューアルは、施設の老朽化や展示内容のマンネリ化などから、ここ数年の入館者数は減少傾向であるため、入館者の減少に歯どめをかけ、新たな入館者の増加を図ることを目的にしたものでございます。

作成しました展示パネルの内容につきましては、長瀬町文化財保護審議会委員の方々との協議を重ねまして、長瀬町の歴史を太古、原始から古代、中世、近世から近現代の4つの時代に区分し、それぞれの時代に沿って長瀬町の特色を見ていただけるものとしたしました。

リニューアル後の展示内容につきましては、既存の展示品を一部活用しておりますが、展示パネルを新たに作成し、内容も一新しております。リニューアル後の入館者の感想といたしまして、長瀬町の歴史にちなんでおり、内容が深く、歴史に興味のある方にとっておもしろみがあるという方もいらっしゃいました。

また、PRについてでございますが、今回のリニューアルオープンに際しまして、秩父記者クラブにプレスリリースを行い、2社が取材に来てくださりまして、新聞掲載していただきました。

そのほかには、町の広報、ホームページやフェイスブックへの掲載のほか、手づくりではありますが、チラシやパンフレットを作成し、長瀬駅前観光案内所や県立自然の博物館のほか、藤崎惣兵衛商店・長瀬蔵にも依頼しております。大島議員のご指摘のとおり、今後はどのように変わったのかPRをしっかりとしていきたいと思っております。

最後に、ハナビシソウの開園時期における藤崎惣兵衛商店・長瀬蔵との駐車場についての利用のトラブル等についてのご質問ですが、平成30年8月31日付で相互の駐車場利用を円滑にするため、駐車場の相互利用に関する協定書を締結しまして、おのおのの駐車場を相互利用するということとしております。ことしのハナビシソウの開園時期におきましても、この協定に基づきまして、利用につきましてはお互いに調

整したことからトラブルはなかったと認識しております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今ご説明していただきました。入ったときに、これでそうなのと思うほど衝撃はありませんでした、全然というふうに。それで、それをリニューアルをするということで、委託料がパネル制作業務委託料で95万4,720円出ています。工事請負費で展示室改修工事70万3,879円の合計165万8,599円というお金が一応この決算書に出ています。それだけのお金をかけたのですから、入ったときに、おお、すげえなというぐらいの感動をもたらすようなリニューアルをしてほしかったというのが私の意見です。ですから、これをまた、この165万円を無駄にしないように、もう一度どうか考えて、配置がえだとか何かをするとかということも考えていただきたいと思います。

それから、リニューアルしました。入館の入場券ですけれども、A4の半分の黄色い紙にちょこちょこっと印刷も輪転機で回したのだとか何とかというようなのが、200円払うとそれが来るだけです。そうしますと、ちっちゃい子、子供さん、小学生なんかは何が何だかわからなくて、あそこが瓦ではなくてあそこに石が乗っかっているのだから、200円それで徴収する。そういうことになっていきますと見学者はふえないという現状だと思います。ですから、これだけの分お金をかけたのですから、お金がなくても頭脳があれば、それから教育委員会の精鋭が集まっている場所ですから、あそこには、本当教育のところに従事していますので、みんな1階、2階よりも教育委員会というほうが3階で高いのですから、そのところで高いところに住んでいるという方はやっぱり上で、ピラミッドでいくところの真ん中辺から上ですから、すごくそのところでというので、もう少し頭脳を使ってパンフレット、子供用のパンフレット、大人用のパンフレット、少しぐらいはそのようなことを、お金がなくてもパソコンで印刷して、それ輪転機で回せばすぐですので、それでやってしていただくのはいかがかと思いますので、それもお聞きします。

それから、この酒蔵との駐車場について、トラブルがなかったということは、酒蔵に来る方が少なかったのか、そんなような感じも、酒蔵が余り盛っていないやなという話も聞くのですけれども、そのところでトラブル等はなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

いろいろご指導ありがとうございました。余り褒めていただきましたので、何かそこらじゅうがかゆくなるような感じをいたしますけれども、3階教育委員会一同頭を絞りながら、一生懸命これから努めてまいりたいと思いますので、今のご指導を快く受け入れさせていただきたいと思います。

まずご質問にありましたように、入り口に入ってわっと思わなかったというのは、あその通路がちょっと暗くて、今までと展示の内装を変えていないところが、第一印象とするとちょっとあれかな。入って、右に入ってもらおうとわっとなると思うのですけれども、その辺が入ったところからできなかったのもう少し工夫が、入り口付近が工夫かなと考えております。また、ご指導をよろしくお聞きしたいと思います。

それから、パンフレットにつきましては、今鋭意職員が努力しながら工夫を重ねております。それから、展示内容もちょっと内容が多過ぎる、多いということで、短時間では見切れないので、うちへ帰ってからもう少し読みたいなというような希望もありますので、解説書等もこれから工夫をしていきたいと思って

おります。

それから、最後に、駐車場の件ですけれども、何か酒蔵さんのほうでは夏休み中、バスを何か期待して駐車場を二、三台確保しているような、車どめ等を置いていましたけれども、余り大きなバスは来なかったようですね。これから冬にかけてお酒がちょうどよくなるので来るのではないかなんて考えておりますけれども、それに従って資料館のほうもいっぱい入ってもらえればうれしいなと考えております。

答えになったかどうかわかりませんが、以上でございます。ありがとうございました。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 再々質問になりますけれども、リニューアルについてパンフレット。そのパンフレットにこだわるわけなのですけれども、見学に行ってもどこに行っても、パンフレットがわかりやすく、簡単にでいいのです。難しいと、うちへ帰ってきてもう一度読むなんて、絶対に読まないから、皆さん。うちへ帰れば楽しいことがいっぱいあるのですからね。そこのところで納得して、それで、ああこうだねというので、上のほうの見出しが3行ぐらいあって、あとちょこちょこつとあるだけで、秩父はこのところ湾で湖になったのだよとか、あとそこのところで昔は銘仙というのがあったのだけれども、着物から洋服になったので、もうこれがだめになってしまったから、ここに飾ってある着物だけになっているとか、そんなようなことだけでいいと思うので、みんな教育委員会に勤めている方は、すごく詳細に詳細に知りたがるけれども、聞くほうはそんなに、そういうことは聞かなくても、聞きたくもないし、読んだって覚えていないという人がすごく多いのです、平均的に。上のほうの上層部のほうの人は全部覚えていますでしょうけれども、普通大体、真ん中辺の人というのは学校のときもそうだったでしょう。学校のときだつて、先生が上から二、三番の人だけどんどん指してどんどん授業進めてしまうわけ。わからないのは、全然わからないで1年間過ぎてしまうのだから。そういうのと同じなのですよ。だから、そこのところをよくお考えになっていただいて、そこのところ、するかしないか、またもう一度聞きたいと思います。直接する、しないだけでいいです。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の再々質問にお答えをいたします。

一生懸命鋭意努力したいと思います。

以上です。

○8番（大島瑠美子君） ぜひよろしくお願ひしますね。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次に行きます。

2番、税収の確保と不納欠損について、税務課長に。毎年この時期になると、いつでも不納欠損ですけれども、これはすごく大切なことなので何度も何度も質問したいと思います。

町税の徴収については、担当課職員等が懸命に努力し督促していることは承知していますが、平成30年度の不納欠損処分を何件行い、その金額は幾らであったのでしょうか。税負担の公平性からも、しっかりと納税してもらい、税収を確保することは重要なことだと思っておりますが、やむを得ず不納欠損処分とした件については、どのような過程を経て処分に至ったのか伺います。

○議長（野口健二君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、大島議員の税収確保と不納欠損についてのご質問にお答えいたします。

初めに、平成30年度中に行った不納欠損処分の件数と金額についてのご質問でございますが、平成30年度一般会計歳入歳出決算における不納欠損処分の件数と金額は、28人で130件、1,578万1,816円で前年度比583.6%、1,347万3,137円の増額となりました。

この増額となった要因でございますが、高額滞納者の死去に伴いまして、その法定相続人の全てが相続放棄したことにより、地方税法第15条の7第5項に規定する滞納処分の執行停止に係る即時消滅要件に該当したため、滞納処分の一部所定に係る滞納額を即時欠損したことによるものでございます。

次に、不納欠損処分に至った過程についてのご質問でございますが、これは一般的な過程になりますが、町では公平・公正な税収確保に向け、納税意識の低い滞納者に対しましては、徹底した財産調査を実施した上で、財産の差し押さえや納税誓約書を徴収するなど、時効の中断と徴収強化に努めております。

しかし、滞納者の中には、差し押さえ可能な財産がない方や、差し押さえをすると生活が著しく困窮するおそれのある方、滞納者の所在や滞納処分できる財産がともに不明な方などもおられますので、調査の結果、法律で定める滞納処分の執行停止要件に該当すると町が判断した場合には、滞納処分の執行を停止するなどの措置を講じております。

町税におきましては、法令に基づき滞納処分の執行停止が3年継続した場合や、滞納処分の執行停止に係る即時消滅要件に該当した場合、さらには地方税の消滅時効が成立した場合に、その滞納額を不納欠損額として処分させていただきます。

平成30年度の決算におきましては、滞納処分の執行停止が3年継続したものが7人で38件、88万337円。先ほど不納欠損額が増額となった要因としてご説明いたしました、滞納処分の執行停止に係る即時消滅要件に該当したものが1人で1件、1,418万5,840円、地方税の消滅時効が成立したものが20人で91件、71万5,639円となっております。

今後につきましても、不納欠損処分を行うに当たっては、滞納の原因や個々の滞納者の状況を的確に把握し、滞納者の実情に即した滞納整理の展開を図り、安易に時効を成立させることのないよう、債権回収に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 滞納の不納欠損処分が1,578万1,816円、前年度から見るとすごい伸びで583%ということになっております。随分多いのですけれども、聞きましたら、1件1人だけでということで、大体どんな方が、今こうにすると、もう想像するともうわかってしまうわけで、ここでは言いませんけれども、わかるわけですけれども。

それからあと、固定資産税の120万6,300円、それから軽自動車税の14万7,400円というのは、14万円ということは二十幾人、7,400円ぐらいきり軽自動車の負担が1人当たりがということですよ。その人たちの車がどこか廃棄処分してしまったとか、いなくなってしまったとかということでの不納欠損ということになっているのか、そこのところを聞かせてほしいと思います。

○議長（野口健二君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

固定資産税、それから軽自動車税ともに、やはり持ち主の所在がわからなくなったり、それから所在とですね……

〔「わかんなきゃ、いいよ」と言う人あり〕

○税務課長（相馬孝好君）　そうですね、所在がわからなくなって滞納処分となったものがほとんどでございます。

以上でございます。済みません。

○議長（野口健二君）　８番、大島瑠美子君。

○８番（大島瑠美子君）　ここで一般質問で要望を言うのは、ちょっと言わなくてもいいと言われるかもしれないのですけれども、要するに税の公平性からいくと、この差し押さえとか時効の中断とか、３年でいいのですよとか、執行停止が１件で1,418万円とか、いろいろ言っているのですけれども、これは皆さんが頑張っ、おいしいものを食べに行かなくて、遊びにも行かなくて、一生懸命税金を納めている方が町民にうんといっているのですよ。ですから、いかにこの不納欠損処分に持っていかないようにいろいろ頑張っ、町の職員さんもすごく大変かとも思いますけれども、ぜひ頑張っ、やってほしいと思います。これは希望です。

次に行きます。

３のハザードマップの活用について総務課長に伺います。町では、数年前に災害に備えるためにハザードマップを作成し、各家庭に配布しましたが、その利用方法については町から何の説明もありません。作成の目的が、住民の命や財産を守るためとしていますが、実際にどのように活用するのか、住民に理解されていないような気がします。せっかく作成したハザードマップですので、活用方法をPRする考えがあるか伺います。

○議長（野口健二君）　総務課長。

○総務課長（福島賢一君）　大島議員のハザードマップの活用についてのご質問にお答えいたします。

町では平成28年３月に、長瀬町地震土砂災害ハザードマップを作成し、各世帯に配布させていただいております。ハザードマップは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、災害想定区域や避難所など、防災関係施設の位置などを表示した地図であります。

ご指摘のありましたハザードマップの利用方法についての説明がなかったという点につきましては、ハザードマップ内に活用方法やマップの見方などのほか防災対策等を記載してありますので、特に説明は行いませんでした。

ハザードマップは、身近な危険箇所や避難場所を事前に確認するための資料としても有益ですので、今後は活用方法等について、各区の自主防災組織のリーダーであります区長さんに説明するとともに、避難場所を兼ねた各区の集会所にハザードマップを掲示し、また町広報紙等で周知を行うほか、民生委員さんとも協力し、高齢者の方など、より多くの方へ活用方法が伝わるよう努めてまいります。

また、現在配布していますハザードマップは、作成から３年が経過し、その間新たな避難場所などの情報が反映されていないところもございますので、今後作成するときは、配布してすぐに読まれる、目を通していただけるような、わかりやすく役に立つハザードマップになるよう工夫してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君）　８番、大島瑠美子君。

○８番（大島瑠美子君）　平成30年度の防災対策費が797万6,588円計上されて、これもつくって利用してなっているわけですが、平成28年にやりました、それは皆さん配ってもらっても、要するに皆さん、役場から来るといのはすごく拒絶反応する人も多いのですよね。防災ということで、そういうのをすぐ長瀬町の地形からいきますと、一番大変なのは、山の両脇にありますでしょう。山の両脇に雨が降ると土

砂崩れになってということで、怖いなということで、1軒か国道のほうに出てきた人もいますし、それからそこから100メートル離れたところに家を今つくっているという人もいるわけですが、そういうのもありますので、そのところをよく考えると。

それから、今、千葉県だとかいろいろなところで地震なりなんなりということで、何しろすぐ避難をする場所、何とかという場所の、そこは行政区でいうと原区だったら浅間神社のそばの原区の公会堂に集まれとかと、そういうのをよく行政区ごとに、この方たちは、ただいつでも避難してください、避難してくださいと、どこに避難すればいいのだよと、そういうふうになるわけですから、そのところをよく研究してもらって、そしてしてほしいなと思います。

それから、ハザードマップというのはでかなくてもいいのですよ。場所が、拠点と、ここのところですよ、ここのところということで、いろいろ防災グッズなんかも買ってあるので、うちの娘なんかも防災グッズ好きで買ってあるので、箱で来て、高い1万円もするような。それが玄関のところにもそのまま、配達されたままで積んである。何も役に立たないけれども、そういう方が多いのと同じで、ハザードマップも配っていただきましたと、行政のほうは配りましたと言って威張ってられるけれども、聞くほうは、そんなの知らないよと言われてしまうのも大変です。そのところをよくするときには、これがこうですよということに引きかえまして、こういうところは人命に関係がありますので、要するに民生委員さんとかそういう方に骨を折ってもらって、ぜひみんなが元気で何があっても安心してられるようなところをつくってほしいと思います。

でも、今度つくりかえと言いましたよね。期待しています。平成31年度につくるわけですか。平成28年度、平成29年度、平成30年度だから平成31年度に、なるべく早く、迅速に早く、3月末になんか配らないようにしてくださいね。早くつくってください。よろしく願いいたします。別にいいか、いいです、再質問。再質問、やっぱりお願いする。するか、しないか、そっちを。そっちをするか、しないか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、大島さんの再質問にお答えいたします。

先ほど言いましたが、作成から3年経過していますので、うちのほうとしては5年ごとに変えたいなというのはあります。先ほども言いましたけれども、やはり先進的なというか、やっぱり大変いいものをつくっている市がありますので、この辺でいいますと群馬県の安中市なんかはハザードマップが市民の方に読まれるというか、そういうことも聞いていますので、そういうところも参考にしながら、大島さんが言われたように誰もが見てわかるような、またハザードマップという題名も片仮名で、お年寄りの方にはちょっとわからないと思いますので、その辺の題名もちょっと変えるというのですか、災害対応のガイドマップとか、生き抜くための五つの心得とか、いろいろ何かそういうのを参考にしながら、皆さんに読まれるような、災害時には役に立つようなマップを作成したいと思います。

以上です。

○8番（大島瑠美子君） よくわかりました。ぜひそのようにお願いいたします。人命にかかわります、命と財産と。次。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 企画財政課長に伺います。

バス運行について。8月中旬に新たな交通手段として、デマンド乗り合いタクシーと路線バスの実証実

験を行うための説明会が開催され、参加しましたが、説明を受けた段階では、その意味が私はちょっとあれだったので理解できませんでした。説明方法を工夫する必要があったのではないのでしょうか。

また、今後のスケジュールと利用料金について、具体的な説明を懇切丁寧に、それとわかりやすく。老人でも何でも一目見たときにわかるというようなわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 大島議員のご質問にお答えをいたします。

8月10日の土曜日に町内4カ所におきまして乗り方説明会を開催しましたところ、大島議員を初めといたしまして約110名の方にご参加をいただきました。

説明会では、乗り方の手引を配布し、実証実験のスケジュール、デマンド乗り合いタクシーの予約方法や乗り方、料金などにつきましてご説明をさせていただきましたほか、質疑応答の時間を設けさせていただき、会場によりましては時間ぎりぎりまで皆様のご質問にご回答を差し上げたところでございます。

町民の皆様にご理解をいただきますように、時間をかけ十分に説明をさせていただいたつもりではございましたけれども、わかりにくかったということでございますので、改めまして今後のスケジュールと利用料金などにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、デマンド乗り合いタクシーについてでございますが、実施期間は10月21日月曜日から11月13日水曜日まで、料金は乗車1回ごとに300円となっております。デマンド乗り合いタクシーにつきましては、あらかじめ事前登録と予約が必要になります。

次に、路線バスでございますけれども、路線バスにつきましては、実施期間が11月25日月曜日から12月16日月曜日までとなっております。料金は乗車1回ごとに100円となっております。路線バスにつきましては、予約は不要でございます。発車予定時刻までに乗車したいバス停のほうに行ってくださいましてお待ちいただければと思います。小学生未満の方と障害者手帳をお持ちの方は、デマンド乗り合いタクシーと路線バス、いずれにおきましても利用料金は無料となっております。

なお、公共交通の実証実験の詳細につきましては、9月上旬に乗り方の手引を每户配布させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

また、9月29日曜日には、役場3階大会議室におきまして乗り方説明会の第2回目を実施させていただき予定となっておりますので、いま一度ご説明をお聞きになりたいといった場合につきましては、お手数をおかけしますが、お越しいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） このデマンド乗り合いタクシーと路線バス、多分違う町村のを見てもらうと、ちょっと金かける割には効果がないのかなというのが一目見てわかります。この間も、武甲号を見ましたけれども、車は通っていましたが、けれども、人は乗っていませんでした。1人ぐらい乗っているかなと目を皿にしましたけれども、ちょっとだめでした。

それから、何回も何回も言うようですけども、深谷も案外と乗り合いバス、確かにイトーヨーカドー、あそこは何と言うのだ、今は。

〔「アリオ」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） アリオ。アリオのあそこの角のところから回っているところを見ても、そんなに人というのは。違うバスが、アリオからあそこの深谷駅までのバスが出ていたりするので利用者が少ない

のかなとも思いますけれども、何しろやってみてわからないけれども、お金をかける割には効果がないのかなというのが私の。

なぜかという、デマンドバスで1回に300円出すのはちょっと、老人だとか何か乗る方というのはすごく負担なのです。それから、あと路線バスの1回100円というのも、1回100円ですので、拠点があってそれでフジマート、フジマートでと、そのところだったらそれ続けていいのですよといっても、これ案外と、今福祉タクシー利用ありますよね。それで、年間利用助成金として14万5,250円助成金を出して町の決算書認定から見ると、そのところ出してありますけれども、そっこのほうで1,200万円ぐらいな金を出すのでしたら、いっそのこと補助金を出して、それで100円なら100円、200円でももらって、そしてそっこのほうのタクシーをやったほうがいいのかと。幾ら何でも町会議員だから、実証実験だから、そんなに後ろ向きなことを言うなと言うのかもしれないですけども、きっと多分やっても、絶対にみんな半信半疑で、そんなに乗らないだろうなというのは、誰も心の隅っこにはあるとは思うのですけれども、そのところにつきまして、課長もすごく大変なのです。また、その答えを、できるかできないかということの答えはわかっています。できますと言うしか仕方がないのだから。そうなのですけれども、これ何回も見ています。それで、こういうものをいっぱい配っています。配ってしまして、そのうちのものつくり大学、大学院まちづくり研究室、田尻研究室にこれだけのお金で委託料として幾らぐらい、1,200万円のうちに持っていつてしまっているのか、そのところも聞いておきたいなど。意地悪い質問ですけども、答えてほしいと思います。

それから、これが成功するかしないか、何人ぐらい予測しているのかということで、一応これつくるのににつきましては、物知りということでここにあるから、これが出てからでなくてはわかりませんではなくても、大体対策と傾向で、受験対策ではないけれども、そういうことがわかっていると思うのです。やる前にわかっていると思いますので、そのところをわかたら知らせてほしいと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 大島議員の再質問にお答えをいたします。

まず、実証実験につきましては、今年度先ほど申し上げたとおりの形で実証させていただいて、実証実験の結果を踏まえまして、どのような形で運行していくかというのは考えてまいりたいと考えております。

議員がおっしゃいましたとおり福祉有償タクシーを充実させるほうが良いというご意見もありますでしょうし、この公共交通をしっかりとやっていただきたいというご意見もいただくことかと思っております。そちらにつきましては、こちらを必ずやりますというお約束ではなくて、今回の実証実験を踏まえまして、この長瀬町にとってどのような形が望ましいものかというのは分析をさせていただいた上で、次年度以降の公共交通のあり方については私たちで考えてまいりたいということで今のところは考えているところでございます。

また、こちらのものつくり大学への実証実験、こちらに係る委託料をやっているわけでございますけれども、当初予算では、ものつくり大学に対しましては162万円、こちらのほうを委託料として計上をさせていただいているところでございます。この予算の中で皆様方に毎戸配布、乗り方の手引などをさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 何しろ実証実験だからやってみなくてはわからないと、結論は結論ですよね。で

は、それ期待しています。よろしく。終わります。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時30分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、通告のあった一般質問は全部終了しました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野口健二君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今定例会に町長から提出された議案は、議案第34号から議案第50号までの17件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

議案に対する提案理由、そのほか内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにしますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第5、議案第34号 長瀬町森林環境整備基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第34号 長瀬町森林環境整備基金条例の提案理由を申し上げます。

森林環境譲与税の創設に伴い、本町における森林整備及びその促進に資するため、新たに基金を設置する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案内容について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、議案第34号 長瀬町森林環境整備基金条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、森林環境譲与税の創設に伴い、本町における森林整備及びその促進に資するため、新たに基金を設置する必要が生じたもので、この案を提出するものでございます。

お手元の条例案をごらんいただきたいと存じます。まず第1条でございますが、この条例の設置について、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に必要な経費の財源に充てるため、長瀬町森林環境整備基金（以下「基金」という）を設置するものとするものでございます。

次の2条は、この基金の積立額を定めるものでございます。

次の3条は、基金の管理について定めたもので、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実な、かつ有利な方法により保管しなければならない。2項として、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとするものでございます。

次の第4条は、運用益金の処理について定めたもので、基金に編入するものとするものとしてございます。

次の第5条は、繰りかえ運用について定めたもので、町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法・期間及び利率を定めて、基金に属する現金を最低現金に繰りかえて運用することができるものとしてございます。

次の第6条は、基金の処分について定めたもので、基金は第1条に規定する目的に供するため必要な財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるものとしてございます。

次の第7条は、委任について定めたもので、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとするものとしてございます。

最後の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしてございます。

以上で、議案第34号 長瀬町森林環境整備基金条例についての説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 基金条例ができました。これは、長瀬町森林環境整備基金を設置するという事で、このお金は歳入として国から入ってくるお金ですね。

それから、歳出で、繰出金ではない、一般会計歳入歳出予算で、基金の積立金は101万2,000円というのをこの間お聞きしたのですけれども、これは国からのお金は毎年、毎年、半永久に入ってくるわけ、それとも3年とか5年は基金条例をつくれば金をくれるというので入ってくるお金なのでしょうか、それをお聞きします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） まず、こちらの収入の関係でございますが、今年度補正予算案にも盛り込ませていただきましたが、収入としまして森林環境整備譲与税124万2,000円を予定してございます。支出につきましては……。

〔発言する人あり〕

○産業観光課長（玉川 真君） 23万2,000円が秩父地域森林林業活性化協議会の集約文化会への負担金、残りの101万2,000円が積立金というふうなことで考えてございます。

それから、こちらの金額がずっと続くかということでございますけれども、こちらの部分にしましては森林環境税というものが令和6年から課税されるということで、その前倒しの事業に充てる財源としま

して森林環境譲与税というものが今年の4月から始まっているものでございます。なので、森林環境税が始まりますと、森林環境譲与税の部分につきましては、森林環境税の徴収した部分から前倒しの事業の返済部分を引いた残りの部分が来るというふうなこととなっている制度でございますので、よろしくお願いいたします。

○8番（大島瑠美子君） わけわからない、今の。今の言葉、ちょっとわからないのだけれども。

〔「もう一回聞けばいいんだ」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 続けて。

8番。

○8番（大島瑠美子君） 今、これを返しとか何とか、もらったらそっちを返すとかと今課長言ったけれども、どういう。説明が下手くそだったのかな。わかるように説明してくださいということで。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 大変ややこしくて申しわけございません。国のほうの部分としまして2つあります。

まず1つは森林環境税、こちらが令和6年から町民税の均等割部分の1,000円分を今現在災害関係で徴収されている部分が終わる次にいただく税金になります。今回お願いしているものにつきましては、森林環境譲与税ということで、森林環境税が令和6年に始まるのを前倒しして事業を行う財源として創設されているものでございます。なので、今現在森林環境税でお金をもらっていない中で、事業をやるために譲与税というふうな形で行うということで、配分額が始まるまでは来ますので、その金額について負担金以外の部分を積み立てるということで、こちらの条例の案を上げさせていただいているものでございます。

以上であります。

○8番（大島瑠美子君） するとお金、返さなくてもいいの。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、これについて、同じようなことになるのですが、森林環境税というのは平成でいうと36年度からということで、1人1,000円頭徴収というふうなことになりますよね。ただ、これは平成36年度だから令和6年に始まると。要するに、森林環境譲与税というのは平成31年度に先行して交付するということですよ。ただ、交付するのに税金取っていないから金がないと。だから、町のほうでは起債を起こしてということなので、そこが私わからないので、その要するに税が来ないので、後で要するに、平成は36年ないのだけれども、そのときになって税を徴収したら、その中からこの例えばごとしては124万2,000円というのかな、それをやりますよというか、そういうことでよろしいのですか。

要するに、それが起債を起こしてやるのだと、その利子についてはこの辺かなというような気がするのですが、どこからそのお金がどうにというところが1点。

あとこの国からの124万2,000円ということでいくと、支出が23万2,000円で、積み立てのほう、要するにこれが101万2,000円と言われたのだけれども、2,000円合わなくなってしまうのですよね。23万2,000円プラス101万2,000円は124万4,000円なのですよね。国から124万2,000円来るのだったら2,000円が合わないのだけれども、その2,000円はどこかへ飛んでいるのかなとか。その点についてお伺いします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） まず収入の内訳でございます。森林環境譲与税124万2,000円を見込んでおります。そのほかに利息として1,000円見込みます。収入全体としますと、そちらのほうで行いますので、

あと事業としては端数の関係ということで、端数処理の関係ということでなります。

収入の内訳につきまして、124万2,000円が森林環境譲与税から町のほうに交付される全額ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

ご質問は、以上の2点ですか。

○5番（村田徹也君） そのお金が。では、済みません。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 要するに、その森林環境譲与税が今124万2,000円国のほうからと言われたのだけれども、市民環境税を取っていないのだから、ではそのお金はどこから、国が前払いするということなのですか。そこのところが、それで国が前払いしておいたとしたら、要するに6年後には、5年後となるのかな、そのお金が差し引きで国費のほうへ行くと、そういう差し引きというか、そういうことなのですか。そこがお金の来る場所がちょっとわからないので、もう一回。

○議長（野口健二君） 副町長。

○副町長（齊藤英夫君） それでは、森林環境譲与税と森林環境税のあれなのですけれども、令和6年から正式な森林環境税というものが創設されまして、本来であれば平成6年からお金が入ってくるわけですが、失礼しました、令和6年から入ってくるわけですが、今の段階ですとお金がない、国もないので、その令和6年に入ってくるお金をもとにして、あらかじめ前倒しで各市町村に来ます。その前倒しでした分を本当の税金のところから今度差し引いて、残りを令和6年から支給してくれるということですので、令和6年のときには満額ではなくて、今までことしから譲与税として交付になったものを差し引きながら、全額は1年で差し引くのか、5年かけて差し引くのか、ちょっとその辺はわかりませんが、その差し引いた額が令和6年から来るということで、ことしからもらうものと令和6年からのを足すと100%になるというような形になります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、もう一点だけ。

この森林環境譲与税については、ちょっと調べただけなのですが、よくわからなくて、この人口に比例して譲与税が配布されるというようなことらしいのですよ。例えば秩父地域は、埼玉県の3分の1の森林を持っている。持っていない都市に、例えばさいたま市なんかだと多く行くと。ただ、それについては、要するにそういう秩父で育てた森林のそれを使って家を建てたりとか、そういうのに使いなさいよと、そんなようなことだから平等なのだよというような考えなのだと思いますが、そういうことなのですか。ただ、やっぱり森林環境税ということであれば、森林を多く持っているとか、そういうところに手厚く来るのが普通の税金ではないかなと思うのですけれども、理解できないけれども、そういうふうに決まってしまうのならしょうがないけれども、そこのところをお尋ねします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問に私のほうからお答えさせていただきます。

当初この森林環境譲与税のお話をいただきましたときに、まさか私は山を保持しているところに税金がたくさん来るのだと理解しておりました。そうしましたらば、説明の中で人口割、これが一番を占めるということで、それはちょっと違うのではないかとということで、県にもそのお話をさせていただきましたし、国のほうにもそのお話をさせていただきました。しかし、県も国も、今村田議員がお話をされているとお

り、そうではないのですよと。木材を使って、それを消費してもらう、大きな市や町に。そこでサイクルができるのだから、人口割、これを応分に上げるのですというお話をいただきまして、それはおかしいということで、山を持っている町村は大分反対をいたしましたけれども、国で決めたことございまして、結果的にこのような状況になったわけでございます。

ですので、長瀬町は今回譲与税、先ほどからお話ししておりますけれども、120万円何がししか来ないわけですし、そういたしますと、山にかかわる仕事をしていただくとか、そういうようなとてもお金にはならないわけでございますね。ですので、今久喜市長がリーダーシップをとりまして、秩父郡市内で1つの広域で各町でできることをやりましょうということで、そのお金が23万円。町としては、長瀬町が一番少ないですから、小鹿野町ですとか横瀬ですとか、秩父市は大変なお金になるわけですけども、そういう方法をとりましょうということで、その長瀬町の負担が23万円何がしということになっておりまして、残りは各町で基金として積み立てて、いずれどのくらい積めるかわかりませんが、そのときに使ったほうがよいのではないかとということで、そういう形になりました。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今議案第34号が始まって、今現在まで、私は百何万円だとか何とか、そういう数字が飛び交っているのだけれども、このプリントには金額も何も一切何も書いていなくて、皆さんが百何万円がどうかこうとか言っているのだけれども、全然意味がわかりません。

議運に出ていないから、そういう議運で説明したからどんどん進んでいくのであれば、私に、岩田君に、染野さんは、数字すら知らないでこの何か文章だけ見て、これでは賛成も反対もできないですよ。ちょっともう一回、説明全部してください。全然わかりません。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

この議案第34号の長瀬町森林環境整備基金条例につきましては、先ほどからお話があります森林環境譲与税の創設に伴い、本町における森林整備及びその促進に資するために新たに基金を設置する必要性が生じたため、この案を提出させていただくものでございます。

お手元の条例案をごらんいただきたいと存じます。各条の説明についてはよろしいでしょうか。

全体的な話での説明をさせていただきますと、国が定めた先ほど町長、副町長からのお話にもあったかと思うのですが、森林環境税というものが始まって、それに附随する森林環境譲与税というものがことしから交付されると。そちらの交付される税金、譲与税の使い道を定める必要があるということで、この案を上げさせていただいてございます。

第1条の関係でございますが、この設置につきましては間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に必要な経費の財源に充てるため、長瀬町森林環境整備基金を設置するものとしてございます。

2条につきましては、この基金の積み立てる額を定めたものでございます。

3条につきましては、基金の管理について定めたもので、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない、2項として基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるものとしてございます。

次の4条は、運用益金の処理について定めたもので、基金に編入するものとするものものとさせていただきます。

次の第5条は、繰りかえ運用について定めたもので、町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を最低現金に繰りかえて運用することができるものものとさせていただきます。

次の第6条は、基金の処分について定めたもので、基金は第1条に規定する目的に供するため、必要な財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるものものとさせていただきます。

次の第7条は、委任について定めたもので、この条例に定める者のほか基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとするものものとさせていただきます。

最後の附則でありますが、この条例は公布の日から施行するものものとさせていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

〔「これじゃ全然」「この条例には載ってありませんが、国から譲与税として124万2,000円来る予定になってますと言えればいいんだよ」「そうだよ」「それ言わねえからだめなんだよ」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

〔「じゃ、もといて始めろいな」と言う人あり〕

○産業観光課長（玉川 真君） 失礼します。関口議員さんのご質問の中で、金額の部分についてのお話ということであったかと思うのですけれども、先ほどの答弁で申しわけありませんが、今回の補正予算の中で入れさせていただいております金額としまして、森林環境譲与税124万2,000円と利子1,000円を歳入として見込ませていただいております。そちらを上程させていただいております。

それから、支出につきましては負担金として23万2,000円、基金積み立てとして101万2,000円を補正予算の中で上げさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○7番（関口雅敬君） よくわかりました。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

よって、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 長瀬町森林環境整備基金条例を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって、議案第34号は原案どおり可決されました。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第6、議案第35号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第35号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。
住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたのでこの案を提出するものでございます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第35号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおりでございます。

概要でございますが、社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、印鑑登録証明書への旧氏の併記ができるよう改正を行うものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料、議案第35号新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページをごらんいただきたいと存じます。左側が現行、右側が今回の改正案となり、下線の部分が改正箇所でございます。

初めに、第2条第1項中「当町の」を「当町が備える」に改めるものでございます。

次に、第5条第2項第3号を「(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）」に改めるものでございます。

次に、2 ページをごらんください。第5条第2項第7号中「記録されている」を「記録がされている」に改めるものでございます。

次に、第6条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（令第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記録がされている」に改めるものでございます。

次に、第11条第2項第3号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加えるものでございます。

次に、3 ページでございますが、第13条第2号中「外国人住民」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民」に、「が記録されている」を「の記録がされている」に改め、同条第6号中「記録されている」を「記録がされている」に改めるものでございます。

議案書にお戻りいただき、附則でございますが、この条例は令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上で、議案第35号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第7、議案第36号 職員の給与に関する条例及び長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第36号 職員の給与に関する条例及び長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第36号 職員の給与に関する条例及び長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

概要ですが、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

が公布施行されました。

つきましては、町の条例においても、成年被後見人等の欠格事項を設けている各制度について同様の措置を講じたいため所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第36号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

改正条例の第1条関係は、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

初めに、第14条の4でございますが、一般職の職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができる者の欠格事項を定めている地方公務員法第16条において、同条第1号に規定されていた成年被後見人または被補佐人が削られたことに伴い、同法第16条各号に該当するに至った場合に失職する旨が規定されている同法第28条第4項も成年被後見人または被補佐人は該当にならなくなったことから、期末手当の支給対象としていた基準日前1カ月以内に成年被後見人または被補佐人となり、失職となる者の規定が不要となるため、条例第14条の4第1項の該当箇所を削るものでございます。

次に、第14条の4第4項でございますが、同条第1項において成年被後見人または被補佐人となった場合の失職規定が削られたことに伴い、同じく失職に関する規定が不要になるため該当箇所を削るものでございます。

次に、第14条の5第2号は地方公務員法第28条の4の規定により、失職した者を期末手当の支給対象外とする規定でございますが、括弧書き内において成年被後見人または被補佐人となり、失職した者を除く旨の規定を設けていた部分が不要となるため削るものでございます。

次に、裏面の2ページをごらんください。第14条の7は勤勉手当に関する規定でございます。先ほどの第14条の4と同じく、成年被後見人または被補佐人となり、失職となる者の規定が不要となるため、第1項及び第2項第1号中の該当箇所を削るものでございます。

次に、3ページをごらんください。第16条第6項でございますが、公務以外の心身の故障または結核性疾患により休職している職員が期末手当の支給基準日前1カ月以内に退職、死亡または成年被後見人または被補佐人となり失職となる場合には、期末手当を支給することができる旨の規定でございます。先ほどと同じく、成年被後見人または被補佐人となり失職となる者の規定が不要となるため該当箇所を削るものでございます。

次に、裏面の4ページをごらんください。改正条例の第2条関係は、長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。初めに、第4条第1号でございますが、成年被後見人または被補佐人は消防団員となることができなとする規定を削除するものでございます。

次に、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、第1号の削除に伴い第2号を第1号に繰り上げ、同条第3号中「職免」を「懲戒免職」に改め、同号を第2号に繰り上げ、第4号を第3号とするものでございます。

次に、第5条第2項第1号でございますが、任用規定の号ずれにより改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書をごらんいただきたいと思います。

第1項は施行期日でございますが、この条例は令和元年12月14日から施行し、第2条の規定は公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項は職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の施行日前に、成年被後見人または被補佐人となり、地方公務員法第28条

第4項により失職した者の期末勤勉手当の支給については従前の例によるものとするものでございます。

以上で、議案第36号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 済みません。成年被後見人というふうなことで、もう少しかみ砕いてちょっと易しく言っていただければ内容が理解できるのですけれども、要するに例えば成年被後見人が例えば町の職員になるというふうな場合でも、受験が可能になるとか、そんなようなことを指しているところもあるのかなと思うのですが、具体例で簡単にかみ砕いて言えれば、わかったような、わからないようですけれども、わからないで「はい」と言うことができないので、もう少しかみ砕いて言っていただければ。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

成年被後見人、被補佐人、まずそちらのほうから説明したいと思いますけれども、ご承知かと思えますけれども、こちらのほうは常に判断能力が欠けている方、特別に言いますと脳死認定をされた方ですとか、重度の認知症になっている方というのが成年被後見人で、こちらのほうは最終的には裁判所が決定することになっています。被補佐人も、判断能力が著しく不十分な方で、例で言いますと日常の買い物程度ならできるけれども、大きな財産を購入したり契約を締結したりすることが難しい方、中程度の認知症の方となっております。こちらと同じく裁判所の認定が決定すると思えます。

こういう方でも、村田議員がおっしゃったとおり、今までは職員も受験もできなかったのですけれども、試験が受けられるということです。

それと、あと職員でいて、こういった被後見人ですか、被補佐人に認定された場合は、今までは失職となっていたのですけれども、失職を削りますので、そのまま勤められるということですね。

消防団員につきましても、今までは欠格事項で消防団員にはなれなかったのですけれども、今回この削除されましたので、規定が削除されましたので消防団員にもなれますということでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） よくわかったのですけれども、はっきり言ってこういうことになった場合に、では被後見人というふうなことであって差別は受けないと。差別は受けないというのですか、一応そういう形だと。現実的にどうかということについては、難しいところはあると思うのですけれども、場合によってはそういう例えば職員さん、仮に職員であった方がそうなったという場合でも、失職ではなくて、そうなったときに病気休暇みたいになるのか、そうではなくて、そんな細かいところはいいだろうけれども、また受験をしたと。そうしたら、だめだったといったことも当然出てくるかもしれないけれども、それが成年被後見人であったということの判断材料になってしまうとか、そういうことは本当はないということのわけですよ。そこだけ確認しておいてもらったら、当然だめだったらだめな理由があるからで。済みません。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 村田議員の質問にお答えします。

職員のほうの採用試験は、やっぱりそういった総合的に判断するというのがありますので、先ほど言いましたようにそれを理由に差別はしないということで、採用に当たっても、先ほど言いましたけれども、総合的に判断して採用になるということです。

それから、あと途中でこういった認定されて、そのまま職員といっても、実質的にはちょっと難しいかなと思うのですが、そういった場合は依願退職ですとか、そういったような手続になるのかなというふうに思います。そのまま続けるというのはちょっと難しいかなというような。

○5番（村田徹也君） 言ったら、病気休暇でと、こういうことも可能ということ。

○総務課長（福島賢一君） そうですね、病気休暇でそのまま休んで、その後入ってくるような感じになると思います。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 職員の給与に関する条例及び長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第8、議案第37号 長瀬町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第37号 長瀬町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第37号 長瀬町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申しあげましたとおりでございます。

工業標準化法が産業標準化法に法律名を改称したことに伴いまして、長瀬町行政不服審査法関係手数料条例で定める別表の備考中の工業式の規定が改正となります。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第37号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表をごらんください。

まず、備考の2で示す交付用紙の大きさを日本工業規格から日本産業規格に改正するものでございます。

議案に戻っていただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第37号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 長瀬町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第9、議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日から施行されたことにより行うものでございます。

内容としましては、放課後児童健全育成事業では、支援単位ごとに都道府県知事の行う研修を修了した放課後児童支援員を2人以上置くこととされていますが、省令の改正により地方自治法の規定により、政令で指定する指定都市、関東ではさいたま市、千葉市、川崎市、横浜市などの指定都市も研修を実施できることとされたことから、指定都市の長が行う研修を修了した者も放課後児童支援員として従事できるよう改正するものでございます。

説明については新旧対照表により行います。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。

第10条第3項中、都道府県知事の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今ごろこんなことをお尋ねするのはちょっと恥ずかしいのですが、放課後児童支援員の研修に関して、これは自己負担ですか。そうでなくて、多分町費負担ではないのではないかなと思うのですが、こういうのに参加した場合には自己負担参加か、または多少なりとか補助があるとか、そういうのがわかれば、もしわからなかったら後でも結構ですが。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

町の一小と二小の放課後児童クラブ室におきましては、町のほうで旅費等を負担しております。たけのこ学童さんについては、ちょっと把握しておりません。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって、議案第38号は原案どおり可決されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第10、議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、子ども・子育て支援法の改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改正する内閣府令第7号と内閣府令第8号の2つが、令和元年5月31日に公布され、内閣府令第7号が公布の日から、内閣府令第8号が令和元年10月1日から施行されることにより、所要の改正を行うものでございます。

なお、内閣府令第7号と内閣府令第8号の改正について、一括して改正を行うため2条立てとし、第1条では内閣府令第7号の改正を、第2条では内閣府令第8号の改正を行うものでございます。

内容としましては、第1条では、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、平成30年、平成31年に行われた改正を受けて、認可基準と基準内容を整合させるための改正でございます。

第2条では、幼児教育・保育無償化に伴い、施設が支払いを受けることのできる食事の提供に要する費用の範囲を改めるものと、法改正に伴う用語の整理でございます。

第1条、第2条とも、今回の改正は内閣府令に合わせております。

なお、説明につきましては、新旧対照表により行いたいと思っておりますが、2つの内閣府令の一括改正となっており、議案で13ページ、新旧対照表で37ページとページ数が多くなっておりますことから、法改正に伴う用語の修正や国基準と整合させる修正については簡単に説明し、主な改正内容についての説明とさせていただきます。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。

1ページからは、第1条関係について説明いたします。

第8条でございますが、支給認定証の交付を受けていないケースに対応するため、条文の整理を行うものでございます。

第37条でございますが、第42条に加えて規定に定義が及ぶように改めるものでございます。

次に、第38条、第39条、次ページにかけてでございますが、改正によります条項ずれに対応するものでございます。

次に、第42条でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、平成30年、平成31年に行われた改正を受けて、認可基準と基準内容を整合させるため、条文を追加するものでございます。

次に、附則第7項、新旧対照表の5ページになります。第42条の改正により括弧書きを加え、経過措置の対象から除くとともに、連携施設に関する経過措置の期限を延長し、10年とするものでございます。

次に、7ページをごらんください。7ページにつきましては、第2条関係でございます。説明いたします。

第2条でございますが、法等の改正に伴い、第12号から第16号を追加し、その他については用語の整理及び条文の追加による条項ずれに対応するものでございます。

次のページ、第3条でございます。法等の改正に伴い、幼児教育・保育無償化の実施に当たり、保護者の経済的負担の軽減への配慮、また用語の定義を加えるものでございます。

次に、9ページの第5条から12ページの第12条でございますが、法等の改正に伴い、用語の整理を行うものでございます。

次に、第13条でございます。第13条は、法等の改正に伴い用語の整理を行うほか、幼児教育・保育無償化に伴い、施設が支払いを受けることのできる食事の提供に要する費用の範囲を改めるもので、これまで保育料に含め町に支払っていたおかず・おやつ代の副食費を施設に支払うよう改めるものでございます。

なお、次の14ページは、副食費が免除になる場合を規定しています。アでは年収360万円未満相当の世帯を、イでは多子世帯の第3子以降について規定するものでございます。

15ページの第14条から23ページの第36条でございますが、法等の改正に伴い用語の整理を行うものでございます。

次に、24ページ、第37条でございます。実質的な内容を変更するものではなく、規定ぶれを改めるものでございます。

次に、第38条でございますが、費用範囲の明確化及び法等の改正に伴い用語の整理を行うものでございます。

25ページ、第39条から28ページ、第42条でございますが、こちらも法等の改正に伴い用語の整理を行うものでございます。

次に、第43条、28ページでございますが、この改正は第51条、第52条において定めることとするということに関連して改正しているものでございます。

次に、30ページの第46条から31ページの第49条でございますが、こちらも法等の改正に伴い用語の整理を行うものでございます。

次に、第50条、準用でございます。この改正についても実質的な内容を変更するものではなく、読みかえにより対応する語の明確化及び準用する規定の改正に合わせ必要な整理を行うものでございます。

次に、32ページから35ページにかけての第51条、第52条でございますが、法等の改正に伴い用語の整理、

及び第43条で定められていた基準の読みかえを行うものでございます。

次に、35ページ、附則でございます。第2項では第13条の改正による読みかえや条文削除による項ずれに対応するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定については令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって、議案第39号は原案どおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第11、議案第40号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第40号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第40号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日から施行されたことにより、国の基準に準じた改正を行うものでございます。

内容としましては、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難である場合の連携施設確保の不要や、家庭的保育事業者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業に対する自園調理に関する経過措置の延長などを改正するものでございます。

なお、本条例に該当する施設は町内にはございません。また、町外施設を利用している町内の乳幼児もございません。

それでは、新旧対照表により説明をいたしたいと思っております。参考資料の新旧対照表をごらんください。

第7条第2項でございますが、第4項、追加による規定ぶれを合わせるものでございます。

第4項、第5項は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難である場合の連携施設確保の不要、及び入所定員が20人以上の企業主導型保育事業施設、または地方公共団体の補助を受けている認可外施設であって、町長が認めるものを第3項に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして加える改正を行うものでございます。

次に、第17条、新旧対照表2ページでございます。乳幼児の意味は、家庭的保育事業等を利用している乳児及びまたは幼児の意味であることから、今回の改正に合わせて利用乳幼児と改正させていただいております。

また、「。附則第3項において同じ」を削る改正は、附則第3項の括弧書きが削られることに伴い改正するものでございます。

次に、第24条でございますが、今回の改正に合わせて条文の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表、3ページ、第46条でございますが、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについて、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする特例を追加するものでございます。

次に、附則第3項でございますが、家庭的保育事業者の居宅において行われるものを対象としていましたが、括弧書きを削り、家庭的保育事業者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業自園調理の適用を猶予する経過措置を10年とするものでございます。

附則第4項でございますが、括弧書きを加えるものですが、第46条第2項を加える改正をしたことから、経過措置の対象から除くとともに、連携施設に関する経過措置の期限を延長し、10年とするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第40号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔なし〕という人あり

○議長（野口健二君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕という人あり

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決したいと思います。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって、議案第40号は原案どおり可決されました。



◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第12、議案第41号 長瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第41号 長瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第41号 長瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

この条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正され、同法の施行令についても一部改正があわせて行われたことにより、法律及び法律施行令を根拠として制定しております。

当町の災害弔慰金の支給等に関する条例につきましても、法改正の趣旨にのっとり災害援助資金の貸し付けに関する運用を改善し、被災者支援の強化を図ることを目的に一部改正を行うものであります。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第41号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

改正条例の第3条でございますが、新たに第5章雑則が追加されたことにより、「及び章」を「、次章及び第5章」に改め、第14条の見出し中、保証人を付す項目を追加し、「保証人及び利率」に改め、同項中第1項は保証人の可否は市町村の判断によることとなったことから、現在までと同様に保証人を立てることができることとし、ここに明記をしました。

また、同条第1項を同条第2項とし、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、その利率を現行の年3%から年1%に引き下げるものであります。

また、同条に同条第3項として、第1項の保証人は、連帯保証人として、その保証債務は違約金も包含

することを定めるものでございます。

次に、第15条は、災害援助資金の償還方法に半年賦償還及び月賦償還による方法を追加するものでございます。

また、第3項中、「保証人」を削り、「報告等」を加え、法第13条、法第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定に改め、引用条項の改正を行うものでございます。

次に、裏面の2ページをごらんください。

第16条を第17条として、第5章雑則を追加し、第16条として、災害が発生したときに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会の設置について規定するものでございます。

議案に戻っていただき、最下段から裏面にかけての附則でございますが、裏面にかけて、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第41号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 1点だけ質問します。

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給について雑則を設けたというふうなことで、その中の2号に「委員会の委員は、医師、弁護士、その他町長が必要と認める者のうちから町長が任命する」と、こういうふうな文言があるのですけれども、一般的に考えて、医師、弁護士とかいうと何か非常に学識が高いといえますか、そういうふうにならばちょっと私はとるのであります。そうすると、例えば町内の国家試験医師の資格を持っている人は何人かいると思います。それで、弁護士、町内に住んでいて弁護士資格を持っている人がいるのかどうかちょっとわからないのですけれども、ではこれについてこういう医師と弁護士をここに入れてきたということで、類似したような知識、学識を持っている識者というのをどうやって選定するのですかと、この文言にちょっと、この医師、弁護士だけがここに入っていると。その他町長が任命するといっても、それで何人ぐらいそれをとということで質問します。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

その他町長が必要と認める者のうちから町長が任命するということですが、こちらのほうは、先ほど言いました要するに学識経験者というのもあるのですけれども、例えば職員、町の職員でも担当課長ですとか、そういった者も指名していいですよというような国のほうの判例がありまして、それとあと医療ソーシャルワーカー、そういったソーシャルワーカー等が考えられるというのがありまして、医師は先ほど言いましたが、町内に先生いますので、あと弁護士のほうは、既にほかの委員でもなっていておられますけれども、町のほうで相談やりますけれども、法律相談で来ていただいている弁護士の先生とかをお願いするというようなことになるかと思えます。

人数なのですけれども、三、四名程度を予定しております。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） ちょっとお聞きをしたいと思えます。

ここに災害援護資金という文言がありますけれども、この災害援護資金という貸し付けを受けるのに金額等を教えていただければと思います。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 関口議員の質問にお答えいたします。

災害援助資金の金額ですけれども、最高で350万円、これは住宅の全体が滅失もしくは流失した場合でございます。そのほか住宅の被害程度によりまして、250万円、170万円、150万円というような感じになっております。それは世帯主に貸し出すものでありまして、その世帯主の、また世帯主さんがけがをしているとか、負傷がなくて家だけ壊れてしまったとか、それによってもまた金額が変わってきます。ですので、最高が350万円となっております。

これを10年以内に償還、3年間据え置いて、その後10年以内に償還するというふうになっています。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありませんか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） この援護資金の300万円、350万円なりなんなりは、こういうのは町民の皆さんに広報等何か伝える必要があると思うのだけれども、いかがですか。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 関口議員の質問にお答えします。

実は、この災害弔慰金なのですけれども、対象となる災害が、まず災害救助法に認定された災害で適用がある災害でありまして、あとは長瀬町の1つの区域において5棟以上が全壊、全焼、流失、半壊とか、そういった決まりがありますので、一概に簡単に出るというようなものではないですので、そういった町民に知らせるといことは考えておりません。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑。

○総務課長（福島賢一君） 済みません、追加で。

災害が起きましたら、もちろんそういったことでお知らせはします。

〔「どうやってお知らせするか」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） そちらのほうに出向いて、そういった被害が起きた地域ですので、そういったところに行って説明はしたいと思います。

〔「しっかりそういう伝達をお願いします」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 長瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。4時10分でお願いします。

休憩 午後3時56分

再開 午後4時10分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第42号～議案第45号の説明

○議長（野口健二君） 日程第13、議案第42号 平成30年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第43号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第44号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第45号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第42号から議案第45号まで、平成30年度の各会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第1項の規定に基づき、去る7月22日、会計管理者から各会計の決算書が関係書類を添えて提出され、同法同条第2項の規定によりまして監査委員に決算審査の依頼をし、8月22日に意見書が提出されましたので、同法同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 次に、各会計の歳入歳出決算概要について会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（村田武彦君） それでは、平成30年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書によりまして、各会計の歳入歳出決算概要を順次ご説明いたします。

初めに、決算書の表紙と目次の次、黄色のページをごらんください。平成30年度長瀬町一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入決算額33億7,457万9,235円、歳出決算額32億6,080万7,184円、歳入歳出差引残額1億1,377万2,051円でございます。

続いて、1ページ、2ページ、一般会計歳入歳出決算書をごらんください。歳入でございますが、表の一番上の欄にありますように、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調整してございます。

なお、各特別会計の歳入につきましても同様に調整してございます。

収入済額の主なものでございますが、まず最初に1ページ、2ページをごらんください。第1款町税8億1,808万9,976円、第10款地方交付税11億9,216万9,000円、続いて次の3ページ、4ページに移りまして、第14款国庫支出金2億7,978万343円、第15款県支出金1億9,345万164円、第20款町債3億683万7,000円などとなっております。

次に、不納欠損額でございますが、1ページ、2ページに戻っていただきまして、第1款町税1,578万1,816円となっております。

次に、収入未済額でございますが、第1款町税8,792万7,049円、第12款分担金及び負担金75万8,595円、第13款使用料及び手数料2万2,900円、次の3ページ、4ページに移りまして、第16款財産収入175万1,130円、第19款諸収入85万円、合計9,130万9,674円となっております。

そして、表の一番下、歳入合計欄でございますが、予算現額33億6,596万3,000円、調定額34億8,167万725円、収入済額33億7,457万9,235円、不納欠損額1,578万1,816円、収入未済額9,130万9,674円、予算現額と収入済額との比較はマイナス861万6,235円でございます。

次に、歳出でございますが、5ページ、6ページをごらんください。表の一番上の欄にありますように、歳出は、款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調整してございます。

なお、各特別会計の歳出につきましても同様に調整してございます。

支出済額の主なものでございますが、第2款総務費8億6,980万311円、民生費8億6,061万8,140円、衛生費4億7,491万4,159円、土木費1億3,852万8,325円、次に、7ページ、8ページに移りまして、第9款消防費1億5,860万4,825円、第10款教育費2億8,529万3,315円、第12款公債費3億3,884万211円などとなっております。また、平成30年度は翌年度繰越額はございません。

表の一番下、歳出合計欄でございますが、予算現額33億6,596万3,000円、支出済額32億6,080万7,184円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1億515万5,816円、予算現額と支出済額との比較は1億515万5,816円となっております。

そして、少し飛びまして、102ページをごらんください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額33億7,457万9,235円、歳出総額32億6,080万7,184円、歳入歳出差引額1億1,377万2,051円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。平成30年度の繰越明許費繰越額はありません。

続きまして、次のページ、右側になりますが、長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額10億45万1,247円、歳出決算額9億7,661万6,251円、歳入歳出差引残額2,383万4,996円となっております。

続いて、103ページ、104ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。収入済額の主なものでございますが、第1款国民健康保険税1億3,795万2,029円、第9款繰越金1億4,553万8,784円などとなっております。

表の一番下、歳入合計欄でございますが、予算現額は10億2,089万5,000円、調定額は10億2,760万2,443円、収入済額10億45万1,247円、不納欠損額の41万5,200円と収入未済額の2,673万5,996円は、いずれも国民健康保険税でございます。予算現額と収入済額との比較は、2,044万3,753円となっております。

続いて、次の105ページ、106ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。支出済額の主

なものでございますが、第2款保険給付費6億2,132万8,086円、第3款国民健康保険事業費納付金1億6,161万7,491円、表の一番下、歳出合計欄でございますが、予算現額は10億2,089万5,000円、支出済額は9億7,661万6,251円、翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の4,427万8,749円となっております。

少し飛びまして、128ページをごらんください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額10億45万1,247円、歳出総額9億7,661万6,251円、歳入歳出差引額2,383万4,996円です。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

続きまして、右のページ、平成30年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。歳入決算額7億6,520万3,060円、歳出決算額7億1,527万8,441円、歳入歳出差引残額4,992万4,619円です。

続いて、129ページ、130ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。収入済額の主なものでございますが、第1款保険料1億6,521万1,908円、第3款国庫支出金1億6,718万6,604円、第4款支払基金交付金1億7,480万2,000円、第5款県支出金1億1,106万4,971円、第7款繰入金1億15万8,370円となっております。

表の一番下、歳入合計欄でございますが、予算現額7億6,671万2,000円、調定額7億6,807万1,749円、収入済額7億6,520万3,060円、不納欠損額はございません。収入未済額の286万8,689円は介護保険料でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、150万8,940円となっております。

続いて、次のページ、131ページ、132ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。支出済額の主なものは、第2款保険給付費6億2,342万7,391円、第4款地域支援事業費3,281万3,367円などとなっております。

表の一番下、歳出合計欄でございますが、予算現額は7億6,671万2,000円、支出済額は7億1,527万8,441円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の5,143万3,599円となっております。

少し飛びまして、156ページをごらんください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額7億6,520万3,060円、歳出総額7億1,527万8,441円、歳入歳出差引額4,992万4,619円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

続きまして、右のページをごらんください。平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入決算額9,843万5,219円、歳出決算額9,656万4,541円、歳入歳出差引残額187万678円でございます。

次の157ページ、158ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。収入済額の主なものは、第1款後期高齢者医療保険料7,301万1,230円、第4款繰入金2,253万1,993円となっております。表の一番下、歳入合計欄でございますが、予算現額1億165万6,000円、調定額9,843万5,219円、収入済額9,843万5,219円、不納欠損額はございません。また、収入未済額もありません。予算現額と収入済額との比較は322万781円となっております。

続いて、159ページ、160ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。支出済額の主なものは、第2款後期高齢者医療広域連合納付金9,485万8,833円でございます。表の一番下、歳出合計欄でございますが、予算現額1億165万6,000円、支出済額9,656万4,541円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の509万1,459円となっております。

少し飛びまして、170ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書で

ざいます。歳入総額9,843万5,219円、歳出総額9,656万4,541円、歳入歳出差引額187万678円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

以上で、平成30年度一般会計及び各特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） 次に、各課長より歳入歳出決算の内容について説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いいたします。

○総務課長（福島賢一君） それでは、総務課の平成30年度決算概要につきまして、お手元の決算書に基づきご説明いたします。

決算書の34、35ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額5億3,889万円で、支出済額は5億2,558万1,131円でございます。

第2節の給料と第3節の職員手当等、1枚めくっていただき、36、37ページの第4節の共済費は、町長、副町長ほか町長部局職員67人分の給与や共済費関係の人件費で、特別会計の国保3人、介護1人と、教育長ほか教育委員会部局職員16人の給与や共済費関係の人件費は別会計、別科目となっております。

第11節の需用費は職員研修経費、公用車19台の管理として燃料代、修理代などでございます。

第12節の役務費は行政文書の郵送経費、職員の健康診断や公用車の車検、点検費用の手数料や自動車保険代のほか、町が所有、管理する施設の瑕疵及び業務遂行上、過失に起因する事故について、法律上の損害賠償責任を負う場合の損害など支払う際の総合賠償保障の保険料などでございます。

第13節の委託料の主なものについては、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託、職員採用試験等採点業務委託及び適正検査業務委託、公用車の運転管理業務委託などの支援業務委託料でございます。

第14節の使用料及び委託料は、有料道路通行料のほか、例規システム、人事給与システム、個人情報取扱業務Webシステムのソフトウェア使用料などでございます。

第18節の備品購入費は、4階書庫の移動棚の購入費用でございます。

第19節の負担金、補助及び交付金は、次の38、39ページに続きますが、一部事務組合への負担金として、特別職、一般職の退職手当負担金や秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金のほか、加盟団体への負担金、会費と共催後援事業の補助金などでございます。

第26節の寄附金は、県の町村会が主体となりまして、平成30年7月の西日本豪雨と平成30年9月の北海道胆振東部地震に対する義援金として、各町村10万円をそれぞれ支出したものでございます。

次に、40、41ページをごらんください。下段の第8目交通安全対策費でございますが、予算現額が175万8,000円で、支出済額は127万8,354円でございます。交通指導員8名分の報酬、費用弁償、被服費などの活動経費のほか、交通安全対策を実施する際の事務用品、啓発用品や交通安全関係団体への負担金、補助金などを支出いたしました。

次の、42、43ページをごらんください。第9目自治振興対策費でございますが、予算現額8,131万1,000円で、支出済額は7,549万6,526円でございます。

第11節の需用費は、防犯灯900基と長瀬地区公園トイレの維持管理経費で、電気代の支出が主なもので、光熱水費157万7,104円でございます。

第13節の委託料でございますが、長瀬地区公園トイレ建設工事管理業務及びサイン設置業務委託料でございます。

第15節の工事請負費7,006万9,320円は、長瀬地区公園整備工事ほか、舗装工事、遊具設置工事、トイレ建設工事の費用でございます。

第19節の負担金、補助及び交付金でございますが、コミュニティ協議会への運営補助金及び地域振興対策補助金として、5行政区に対して集会所等修繕費の補助金を交付いたしました。

第22節の補償補填及び賠償金でございますが、長瀬地区公園整備に伴う電柱、電話柱の移設に伴う補償金となっております。

次に、第10目諸費でございますが、予算現額780万8,000円で、支出済額は720万9,343円でございますが、第1節の報酬は円滑な行政事務を推進するため、正副区長への報酬、第12節の役務費は区長回覧に対する配布手数料でございます。

第13節の委託料は、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への法律相談委託料でございます。

第19節の負担金、補助及び交付金は、防犯や人権同和対策に係る各種構成団体・協議会等への負担金でございます。

次に、48、49ページをごらんください。第5項選挙費でございますが、第1目選挙管理委員会費は予算現額69万1,000円で、支出済額62万9,492円でございますが、通常選挙管理委員会の管理経費で、選挙管理委員報酬や選挙関係の図書、法規追録代、定期登録の際の選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙システムソフトウェア使用料でございます。

第3目県議会議員選挙費は予算現額263万9,000円で、平成31年4月7日執行の県議会議員一般選挙の準備段階に必要な経費として123万7,652円を支出いたしました。選挙は無投票となりましたが、第1節の報酬は選挙管理委員の報酬、第3節の職員手当等は職員への時間外手当、第8節の報償費はポスター掲示板の設置場所所有者へのお礼、第11節の需用費はポスター掲示板、事務用品の経費でございます。

第12節の役務費は投票用紙の計数機、読み取り機の点検手数料、第13節の委託料は入場券作成のための電算処理委託料や、ポスター掲示板の設置委託料などの費用でございます。

次に、ページが飛びまして、78、79ページの下段をごらんください。第19款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合への負担金と秩父消防署北分署の敷地負担金、合わせて1億3,375万8,059円の支出でございます。北分署の敷地につきましては、関係する長瀬町と皆野町が対応することとなっており、両町で協定を交わし、皆野町に負担金として支出しております。

次の80、81ページをごらんください。第2目非常備消防費でございますが、予算現額1,540万5,000円で、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るための経費で、1,327万4,813円を支出いたしました。第1節の報酬と第9節の旅費は消防団員86名への報酬、費用弁償で、第8節の報償費は退職消防団員への退職報償金や記念品代などでございます。第11節の需用費は、団運営に際しての消耗品や消防車の燃料代、消防資機材、車両の修繕費、団員への被服費でございます。第12節の役務費は、消防車の定期点検、車検費用、車両保険代などでございます。第18節の備品購入費は、経年劣化が著しい防火服の買い替え、新入団員の活動服、消防車のバッテリーなどでございます。第19節の負担金、補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等基金負担金、退職報償金の負担金、消防関係団体への負担金のほか、消防団運営のための交付金でございます。

第3目消防施設費は予算現額397万5,000円で、消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理に伴う費用で、359万5,365円を支出いたしました。第11節の需用費は消防詰所の電気・水道代などの光熱水費や修繕費、第19節の負担金、補助及び交付金は消火栓の新設及び維持管理のための経費を秩父広域市町村圏組合へ負担金として支払ったものでございます。

第4目の防災対策費は予算現額876万9,000円で、防災行政無線設備の保守委託、県防災情報システムの

維持管理のほか備蓄品の購入などの経費で、797万6,588円を支出いたしました。

第11節の需用費は、防災備蓄品としての飲料水や備蓄用粉ミルクの購入や、簡易トイレ2基を購入、また防災行政無線の子局26局の電気料でございます。第12節の役務費は県防災行政無線、町と消防本部との放送連動設備、町防災無線のフリーアクセスの通話料、災害時有線電話などの通信料でございます。

次の82、83ページをごらんください。第13節の委託料は町の防災行政無線の保守点検委託料、全国瞬時警報システムJアラートの新型受信装置等設置委託料でございます。

第14節の使用料及び賃借料は、防災行政無線の固定局、子局、中継局、移動局の電波使用料と子局8カ所の土地借上料でございます。

第19節の負担金、補助及び交付金は、自主防災組織の活動や資機材整備に対して補助金を交付したものでございます。

以上で、総務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎会議時間の延長

○議長（野口健二君） ここで、会議時間を延長いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 次に、企画財政課長、お願いいたします。

○企画財政課長（内山雅人君） 企画財政課の平成30年度決算概要につきまして、平成30年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきご説明をいたします。

決算書の38、39ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費、予算現額291万2,000円に対しまして、「広報ながとろ」の発行に係る経費として289万332円を支出いたしました。

第3目財政管理費、予算現額116万2,000円は連結財務書類作成システム利用料で54万円、固定資産管理システム利用料で38万8,800円等を支出し、合計で113万3,932円を支出いたしました。

第4目財政調整基金費は、地方財政法第7条に基づきまして5,111万円を積み立ていたしました。

38から41ページにまたがりますが、第6目財産管理費につきましてご説明をいたします。当該目におきましては、公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などの経費を計上しております。予算現額3,049万6,000円に対しまして2,975万6,247円を支出いたしました。

こちらの中で、第13節委託料の公共施設長寿命化計画策定業務委託料486万円でございますが、公共施設の劣化状況等を調査し、複合化や廃止、改修・更新時期などを検討することにより、公共施設の総量の適正化と維持管理費用の軽減に資することを目的として、町の公共施設の中でも特に築年数が経過した10施設を対象に、長瀬町公共施設長寿命化計画の策定に着手したものでございます。

続きまして、42から45ページをごらんください。一番下でございますが、第11目減債基金費につきましては、減債基金に1,000万円の積み立てを行いました。

第12目ふるさと長瀬応援基金費についてでございますけれども、平成30年度においても、楽天ホームペ

ージにおきましてふるさと納税の募集を実施いたしました。平成30年度では198件、965万5,000円の寄附金が寄せられ、返礼品の諸経費等で389万3,983円を支出し、寄附金額から当該経費を除きました金額576万1,017円のうち441万7,000円の積み立てを行いました。また、平成30年度9月補正予算におきまして、平成29年度分の残額244万6,000円を基金に積み立てましたので、合計686万3,000円をふるさと長瀬応援基金に積み立てました。

なお、平成30年度分の残額134万4,017円につきましては、本定例会の一般会計補正予算にて本基金に積み立てるべく予算計上をさせていただいているところでございます。

第13目公共施設整備基金費は、公共施設整備基金に5,000万円の積み立てを行いました。

次に、第2項企画費、第1目企画総務費でございますが、予算現額6,849万6,000円に対しまして6,548万4,989円を支出いたしました。当該目で計上をしている予算は、総合行政ネットワークなどの内部情報システムの運営及び管理経費、住民、税務、財務の基幹系システムの管理経費、移住定住促進事業、住宅取得奨励補助金、ちちぶ定住自立圏の負担金を初めとした各種負担金などを計上してございます。この中で、第11節需用費262万9,840円でございますが、255万1,596円をふるさと納税の返礼品の代金などとして支出しております。

第12節役務費460万7,508円でございますが、こちらの備考欄のうち手数料244万3,327円のうち131万3,215円をふるさと納税の手数料として楽天へ支払った手数料となっております。

第13節委託料1,013万9,522円でございますが、こちらの備考欄のうち公共交通網形成計画事業支援事業業務委託料162万円は、当町で公共交通の導入を検討すべく、行田市にありますものつくり大学に委託をし、平成29年度から事業を開始したものとなっております。昨年度は7月に、平成29年度に実施いたしましたコミュニティバス等に関する住民意識調査の結果報告会と、全戸ポスティング配布による公共交通に関する意識調査を実施いたしました。また、8月から10月には、公共交通導入に向けたワークショップを開催し、11月には小学5・6年生と中学生を対象に公共交通に関する意識調査を実施いたしました。その内容を踏まえながら、令和元年度に実施いたします実証実験のプランの検討をいたしたところでございます。

次に、移住定住プロモーション事業業務委託料270万円でございますが、本町への移住定住を促進するため株式会社JTBに委託をし、観光地である本町の生活を知ってもらう、移住策として選んでもらうことを念頭に置き、子育て世代等を対象に計10回移住体験ツアーを実施し、計50名の方にご参加をいただきました。今申し上げた両事業とも地方創生推進交付金を活用し実施した事業となっております。

第19節負担金、補助及び交付金2,794万8,943円でございますが、こちらの備考欄のうち、ちちぶ定住自立圏負担金1,472万6,000円は、第2次ちちぶ定住自立圏共生ビジョンに基づきまして、協定を締結している医療、教育、産業振興などの10分野で政策を実施するため、中心市でございます秩父市へ支払う負担金となっております。なお、当該負担金につきましては、全額特別交付税が交付をされているものでございます。

最後に、移住定住促進対策住宅取得奨励補助金860万円でございますが、引き続き定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、新たな住宅を取得する費用の一部を助成するものでございます。

平成30年度からは、新たに3世代世帯を補助対象に加え、増築を補助対象とするとともに、店舗併用住宅の要件緩和及び加算要件の追加を行うなど補助金の対象を拡充いたしました。

次に、50、51ページをごらんください。第6項統計調査費、予算現額38万9,000円に対しまして26万2,562円

を支出いたしました。主な内容でございますけれども、第2目人口統計調査費17万7,003円は、5年に1回、住生活に関するさまざまな施策のため、基礎資料を得ることを目的に実施する住宅土地統計調査の経費となっております。主に調査員4名の報酬となっております。7調査区、309戸の建物を対象に調査を実施いたしました。

第3目経済統計調査費7万6,587円は、工業に関する施策の基礎資料を目的に実施する工業統計調査の経費でございます。主に調査員2名の報酬となっております。町内の製造業に属する58事業所を対象に調査を実施いたしました。

少し飛びまして、100、101ページをごらんください。第12款公債費でございますが、予算現額3億4,013万2,000円でございますけれども、備考欄のとおり町債の元金及び利子を合計3億3,884万211円償還いたしました。

第13款予備費、当初予算額500万円のうち75万6,000円を充用いたしました。充用した内容につきましては備考欄に記載しておりますので、順次ご説明いたします。

まず、一般管理費寄附金10万円は、平成30年9月に発生しました北海道胆振東部地震により被災された北海道の町村に対し、埼玉県町村会を通じて各町村から見舞金を送付することになり、緊急に予算を用意する必要が生じたことから予備費を充用したものでございます。

児童福祉費需用費25万円は、長瀬町世代間交流支援センターひのくち館におきましてシロアリ被害が判明をしたため、被害箇所の修繕、防除用薬剤散布等を緊急に実施する必要が生じたことから予備費を充用したものでございます。

河川総務費役務費28万8,000円は、大字井戸地内におきまして倒木3本と、根本が腐食し民間に接近している木が発見され、民家に接近している木が倒れてしまった場合は住民の生命、財産に多大なる被害が生じるおそれがあったため、緊急に対応する必要が生じたことから予備費を充用したものでございます。

体育施設費需用費11万8,000円は、岩田総合グラウンド敷地内において漏水が発生し、そのまま放置しておきますと水道料金が高額になること、漏水をとめるべく止水栓を締めてしまいますと、管理等を事務所として使用しているシルバー人材センターや岩田総合グラウンドの利用者に不便をかけるため、緊急に修繕する必要が生じたことから予備費を充用したものととなっております。

各事業とも補正予算では間に合わず、緊急に調整する必要が生じたことから、予備費を充用したものでございます。

以上が、平成30年度一般会計、企画財政課関係の決算概要でございます。

○議長（野口健二君） 次に、税務課長、お願いいたします。

税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） 続きまして、税務課関係の決算につきまして、お手元の決算事項明細書に基づきご説明申し上げます。

初めに、歳入の町税につきましてご説明いたします。決算書の10、11ページをお開きください。第1款、町税の調定額は9億2,179万8,841円で、前年度比0.8%、696万4,972円の増額となりました。これに対します町税の収入済額は8億1,808万9,976円で、収納率は88.7%となり、前年度より0.9ポイント下降いたしました。

次に、税目ごとの増減理由と収納率でございますが、第1項町民税、第1目個人、第1節現年課税分の調定額は3億1,965万3,746円で、個人所得や土地、株式等の譲渡所得が増加したことにより、前年度比

1.5%、473万24円の増額となりました。これに対します個人の現年課税分の収入済額は3億1,782万8,444円で、収納率は99.4%でございます。

第2節個人の滞納繰越分の調定額は2,133万1,839円で、前年度比7.2%、165万6,153円の減額となりました。これに対します個人の滞納繰越分の収入済額は257万1,414円で、収納率は12.1%でございます。

次に、第2目町民税の法人でございますが、第1節現年課税分の調定額は4,777万600円で、一部企業の業績が好調であったことから、前年度比36.8%、1,284万6,300円の増額となりました。これに対します法人の現年課税分の収入済額は4,748万7,100円で、収納率は前年度と同率の99.4%でございます。

第2節法人の滞納繰越分の調定額は86万4,500円で、前年度比16.8%、12万4,500円の増額となりました。これに対します法人の滞納繰越分の収入済額は22万4,500円で、収納率は26.0%でございます。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、第1節現年課税分の調定額は3億9,827万6,000円で、土地につきましては引き続き地価が下落傾向にあり、あわせて評価がえに伴う補正の見直し等の影響によりまして、前年度比13%、約2,221万円の減額となりました。家屋につきましても、新築棟数が35棟あったものの、建物の取り壊しや評価がえに伴う経年減点の影響により、前年度比3.1%、約648万円の減額となりました。償却資産につきましては、企業の設備投資等が増加したことにより、前年度比2.3%、約148万円の増額となったものの、固定資産全体では前年度比6.4%、2,721万500円の減額となりました。これに対します固定資産税の現年課税分の収入済額は3億7,813万2,720円で、収納率は94.9%でございます。

第2節固定資産税の滞納繰越分の調定額は6,941万8,274円で、企業の倒産等による大口滞納事案の影響により、前年度比39.6%、1,968万9,414円の増額となりました。これに対します固定資産税の滞納繰越分の収入済額は860万7,486円で、収納率は12.4%でございます。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、第1節現年課税分の調定額は190万1,100円となり、収入済額も同額の190万1,100円で、収納率は100%でございます。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、第1節現年課税分の調定額は2,451万5,200円で、新税率の軽乗用車の登録台数の増加等により、前年度比3.3%、78万9,700円の増額となりました。これに対します軽自動車税の現年課税分の収入済額は2,417万400円で、収納率は前年度と同率の98.6%でございます。

第2節軽自動車税の滞納繰越分の調定額は110万5,570円で、前年度比5.2%、5万4,670円の増額となりました。これに対します軽自動車税の滞納繰越分の収入済額は20万4,800円で、収納率は18.5%でございます。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、第1節現年課税分の調定額は3,696万2,012円で、昨年10月から紙たばこ1本当たり1円の増税となりましたが、町内における製造たばこの販売本数が減少したことにより、前年度比6.1%、240万2,983円の減額となりました。これに対しますたばこ税の収入済額は、調定額と同額の3,696万2,012円で、収納率は100%でございます。

次に、町税の不納欠損額についてご説明いたします。引き続き、決算書の11ページの不納欠損額の欄をごらんください。

初めに、町税の不納欠損額の総額でございますが、1,578万1,816円で、前年度比583.6%、1,347万3,137円の増額となりました。この増額の要因につきましては、大島議員の一般質問でもお答えいたしました。高額滞納者の死去に伴いまして、その法定相続人の全てが相続放棄したことにより、地方税法第15条の7、

第5項に規定する滞納処分の執行停止に係る即時消滅要件に該当したため、滞納処分の一部所定に係る滞納額を不納欠損額として処分したことによるものでございます。

次に、税目ごとの内容でございますが、初めに町民税の個人につきましては、5人で13件、1,442万8,116円、町民税の法人は一件もございませんでした。

次に、固定資産税でございますが、19人で93件、120万6,300円、軽自動車税が4人で24件、14万7,400円となっております。

次に、処分理由別の内訳でございますが、時効期間の5年が経過したことにより租税債務が消滅した者が20人で91件、71万5,639円、滞納処分の執行停止が3年継続したことにより納税義務が消滅した者が7人で38件、88万337円、滞納処分の執行停止に係る即時消滅により納税義務が消滅した者が1人で1件、1,418万5,840円となっております。この最後の事案が、今回不納欠損額を大幅に増額させることになった要因となっております。

決算書の11ページの一番上の行をごらんください。現年課税分と滞納繰越分を合計いたしました町税の調定額9億2,179万8,841円から収入済額8億1,808万9,976円と不納欠損額1,578万1,816円を差し引いた収入未済額8,792万7,049円が、翌年度に繰り越されます町税全体の滞納額となります。

続いて、歳出につきましてご説明いたします。決算書の46、47ページをお開きください。

第3項町税費でございますが、予算現額2,679万7,000円に対しまして支出済額は2,614万7,325円で、不用額は64万9,675円となりました。

第1目税務総務費の予算現額は121万8,000円で、支出済額は117万4,282円でございます。事業の内容でございますが、税務事務の管理的業務のほか、固定資産評価審査委員会の運営や固定資産評価委員の設置を行うものでございます。主な支出といたしましては、第1節報酬は固定資産評価委員への報酬でございます。

第9節旅費の普通旅費は、税務課職員の出張旅費でございます。

第11節需用費の消耗品は、例規の追録代や参考図書代でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、備考欄にあります税務関係団体への負担金や会費でございます。

第2目賦課徴収費の予算現額は2,557万9,000円で、支出済額は2,497万3,043円でございます。事業の内容でございますが、町税の公平かつ適正な賦課徴収を行い、安定した財源を確保するためのものでございます。主な支出といたしましては、第11節需用費のうち消耗品は、賦課徴収事務に使用する封筒や事務用品代でございます。その下の印刷製本費は、各種帳票類の印刷代でございます。

第12節役務費のうち通信運搬費は、納税環境を整備し、納税者の利便性を向上させるため導入しておりますコンビニ収納システムに係るデータ取得用の電話代でございます。その下の手数料は、口座振替やコンビニ収納、軽自動車情報提供サービス等に係る手数料でございます。

第19節の委託料は、税目ごとの膨大な課税データを一括管理し、適正かつ迅速に処理するための電算業務委託料を初め、町税の収納率を向上させるための納税推進コールセンター業務委託料や固定資産の正確な把握と適正な評価を行うための各種業務委託料等でございます。

第14節使用料及び賃借料は、賦課徴収事務の効率化を図る上で必要不可欠な、各税目別のシステムソフトウェア利用料や電子申告サービス利用料等でございます。

23節償還金、利子及び割引料は、過年度に賦課徴収いたしました町税に係る過誤納還付金及び還付加算金でございます。

以上で、税務課関係の決算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野口健二君） 次に、町民課長、お願いします。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 続きまして、町民課関係につきまして、決算書に基づきご説明させていただきます。

それでは、歳入歳出決算書事項別明細書により主なものについてご説明させていただきます。

初めに、決算書の46、47ページから次のページにかけてでございます。第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費は、予算現額1,442万8,000円で、支出済額は1,298万9,702円でございます。主な事業でございますが、戸籍法に基づく戸籍の記載処理業務、外国人登録、印鑑登録、住民基本台帳法に基づく住民の居住の管理業務等に係る費用でございます。

内訳でございますが、第13節の委託料は戸籍総合システム、住民基本台帳ネットワークなどの各種システムの保守委託料でございます。

第14節材料及び賃借料は戸籍総合システム、住基システム、住民基本台帳ネットワーク機器の借上料などでございます。

第19節負担金、補助及び交付金でございますが、旅券発給事務負担金は事務委任を行っております秩父市パスポート発給業務等に係る負担金でございます。

次に、54ページ、55ページの中ほどをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費でございますが、予算現額が8,122万8,000円で、支出済額は7,813万5,891円でございます。主な事業でございますが、国民健康保険特別会計の円滑な運営を図るための繰り出しを行う国民健康保険事業、重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る重度心身障害者医療費支給事業、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を支給するひとり親家庭等医療費支給事業となっております。

内訳でございますが、第20節扶助費は、重度心身障害者医療給付費及びひとり親家庭医療給付費に要した費用で、第28節繰出金は国保特別会計への保険基盤の安定、事務費、出産育児一時金、財政安定化支援事業等、国保財政医療費に係る繰り出しを行ったものでございます。

次に、56ページ、57ページの上段の第4目老人保健費でございますが、予算現額が1億1,478万5,000円で、支出済額は1億1,373万9,018円でございます。主な事業でございますが、後期高齢者医療制度の一般会計分の経費の負担を行う後期高齢者医療事業でございます。

内訳でございますが、第19節負担金、補助及び交付金は、後期高齢者医療制度を運営する埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費や医療給付費に係る負担金として、第28節繰出金は65歳以上で一定の障害のある方を含む75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に必要な経費として保険基盤安定分、事務費分を繰り出したものでございます。

次に、58ページ、59ページの下段をごらんください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費でございますが、予算現額が1,996万2,000円で、支出済額は1,954万7,947円でございます。主な事業でございますが、ゼロ歳児から高校卒業までの子供の医療費を支給し、経済的負担及び福祉の向上を図る子供医療費支給事業に伴う費用でございます。

内訳でございますが、60、61ページをごらんいただきまして、上段でございますが、第20節扶助費は、子供医療費、子供医療給付費に要した費用でございます。

次に、第3款民生費、第3項国民年金費、第1目国民年金総務費でございますが、予算現額が93万9,000円

で、支出済額は86万9,485円でございます。主な事業でございますが、国民年金制度に係る事務のうち厚生労働省からの法定受託事務として、国民年金制度の啓発や各年金事務所の申請等に係る費用でございます。

内訳でございますが、第13節委託料は、産前産後期間の保険料免除や、年金生活者支援給付金の支給準備に係るシステム改修委託料でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費でございますが、予算現額が265万3,000円で、支出済額は241万426円でございます。主な事業でございますが、狂犬病予防法に基づく犬の登録管理や狂犬病予防注射など、また危険害虫駆除を実施している衛生一般事業、町内のごみの減量化、リサイクルの向上や生活環境の悪化を防止するため、散乱ごみのパトロールや撤去などを行う廃棄物一般事業に係る費用でございます。

内訳でございますが、第8節の報償費は、有価物を回収した団体に1キログラムにつき報償金3.5円を交付したもので、第13節委託料の長瀬町環境美化業務委託料は、岩畳周辺や国県道、町道、林道などのごみの散乱が激しい箇所清掃や不法投棄パトロールを長瀬町シルバー人材センターに委託したものでございます。

次に、第2目環境衛生費でございますが、予算現額が1,057万8,000円で、支出済額は1,044万9,453円でございます。主な事業でございますが、62、63ページをお開きいただきまして、公害防止を推進している環境衛生事業、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進をするため、太陽光発電システムなどへの補助金交付や急速充電器の維持管理を行った温暖化対策事業、自然歩道の適正な維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、埼玉県自然公園条例に基づき、申請業務、現地調査、巡視パトロールなどを行っている県立自然公園特別地域保護管理事業、秩父広域市町村圏組合の火葬場の共同処理事業となっております。

内訳でございますが、第19節負担金、補助及び交付金では、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている斎場費の負担金のほか、太陽光システムの設置費補助金や高効率給湯器設置補助の交付を行ったものでございます。

次に、下段でございますが、第2項清掃費、第1目じんかい処理費は、予算現額が5,154万9,000円で、支出済額も同額となっております。主な事業でございますが、秩父広域市町村圏組合としてごみ処理の共同処理を行っている清掃事業でございます。

内訳でございますが、第19節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の清掃費に係る負担金で、処理されたトン数に基づき算定された費用を負担するものでございます。

続きまして、64ページ、65ページをごらんください。第2目し尿処理費は予算現額が2億8,096万1,000円で、支出済額は2億8,095万5,200円でございます。主な事業でございますが、皆野・長瀬下水道組合の特定環境保全公共下水道事業の整備を推進している下水道事業や、し尿処理に係るし尿処理事業のほか、公共下水道の認可区域外において、合併処理浄化槽の設置を進める合併処理浄化槽設置整備事業で、内訳でございますが、第19節負担金、補助及び交付金は、これらの事業を実施するため、長瀬町負担分の支払いを行ったものでございます。

なお、浄化槽市町村整備型は、公共下水道の認可区域外におきまして、平成24年度から実施しております浄化槽市町村整備型事業に係る負担金で、5期分の負担金でございます。

次に、第3項上水道費、第1目上水道費は予算現額が8,562万2,000円で、支出済額は8,558万9,000円で

ございます。主な事業でございますが、秩父地域水道事業の統合に関する覚書により、水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うことにより、上水の安全で安心な水道水を安定的に供給を行うことを目的として、1市4町の水道事業を統合し、秩父広域市町村圏組合で行っている上水道事業となっております。

内訳でございますが、第19節負担金、補助及び交付金のとおり、秩父広域市町村圏組合上水道事業への財政基盤の安定を図るため、簡易水道事業債元利償還金負担金、秩父広域水道高料金対策補助金等の支払いを行ったものでございます。

一般会計分についての説明は、以上でございます。

続きまして、平成30年度国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成30年4月から財政運営の責任主体が市町村から県に移行し、科目等の変更がございました。

初めに、平成31年3月末の被保険者数でございますが、前年度末と比較しまして80人減の1,884人でございます。

それでは、平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきましてご説明いたします。決算書の108、109ページをごらんください。歳入につきまして、第1款第1項国民健康保険税でございますが、予算現額1億3,596万5,000円、調定額1億6,510万3,225円、収入済額1億3,795万2,029円で、不納欠損額につきましては41万5,200円でございます。国民健康保険税は、国保歳入の13.8%を占めております。

次に、110、111ページをごらんください。第6款県支出金、第1項県補助金でございますが、予算現額6億8,011万7,000円、調定額6億5,337万9,342円、収入済額も同額で、普通交付金と特別交付金でございます。

普通交付金につきましては、市町村が行う保険給付の実績に応じて交付されるもので、特別交付金は、糖尿病等の重症化予防事業や保険税収納率向上等に対して交付されるものでございます。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、予算現額5,824万7,000円、調定額は5,824万4,076円、収入済額も同額でございます。安定した国保運営を図るため、一般会計から繰り入れたもので、詳細につきましては備考欄にお示ししてあるとおりでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

116、117ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は予算現額2,638万6,000円、支出済額2,571万134円で、主な事業は国民健康保険事業に従事する職員に係る一般管理事業などとなっております。

内訳でございますが、職員の給料、手当のほか、第12節役務費は被保険者証の郵送料のほか、国保連合会電算処理に係る手数料となっており、第13節委託料は被保険者証印刷などの業務委託、また医療機関から請求されるレセプトの内容点検の業務委託を行う経費でございます。

次に、118、119ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、予算現額5億7,195万7,000円、支出済額5億3,818万8,723円で、第1目一般被保険者療養給付費及び第2目退職被保険者等療養給付費は、被保険者の疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスに対する保険者負担分の給付を行ったものでございます。

また、第3目一般被保険者療養費及び第4目退職被保険者等療養費は、補填具を作製した場合や整骨院

などを受診した際に給付を行ったものでございます。

次に、第2項高額療養費は予算現額8,252万2,000円、支出済額7,969万7,893円で、高額療養費は被保険者の過重な負担の軽減を図るために設けられたもので、被保険者の1カ月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給したものでございます。

次に、120、121ページをごらんください。第4項出産育児諸費は予算現額336万2,000円、支出済額294万1,470円で、被保険者が出産したときに世帯主に対して支給するもので、7件の支給を行いました。

次に、第3款国民健康保険事業費給付金、第1項医療給付費分は、予算現額1億125万1,000円、支出済額1億124万9,907円でございますが、医療給付費の費用に充てるため、財政運営の責任主体である埼玉県へ支払いを行ったものでございます。

次に、122、123ページをごらんください。第2項後期高齢者支援金分は、予算現額4,664万円、支出済額4,663万9,062円でございますが、後期高齢者支援金の費用に充てるため、財政運営の責任主体である埼玉県に支払いを行ったものでございます。

次に、第3項介護納付金分は、予算現額1,372万9,000円、支出済額1,372万8,522円で、介護保健の財源として、財政運営の責任主体である埼玉県に支払いを行ったものでございます。

次に、第5款保険事業費、第2項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費、予算現額1,087万8,000円、支出済額845万9,961円でございますが、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制することを目的に実施する健康診査、保健指導に要した費用で、124、125ページ上段の第13節委託料につきましては、秩父都市医師会などで行った特定健康診査委託料及び委託契約を締結している医療機関で人間ドックを受診した場合に支払う生活習慣病予防検診委託料となっております。

第19節負担金、補助及び交付金は、委託契約を締結していない医療機関で人間ドックを受診した場合に支払う生活習慣病予防検診補助金となっております。

次に、第6款第1項基金積立金、予算現額3,647万5,000円、支出済額は同額でございます。国民健康保険財政調整基金へ積み立てを行ったものでございます。

次に、ページは飛びますが、175ページをごらんください。5の国民健康保険の基金の運用状況でございますが、(1)国民健康保険財政調整基金は、前年度末現在高は3,804万4,000円で、積み立てを3,647万5,000円を行った結果、決算年度末現在高は7,451万9,000円となっております。

次に、(2)高額療養費支払資金貸付基金は、平成30年度末現在高は100万円となっております。なお、平成30年度中に貸し付けは行っておりません。

実質収支に関する調書につきましては、会計管理者が説明したとおりでございますので省略させていただきます。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、平成30年度後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

初めに、平成31年3月末現在の被保険者数についてでございますが、前年度末と比較して34人増の1,349人となっております。

それでは、平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきましてご説明いたします。162、163ページをごらんください。まず、歳入については、第1款第1項後期高齢者医療保険料でございますが、予算現額7,628万円、調定額7,301万1,230円、収入済額は同額でございます。

保険料収納状況でございますが、現年賦課分については100%で、特別徴収100%、普通徴収100%でござ

ございます。滞納繰越分につきましても収納率は100%で、現年賦課分、滞納繰越分を合わせた収納率は100%の前年比プラス0.2%でございました。この保険料は、歳入全体の74.2%を占めております。なお、保険料の均等割軽減措置を922名の方が受けております。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございますが、保険料の軽減特例に伴うシステム改修の補助金で、予算現額を15万円、調定額を15万円で、収入済額は同額でございます。

次に、第4款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、予算現額2,253万2,000円、調定額2,253万1,993円で、収入済額は同額でございます。

このうちの保険基盤安定繰入金は、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項で、保険料の減額賦課に基づき減額した額の総額を基礎として算出した額を後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならないと市町村の特別会計への繰り入れが定められており、これに基づくものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

166、167ページをごらんください。第1款総務費、予算現額165万5,000円、支出済額138万6,778円でございますが、広域連合事業運営に係るシステム改修費及び保険料徴収事務に係る費用でございます。

次に、第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額9,807万8,000円、支出済額9,485万8,833円でございます。広域連合納付金は、歳出全体の98.2%を占めております。この納付金でございますが、広域連合へ納付するもので、町で徴収した保険料や保険基盤安定負担金でございます。

なお、実質収支に関する調書につきましては会計管理者が説明しておりますので、省略させていただきます。

以上で、町民課関係の決算の説明を終わらせていただきます。



◎延会について

○議長（野口健二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（野口健二君） 次会の日程をご報告いたします。

あす18日は午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださるようお願い申し上げます。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承ください。

◇

◎延会の宣告

○議長（野口健二君） 以上をもちまして本日の会議は終了しました。

本日は、これをもちまして延会したいと思います。

大変ご苦勞さまでした。

延会 午後5時40分

令和元年第5回長瀬町議会定例会 第2日

令和元年9月18日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第42号～議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	板谷定美君	2番	井上悟史君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君	10番	染野光谷君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	齊藤英夫君
教育長	野口清君	会計 管理 者	村田武彦君
総務課長	福島賢一君	企画財政 課長	内山雅人君
税務課長	相馬孝好君	町民課長	福嶋俊晴君
健康福祉 課長	中畝康雄君	産業観光 課長	玉川真君
建設課長	若林智君	教育次長	内田千栄子君
代表 監査委員	田島毅君		

事務局職員出席者

事務局長	野口晃	書記	石川正木
------	-----	----	------

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（野口健二君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続き出席いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のために出席した者の紹介

○議長（野口健二君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席に着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付してあるとおりでございます。それに従って議事を進めてまいりますので、ご了承願います。ご協力よろしくお願いたします。

上着の着脱は、ご自由にお願します。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第 4 2 号～議案第 4 5 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第 1、議案第42号 平成30年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 2、議案第43号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 3、議案第44号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 4、議案第45号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

前日に引き続き、健康福祉課長にお願いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、健康福祉課関係につきまして、決算書に基づき説明させていただきます。詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますが、決算書の14、15ページをごらんください。第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目民生費負担金について説明させていただきます。

調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた収入未済額は、児童保育費負担金、保育園保護者負担金現年分が6万7,950円でございます。この負担金は保育料ですが、本収入未済額につきましては3人6カ月分で既に納付済みとなっております。なお、放課後児童クラブ保護者負担金については、収入未済額

はございませんでした。

次に、民生費歳出についてご説明いたします。

決算書52、53ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、予算現額2億589万6,000円で、支出済額は1億8,741万5,244円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第8節報償費5万2,830円でございますが、知的及び身体障害者相談員2名の報償費、100歳のお祝いの花代でございます。

第13節委託料600万5,124円でございますが、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料、子ども・子育て支援計画ニーズ調査に伴う委託料、障害者福祉システム改元対応委託料などがございます。

54、55ページにまたがっておりますが、第19節負担金、補助及び交付金1億6,204万5,549円でございますが、障害者自立支援法に基づく各種給付費負担金、自立支援医療費（更生医療・育成医療）負担金、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの関係機関への補助金、負担金などがございます。

第20節扶助費522万3,727円でございますが、在宅で生活している重度心身障害の方への手当の支給、福祉タクシー利用料助成、日常生活用具給付費、補装具費に対する給付などがございます。

次に、第2目老人福祉費でございますが、予算現額1,295万9,000円で、支出済額は1,081万755円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第13節委託料520万7,869円でございますが、老人保護措置委託料や緊急通報システム管理委託料などがございます。

第14節使用料及び賃借料383万908円でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑敷地に係る土地借上料及び緊急通報システム機器借上料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金124万8,550円でございますが、老人クラブ連合会等への補助金などがございます。

第20節扶助費47万2,000円でございますが、寝たきり老人及びその介護者への手当でございます。

次に、56、57ページをごらんください。第5目介護保険費でございますが、予算現額1億134万7,000円で、支出済額は1億71万5,673円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第28節繰出金1億15万8,370円は法定負担分として、また事業運営に要する事務費等の介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、予算現額3億5,342万7,000円で、支出済額は3億4,938万4,127円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第7節賃金1,080万9,906円でございますが、放課後児童クラブ室、子育て支援事業、児童虐待防止に伴う臨時職員賃金でございます。

第8節報償費173万2,960円でございますが、子育て相談事業の臨床心理士や子育て支援事業に伴う協力員への費用でございます。

第11節需用費122万1,371円でございますが、58、59ページをごらんください。多世代ふれ愛ベース長瀬の光熱水費やひのくち館の施設修繕費、予備費を充当しましたシロアリの関係等でございます。

次に、第13節委託料2億1,023万5,365円でございますが、保育所運営委託料、認定こども園運営委託料、民間の放課後児童クラブ委託料、本野上地区公園造成工事設計業務委託料などがございます。

第15節工事請負費847万1,520円でございますが、本野上地区公園造成工事でございます。

第19節負担金、補助及び交付金1,370万5,640円でございますが、一時預かり、障害児保育、延長保育などの補助金等でございます。

第20節扶助費9,102万5,000円でございますが、児童手当及び平成30年度から支給を開始した子育て支援金に係る費用でございます。

次に、衛生費関係についてご説明いたします。

62、63ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保険費でございますが、予算現額2,019万9,000円で、支出済額は1,981万2,995円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第7節賃金163万1,962円でございますが、育児休暇取得保健師の代替臨時職員の賃金でございます。

第11節需用費106万5,493円でございますが、保健センターの電気、ガス、上下水道代や施設修繕費等でございます。

第14節使用料及び賃借料188万4,656円でございますが、保健センター敷地の借上料や健康管理システム使用料、AEDリース料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金1,457万3,100円でございますが、秩父広域市町村圏組合の救急医療施設費やちちぶ医療協議会の負担金などでございます。

64、65ページをごらんください。次に、第4項公衆衛生費、第1目予防費でございますが、予算現額2,714万7,000円で、支出済額は2,414万8,085円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第7節賃金76万8,794円でございますが、ふれ愛ベース長瀬臨時職員の賃金でございます。

第8節報償費217万6,000円でございますが、予防接種や各種検診事業に係る医師、歯科医師や看護師などに係る費用でございます。

第13節委託料1,835万3,774円でございますが、各種がん検診、妊婦検診、各種予防接種や後期高齢者への人間ドック契約機関などへの費用でございます。

66、67ページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金138万7,880円でございますが、秩父広域市町村圏組合の結核予防費負担金や契約期間外での人間ドック受診補助、不妊、不育治療費補助、平成30年度から開始した母乳ケア補助などでございます。

以上で一般会計分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成30年度長瀬町介護保険特別会計について説明いたします。

決算書128ページの次のページ、黄色の表紙をごらんください。歳入決算額が7億6,520万3,060円、歳出決算額が7億1,527万8,441円、歳入歳出差引残額4,992万4,619円ございました。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。決算書の134、135ページをごらんください。初めに、歳入、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、調定額は1億6,880万597円、収入済額は1億6,521万1,908円で、収納率は98.3%ございました。この数値は、昨年度の収納率と比較して同ポイントでございました。不納欠損額はございませんでした。収入未済額は286万8,689円で、昨年と比べまして19万5,422円の増加となっております。

次に、第3款国庫支出金は調定額、収入済額とも1億6,718万6,604円で、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業、また包括支援センターの運営事業としてそれぞれ法定割合分に応じて交付されるものでございます。

次に、第4款支払基金交付金は調定額、収入済額とも1億7,480万2,000円で、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業費の財源として法定割合分が交付されたものでございます。

次の136、137ページをごらんください。第5款県支出金は調定額、収入済額とも1億1,106万4,971円で、保険給付費や介護予防任意事業に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応じて県から交付されたものでございます。

次に、第7款繰入金は調定額、収入済額とも1億15万8,370円で、保険給付費や地域支援事業、各種予防事業、任意事業等の実施に係るための財源として、町の法定割合分及び事務費に係る費用を一般会計から繰り入れたものでございます。

続きまして、歳出でございますが、142、143ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は予算現額267万円、支出済額245万4,697円で、介護保険システムに係るソフトウェア使用料や改修業務委託料などでございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費は予算現額116万7,000円、支出済額が64万1,491円でございますが、保険料賦課徴収のための電算処理業務委託料や郵送費などでございます。

第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費は予算現額517万5,000円、支出済額が457万8,376円で、介護保険サービスを受けるために必要な主治医意見書の手数料や認定調査員の賃金などでございます。

第2目認定審査会共同設置負担金は予算現額493万9,000円で、支出済額も同額でございます。秩父広域市町村圏組合に共同設置しています介護認定審査会負担金でございます。

144、145ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項介護保険サービス等諸費は、要介護者の皆さん方が介護サービスを受けた場合に係る介護給付費となっております。

主な内容についてご説明いたします。第1目居宅介護サービス給付費は訪問介護や通所介護などの居宅で受けた給付費で、予算現額1億9,480万3,000円で、支出済額が1億8,589万9,804円でございます。

第2目地域密着型介護サービス給付費は住みなれた地域を離れずに生活が続けられるように地域の特性に応じた体制で提供するための給付費で、予算現額6,343万4,000円で、支出済額が5,698万563円でございます。

第3目施設介護サービス給付費は特別養護老人ホームや老人保健施設等に要した給付費で、予算現額3億533万2,000円で、支出済額が2億9,015万7,583円でございます。

第6目居宅介護サービス計画給付費は居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に給付される費用で、予算現額2,619万5,000円で、支出済額が2,355万7,966円でございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の皆さんが介護予防サービスを受けた場合に係る給付費となっております。

主な内容についてご説明いたします。第1目介護予防サービス給付費は予算現額1,857万8,000円、支出済額が1,662万403円で、通所介護予防などを利用した場合の費用でございます。

146、147ページをごらんください。第5目介護予防サービス計画給付費は予算現額280万4,000円で、支出済額が279万6,000円、地域包括支援センターや委託を受けた民間介護支援事業者がケアプランを立てた場合に支給される費用でございます。

第4項第1目高額介護サービス等費は予算現額1,376万1,000円、支出済額が1,306万7,195円で、要介護者や要支援者が支払った額が世帯合計で一定額を超えた場合、高額介護サービス費として超えた分が払い

戻される費用でございます。

第5項第1目高額医療合算介護サービス等費は予算現額200万1,000円、支出済額が173万1,822円で、高額医療と高額介護サービスとして支払った額が一定額を超えた場合、払い戻される費用でございます。

次に、第6項第1目特定入所者介護サービス等費は予算現額3,213万9,000円、支出済額が2,884万7,790円で、低所得者の認定者が施設サービスまたは短期入所サービスを利用した際の食費、居住費について国が定めた基準費用額から利用者の所得段階などに応じた負担限度額の差額を支給するものでございます。

148、149ページをごらんください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防生活支援サービス事業費、第1目介護予防生活支援サービス事業費は予算現額1,659万4,000円、支出済額が1,456万9,724円で、サービス提供事業所を訪れて通所サービスを受けた場合や、反対に居宅で訪問サービスを受けた場合の給付費でございます。

第2項一般介護予防事業費、第1目の一般介護予防事業費は予算現額399万1,000円、支出済額282万4,207円で、65歳以上の高齢者を対象に元気モリモリ体操、足腰らくらく教室及び歌の教室などの実施に要した費用でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費、第1目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は予算現額873万5,000円、支出済額805万8,495円で、地域包括支援センターに配置している職員給与等でございます。

次に、150、151ページをごらんください。第2目任意事業費は予算現額138万5,000円、支出済額64万8,448円で、在宅で生活する要介護者等で常時介護用品を使用せざるを得ないものに対しての紙おむつ支給事業が主なものでございます。

第4目生活支援体制整備事業費は予算現額353万2,000円、支出済額350万円で、住みなれた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために地域で支え合い、助け合いのできる町を目指す事業で、社会福祉協議会に委託した費用でございます。

第5目認知症総合支援事業費は予算現額79万3,000円、支出済額29万5,403円で、認知症カフェの開催や認知症ケア向上事業に関する費用などが主なものでございます。

次に、152、153ページをごらんください。第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費支払基金積立金は介護保険事業に要する費用の不足額に充てるため設置している基金であり、3,494万9,000円を積み立て、平成30年度末現在高は1億1,155万7,000円でございます。

また、156ページ、実質収支に関する調書でございますが、会計管理者が説明しておりますので、省略いたします。

以上で健康福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（野口健二君） 次に、産業観光課長、お願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、産業観光課関係につきましてお手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、労働費関係についてご説明させていただきます。

決算書の66、67ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費の予算現額は17万3,000円で、支出済額は14万2,000円でございます。事業の内容は、労働関係団体の構成員としての負担金や補助金で、第19節負担金、補助及び交付金の備考欄にあります関係機関・団体へ支出したものでございます。

第2目労働対策費につきましては、勤労青少年ホーム分として教育委員会の所管事務となりますので、説明を省略させていただきます。

次に、農林水産業関係についてご説明いたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費の予算現額は451万円で、支出済額は439万408円でございます。

68、69ページをごらんください。事業の内容は、農業委員会の円滑な運営を図るための事業で、主な支出といたしましては第1節報酬の256万2,000円は農業委員13名及び農地利用最適化推進委員4名分の報酬でございます。

第13節委託料の95万400円のうち農業委員会総会会議録作成業務委託料30万2,400円は、年12回開催いたしました農業委員会定例会定例総会の会議録を作成するための業務委託料でございます。また、農地情報公開システム突合ファイル作成に伴うシステム改修業務委託料59万4,000円は、全国一元的なクラウドシステムであります農業情報公開システムで公開している農地情報と住民基本台帳、固定資産課税台帳の突合を行うための情報連携システムの改修業務委託費でございます。

第14節使用料及び賃借料の55万9,440円のうち備考欄の農業行政ソフトウェア使用料51万8,400円は、農業行政システムを稼働するためのソフトウェア使用料でございます。

次に、第2目農業総務費の予算現額は72万8,000円で、支出済額は56万8,818円でございます。主な支出としましては第19節負担金、補助及び交付金56万4,000円の支払いで、農林業関係団体の構成員としての負担金や補助金を備考欄に記載のあります関係機関・団体へ支出したものでございます。

第3目農業振興費の予算現額は2,064万8,000円で、支出済額は1,814万3,181円でございます。事業の内容は、有害鳥獣駆除、生産団体の育成支援、種苗費等の補助、農業施設整備への助成、井戸地区公園整備費等となります。主な支出といたしましては、第13節委託料の214万9,600円のうち有害鳥獣捕獲事業委託料40万円は長瀬狩猟クラブへの有害鳥獣駆除を委託したものでございます。また、井戸地区公園設計業務委託料174万9,600円は井戸地区公園の整備に必要な設計業務を委託したものでございます。

70、71ページをごらんください。

第15節工事請負費の1,149万7,680円は井戸地区公園整備工事を行ったものでございます。第19節負担金、補助及び交付金の413万5,433円のうち新規就農者等支援事業費補助金50万円は、規模拡大となった農業従事者1名に対して必要な資材費の一部に助成を行ったものでございます。

産地パワーアップ事業費補助金208万3,000円は、ブドウ生産事業者に対して生産施設の機能向上のための資材などを導入する経費に対して助成を行ったものでございます。

未利用農地の利活用促進事業補助金99万5,000円は、未利用農地の利活用を促進するための経費に対して助成を行ったものでございます。そのほか有害鳥獣対策関連の補助金及び交付金として合計で43万5,000円を交付しております。

次に、第4目緑の村管理費の予算現額は704万6,000円で、支出済額は687万9,031円でございます。事業の内容は緑の村の維持管理と花の里の運営経費で、主な支出といたしましては、第13節委託料の239万9,160円のうち備考欄の宝登山地域周辺維持管理業務委託料210万円及び宝登山四季の丘管理業務委託料29万9,160円は、施設周辺の環境を保全するため、除草作業などを長瀬町シルバー人材センター及び宝登興業株式会社へ委託したものでございます。

第14節使用料及び賃借料の343万713円は、主に緑の村の用地として8名の方から賃借しております約2

万200平米の土地の借上料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金の100万円は、住民参加型の花づくり活動を支援するため花の里づくり実行委員会に助成したものでございます。

第2項林業費、第1目林業総務費の予算現額は2,713万円で、支出済額は2,707万3,114円でございます。事業の内容は、緑の少年団への助成事業を初め、園地四季の丘の管理や里山・平地林再生事業など森林緑化を図るための事業で、主な支出といたしましては、第13節委託料の2,600万円、補助率が10分の10の県の補助を活用し、森林の景観向上や生物多様性の保全など森林の持つ公益的機能を回復するために岩田、井戸、矢那瀬地内の山林の枯損木等の除去及び下草刈りを秩父広域森林組合へ委託したものでございます。

第15節工事請負費47万円につきましては、南桜通りの景観向上を図るため、南桜通り緑化工事代としてゴルフ緑化促進会からの委託金の交付を受け、桜、ジンダイアケボノですが、の苗木10本を植樹したものでございます。

次に、72、73ページをごらんください。

次に、第2目林業振興費の予算現額は57万6,000円で、支出済額は44万5,284円でございます。

事業の内容は、景勝地長瀬の景観を維持するため、松くい虫予防対策事業を実施するもので、大字井戸地内の蓬莱島公園に自生する松36本に松くい虫予防薬剤133本を注入したものでございます。

次に、第3目林道費の予算現額は104万3,000円で、支出済額は70万9,572円でございます。

事業の内容は、林道の施設修繕を初め、草刈りや枯損木の伐採など、林道の維持管理を行ったもので、主な支出といたしましては、第11節需用費の50万6,952円のうち、備考欄の施設修繕費46万8,720円は葉原林道の舗装修繕を実施したものでございます。

第13節委託料の20万円は、本山根、葉原、植平、榎峠林道の除草作業を長瀬町シルバー人材センターに委託して実施したものでございます。

次に、商工費関係についてご説明申し上げます。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の予算現額は909万3,000円で、支出済額は847万2,700円でございます。事業の内容につきましては、商工業の振興と町内の中小企業の経営安定に資するため、町商工会への補助や中小企業者への利子補給などの支援を実施したもので、主な支出といたしましては、第1節報償費の25万円は、経営革新計画を作成し、県知事の承認を受けた町内の中小企業5事業者に対し、定住自立圏から事業費の全額を雑入で受け入れながら、経営革新計画承認奨励金として1社当たり5万円を給付したものでございます。

第19節負担金、補助及び交付金の810万8,028円のうち備考欄にございます長瀬町小規模事業指導費補助金500万円は、長瀬町小規模事業指導費補助金交付要綱に基づき、小規模事業者の経営または技術の改善・発達に資する事業を行う長瀬町商工会に対し、補助金を交付したものでございます。

次の長瀬町中小企業融資制度融資借入利子補給金273万3,028円は、町内の中小企業者が日本政策金融公庫から借り入れた利子の一部を町が利子補給という形で支援したものでございます。

また、長瀬町住宅リフォーム等資金助成事業補助金35万円は、町内産業の活性化及び町民の居住環境の向上を図るため、町内業者を利用して20万円以上の費用をかけて住宅の改修工事を行った場合に、申請に基づき1件当たり5万円を助成したものでございます。

次に、第2目観光費の予算現額は2,587万7,000円で、支出済額は2,501万3,441円でございます。事業の内容は、観光地としてのイメージアップを図り、魅力ある観光地づくりを推進するための事業で、主な支

出といたしましては、第11節需用費の442万4,589円のうち、備考欄の光熱水費297万3,905円は、観光トイレや観光情報館などの光熱水費でございます。

続いて、74、75ページをごらんください。

第13節委託料の970万6,502円のうち、備考欄の観光用公衆トイレ清掃業務委託料226万3,615円は、町内8カ所の観光トイレの清掃管理で、次の長瀬町観光情報館指定管理委託料372万8,480円は、観光情報館の指定管理の費用として、また桜管理業務委託料90万円は、町内の主要な桜の名所の維持管理をそれぞれ長瀬町観光協会に委託したものでございます。

また、花の植栽業務委託料10万8,564円は、町内に8カ所ある花壇への花の植栽や除草作業で、蓬莱島公園除草等業務委託料63万9,043円は、宝来島公園内の除草作業をそれぞれ長瀬町シルバー人材センターに委託したものでございます。

岩田観光トイレ及び長瀬アルプス観光トイレ清掃等業務委託料16万6,000円につきましては、障害者雇用の観点から社会福祉法人清心会へ委託したものでございます。

そのほか、観光パンフレット制作業務委託料160万9,200円は、観光親善大使の今井華さんにご協力いただき、観光パンフレットのリニューアルを行ったものでございます。

また、長瀬地区休憩施設建築確認業務委託料29万1,600円につきましては、元長瀬駐在所跡地に設置したあずまやの建築確認業務を委託したものでございます。

第14節使用料及び賃借料の48万5,856円は、観光情報館やサイクルステーション、案内誘導板3基の敷地借上料でございます。

第15節工事請負費の190万800円は、長瀬地区休憩施設の解体運搬工事代73万800円と建築工事117万720円の合計額でございます。

最後に、第19節負担金、補助及び交付金の800万2,800円は、観光関連団体の構成員としての負担金や補助金で、備考欄にあります関係機関、団体へ支出したものでございます。主なものといたしましては、テレビ埼玉放映負担金30万円、長瀬町観光協会補助金500万円と長瀬船玉まつり実行委員会補助金213万円は、いずれも事業運営費補助金として交付したものでございます。

以上で産業観光課の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口健二君） 次に、建設課長、お願いいたします。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） 続きまして、建設課関係につきましてご説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算書事項別明細書に基づきましてご説明いたします。

初めに、74、75ページの中段をごらんください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費でございますが、予算現額736万4,000円、支出済額710万4,398円で、道路橋梁総務事業、道路照明灯事業を行いました。主な支出といたしまして、第11節需用費280万6,374円のうち、光熱水費242万2,888円は、道路照明灯138基分の電気料でございます。

第14節使用料及び賃借料75万384円のうち、土木積算システムリース料50万6,736円につきましては、道路工事測量設計委託業務等の設計書作成に必要な積算システムの賃借料でございます。

第15節工事請負費232万2,000円でございますが、町内にあります既設の道路照明等のうち今年度中に製造中止となります水銀灯を使用した照明灯をLED等にするため、11基分の交換工事を行ったものでございます。

次に、76、77ページをごらんください。第2目道路維持費でございますが、予算現額2,931万7,000円、支出済額2,310万2,782円で、道路維持管理事業、原材料支給事業、道路維持補修事業、交通安全施設整備事業、道路台帳作成事業、道路愛護保全管理事業、橋梁修繕事業を行いました。主な支出といたしましては、第11節需用費123万581円のうち、施設修繕費92万8,260円につきましては幹線5号線のほか7カ所の修繕を行いました。

第13節委託料1,626万6,910円のうち、道路台帳補正業務委託料799万9,560円は、平成29年度に実施いたしました道路改良工事箇所及び道路境界確定箇所の道路台帳補正を行い、道路改良箇所の境界点を再現し、境界標柱の設置を実施いたしました。また、橋梁修繕設計業務委託料558万5,760円は平成27年度から平成29年度までの3カ年で橋梁点検を実施いたしました町内の町で管理する全105橋のうち健全度が低く早急な対応を要する4橋梁を順次修繕するための修繕設計業務委託料でございます。

次に、第15節工事請負費418万5,000円のうち227万8,800円は、道路維持補修工事として野上下郷60号線ほか2カ所の舗装修繕、補修修繕、歩道修繕を行いました。交通安全施設整備工事190万6,200円は、区画線やグリーンベルトの設置、道路反射鏡設置、道路標識の設置を行いました。

第16節原材料費92万4,071円は、主な支出といたしましては、原材料支給事業で7行政区から10件の申請がございまして、生コン、砕石等を支給いたしました。

続きまして、第3目道路新設改良費でございますが、予算現額5,380万円、支出済額5,095万6,480円で、道路新設改良事業を行いました。

主な支出といたしまして、第13節委託料1,443万3,120円は、道路新設改良工事に伴う岩田6号線及び幹線27号線の路線測量、用地測量、道路詳細設計業務を行いました。

第15節工事請負費3,323万4,810円は、町道新設改良工事3路線、幹線8号線、矢那瀬24号線、幹線23号線の改良工事を実施いたしました。

第22節補償、補填及び賠償金328万8,520円は道路新設改良工事に伴う物件補償を行いました。

続きまして、第4目まちづくり推進費でございますが、予算現額180万2,000円、支出済額98万5,556円で、建築行政事務事業、道路後退部分整備事業を行いました。

主な支出といたしましては、第13節委託料59万1,494円は、道路後退部分の用地測量、分筆登記業務委託を行いました。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費でございますが、予算現額340万9,000円、支出済額307万6,560円で、河川総務事業を行いました。

主な支出といたしましては、1枚おめくりいただき、78、79ページをごらんください。第13節委託料277万1,280円は、大字井戸地内の銅ノ入沢路線測量境界確認業務委託料でございます。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費でございますが、予算現額1,319万8,000円、支出済額1,169万8,589円で、住宅管理事業を行いました。

主な支出といたしましては、第11節需用費231万8,908円のうち、施設修繕費171万1,010円につきましては、建築後、年数が経過しております塚越・袋団地の流し台や浴室、給排水設備等の修繕、退去後の各部屋の床や壁の張りかえ等を行いました。

第14節使用料及び賃借料529万42円は、町営塚越団地及び県営白鳥団地の敷地賃借料で、民有地4件と県営白鳥団地の敷地1件分の賃借料でございます。

第15節工事請負費235万2,240円は、町営住宅塚越団地の空き家対策により入居率を向上させるため、1

棟2戸へユニットバス取り付け・洗面所改修工事を行いました。

次に、第4項都市再生整備計画事業費、第1目道路整備費でございますが、予算現額4,350万円、支出済額4,160万3,960円で、幹線1号線、通称南桜通りの道路整備事業を行いました。

主な支出といたしましては、第15節工事請負費3,970万9,440円は、幹線1号線の改良工事を行いました。

以上で建設課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（野口健二君） 次に、教育次長、お願いいたします。

教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 続きまして、教育委員会関係につきまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づきご説明させていただきます。

決算書の14、15ページをごらんください。初めに、歳入の収入未済額について説明させていただきます。一番下の段になります。第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第2目教育費負担金の第1節学校費負担金でございますが、調定額2,045万7,683円、収入済額1,976万7,038円で、収入未済額69万645円となっております。こちらは学校給食費の滞納額です。内訳は、現年度分6世帯11人で15万9,790円、滞納繰越分21世帯35人で53万855円でございます。

次に、少し飛びまして、28、29ページをごらんください。中段になります。第19款諸収入、第3項貸付金元利収入、第1目育英資金貸付金元利収入の第1節育英資金貸付金元利収入でございますが、調定額343万円、収入済額258万円で、収入未済額85万円となっております。こちらは、入学準備金と育英奨学金の滞納額で、内訳は、入学準備金が1名27万円、育英奨学金も1名58万円でございます。

次に、歳入の中で決算額が大きいものとして、第19款諸収入、第5項雑入、第2目雑入の第2節雑入でございますが、30、31ページをごらんください。歳入の下の方になりますが、スポーツ振興くじ助成金でございますが、塚越グラウンド整備工事に対する独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成金1,600万円でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。少し飛びまして、82、83ページをごらんください。第10款教育費でございますが、全体で3億86万8,000円の予算額に対しまして、支出済額は2億8,529万3,315円で、1,557万4,685円の不用額となっております。この不用額でございますが、主に職員の人事異動等に伴う事務局費の給料、職員手当、共済費、工事請負費や負担金、補助及び交付金、育英費の入学準備金の貸付金、小中学校の学校管理費及び社会教育費の公民館費、学校給食費の光熱水費、賄い材料費などの需用費の残金とその他全体の事業執行後の残金が積み上がったものでございます。

それでは、第1項教育総務費、第1目教育委員会費でございますが、教育委員会を運営するために必要な経費で、教育委員の報酬や旅費、教育長交際費、負担金など総額で66万4,080円を支出いたしました。

次の第2目事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費で、第1節の報酬は就学支援委員会委員への報酬で、第2節の給料から第4節の共済費までは、教育長及び職員16名の給与関係の支出でございます。

第7節賃金でございますが、問題を抱える児童生徒へのきめ細かい指導と学習支援体制の整備を図るため、小中学校へ配置しておりますさわやか相談員1名、特別支援教育支援員6名、放課後子供教室と中学生学力アップ教室の計画実施等を行っていただいた学校教育指導員1名、放課後子供教室指導員6名の計14名分の賃金、通勤費としまして881万3,544円を支出いたしました。

このうち新規事業であります放課後子供教室は、小学校1年生から3年生を対象としまして、愛称はつ

らつルームと名づけ、放課後における児童の安全な居場所づくりのために各小学校に新設、開設いたしました。郷土芸能や絵画の教室、夏休みには理科おもしろ実験教室などを開催しました。

次の84、85ページをごらんください。第8節の報償費ですが、学習習慣の確立と数学・英語の基礎学力の定着を目指して中学3年生を対象に新設で開設いたしました中学生学力アップ教室事業の講師謝金や運営委員謝金などとしまして69万2,970円の支出をさせていただきました。

第11節の需用費は、矢那瀬地区児童送迎車の燃料費や第二小学校のプールサイド防水シート修繕、中学校屋内消火栓設備等修繕などの施設修繕費などでございます。

第12節の役務費の手数料ですが、児童生徒の健康診断時に使用する機器の点検検査料や小中学校の養護教諭のB型肝炎抗体検査料などでございます。

第13節の委託料は、学校職員の健康診査や中学校公務員派遣業務、小中学校への英語指導助手派遣事業などの学校運営に必要な業務や、矢那瀬地区児童の登下校の安全対策としての送迎業務委託など69万5,287円を支出いたしました。

次の第14節使用料及び賃借料は、小中学校に情報活用能力を育てる学習に資するため、パソコン機器を5年リースを基本に、3校合わせまして児童生徒用113台と教師用62台を整備しており、そのリース料及びソフト使用料などの経費であります。また、小中学校、中央公民館に各1台AEDを設置しており、その4台分のリース料と矢那瀬地区児童の登下校で使用しております10人乗りワゴン車のリース料など669万4,263円を支出いたしました。

次の第15節工事請負費でございますが、小学校施設の改修工事等で、第一小学校校舍図工室屋上防水改修工事としまして既存ウレタン塗膜防水用トップコート塗布を施工し、129万6,000円を支出いたしました。

次の第18節備品購入費でございますが、平成30年度に開設しました放課後子供教室用ホワイトボードの購入費6万9,012円を支出いたしました。

次の第19節負担金、補助及び交付金につきましては、次のページ、86、87ページにわたりますが、加盟団体への負担金などの支出と小・中学校修学旅行補助金35万円や、町内の幼稚園、保育園3園への国際理解教育費補助金24万円と、中学生・高校生電車通学費補助金として合わせまして122万520円、小中学生を対象とした英検・数検受験料補助金として合わせて5万8,000円などを交付したものでございます。数検受験料補助金につきましては、平成30年度より新たに補助対象としたものです。

次の第20節扶助費は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者42世帯に対しまして、要保護・準要保護児童生徒援助費として給食費や学用品費、修学旅行費など372万8,659円を、また特別支援学級に就学している児童生徒の保護者8世帯に対しまして就学奨励費補助として学用品費や修学旅行費など25万6,290円を、また小・中学校入学祝金を小学生49人、中学生50人に合計199万円を支出いたしました。

次の第3目育英費でございますが、大学等への入学準備金と育英奨学金の貸与事業で、入学準備金が私立大学への1名40万円、育英奨学金の新規分が私立大学への1名36万円、合計で76万円を貸与いたしました。

次の第2項第一小学校費、88ページから91ページにかけまして、第3項第二小学校費及び第4項中学校費につきましては、それぞれの学校を維持管理していくために必要な消耗品や光熱水費を初め、施設修繕や施設管理のための保守点検、児童生徒の健康診断の業務委託料や学校備品、児童生徒用図書や教師用指導書を購入しました。また、各種加盟団体への負担金、児童生徒の大会等派遣費補助等を支出したものです。

戻っていただきまして、86ページをごらんください。第2項第一小学校費は、884万7,933円の支出額となっております。このうち、第14節使用料及び賃借料の土地借上料28万7,748円とありますのは、校門前の駐車場部分の土地の借上料でございます。

次に、88、89ページをごらんください。第3項第二小学校費は537万9,562円の支出額となっております。

同じく第14節使用料及び賃借料の土地借上料5万円とありますのは、学校裏の畑で子供たちの農業体験学習に使用するための土地の借上料でございます。

第4項中学校費は、1,098万2,656円の支出額となっております。

90、91ページをごらんください。第11節需用費の消耗品費223万3,251円を支出しましたが、そのうち、平成28年度に故朝比奈孝氏のご遺族から中学校の教育及びスポーツの振興を目的にご寄附をいただきました寄附金を利用して、平成30年度は、軟式野球ボール、バスケットボール、サッカーボール、テニスネットなどを購入し、24万8,341円を支出いたしました。

また、第18節備品購入費の庁用器具購入費66万6,520円のうち、ウォータークーラー、野球用トスネット、車両牽引用グラウンドレーキ、巻尺、ストップウォッチなども寄附金を利用して購入し、33万9,604円を支出させていただきました。

次に、第14節使用料及び賃借料の土地借上料58万7,812円とありますのは、テニスコート部分の土地借上料でございます。

次に、第5項幼稚園費でございますが、私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を援助する私立幼稚園就園奨励費補助金で2件の申請がありまして、12万4,400円を交付いたしました。

次に、90ページから93ページにわたりますが、第6項社会教育費の第1目社会教育総務費は、社会教育委員への報酬や人権教育事業、成人式祝賀事業、家庭教育学級事業の実施に伴う報償費や需用費などの支出と、第19節にありますように、人権教育研修会への参加負担金の支出や文化団体連合会と人権教育推進協議会へ補助金を交付したものでございます。

次に、第2目公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム及びコミュニティセンターそれぞれの運営や施設の維持管理に必要な第11節需用費の燃料費、光熱水費、施設修繕費などを支出いたしました。

また、第13節委託料ですが、施設を維持していく上で必要な施設管理委託料658万5,770円を支出いたしました。

次に、第14節使用料及び賃借料の土地借上料303万8,500円は、中央公民館の敷地及び駐車場部分の土地の借上料で7名の地権者の方に支払ったものです。

第18節備品購入費は、中央公民館を利用いただいている団体から長年にわたる利用へのお礼として備品購入に充ててほしいという匿名の寄附をいただきましたので、会議室用ワイヤレスマイクを購入し、7万6,680円を支出いたしました。

続きまして、94、95ページをごらんください。第3目文化財費でございますが、文化財保護審議会委員への報酬を初め、文化財保護事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の施設維持管理のために必要な第11節需用費や第13節委託料の施設管理委託料などを支出いたしました。委託料の中で主なものといたしまして、郷土資料館展示パネル製作業務といたしまして、展示内容のリニューアルに向けて、新しい展示パネルのデザイン、レイアウトを含むパネルの作成を委託いたしました。文化財保護審議委員さんが主となって企

画し、写真や解説文などを盛り込んだパネルを88枚作成いたしました。

また、第15節工事請負費70万3,879円は、郷土資料館展示室の改修工事といたしまして、展示台やつり下げ用展示板の作成、展示パネルをつり下げるためのピクチャーレールの設置工事を施工いたしました。

第18節備品購入費6万9,420円は、旧新井家住宅、郷土資料館用の消火器の購入でございます。

第19節負担金、補助及び交付金としまして、加盟協議会等への負担金と宝登山神社神楽団及び岩田神楽団へ、それぞれ5万円の補助金を交付したものでございます。

次に、第4目青少年健全育成費の第8節報償費は、非行防止夜間パトロールなどを行う青少年育成推進委員4名への謝金と第19節負担金、補助及び交付金としまして青少年健全成長瀬町民会議へ4万8,000円、青少年育成連絡協議会へ38万円の補助金を交付したものでございます。

次に、第7項保健体育費でございますが、96、97ページをごらんください。第1目保健体育総務費でございますが、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員への報酬や報償金としまして、スポーツ教室の開催に伴う講師謝金及びスポーツ賞表彰時の記念品を購入したものでございます。

また、第19節負担金、補助及び交付金につきましては、町体育協会へ120万円、町スポーツ少年団へ35万5,000円の補助金などを交付したものでございます。

次の第2目体育施設費ですが、総合グラウンドの草刈りや社会体育施設の維持管理のための需用費や委託料、工事請負費、備品購入費などがございます。

第11節需用費の施設修繕費ですが、総合グラウンドの漏水、浄化槽排水ポンプ、ベンチの修繕などを行い、30万1,445円を支出いたしました。

次に、第15節工事請負費ですが、平成30年度はスポーツ振興くじ助成金1,600万円を受けまして、塚越グラウンド整備工事といたしまして、グラウンドの舗装、防球ネットやネットフェンス、門扉やあずまの設置などの工事を施工するとともに、塚越グラウンド附帯施設整備工事としまして給排水設備及び駐車場のアスファルト舗装やガードレール設置工事などの工事を行いました。また、中学校校庭の夜間照明に集まる虫への対策としまして電撃殺虫器取り付け工事を行いました。合計で3,068万9,280円を支出いたしました。

また、第18節備品購入費でございますが、塚越グラウンドの簡易トイレや物置などを購入しまして69万2,626円の支出となっております。

第3目学校給食費でございますが、96から99ページをごらんください。学校給食センターの臨時調理員14名の社会保険料5名分や賃金、施設の維持管理のための需用費や委託料などがございます。

第11節需用費、賄い材料費の2,577万3,877円でございますが、学校給食の食材購入費で、児童生徒及び教職員545人に対しまして年間10万2,428食の給食を提供いたしました。

第12節手数料の120万279円でございますが、調理員を初めとしまして小中学校校務員など給食従事者が毎月2回実施しております保菌検査や、年2回実施するノロウイルス検査や施設内の水質検査料などがございます。

第13節委託料は、施設を維持していく上で必要な保守点検委託料など72万4,644円を支出いたしました。

第14節使用料及び賃借料は、献立作成に必要な給食情報システム使用料や給食費の徴収管理の学校給食管理システムソフトレンタル料など182万2,690円を支出いたしました。

第18節備品購入費31万1,040円でございますが、炊飯釜が老朽化したことにより入れかえを行ったものでございます。

第4目町民プール管理費につきまして、保健センター隣接の町民プールの管理棟部分の土地借上料で10万3,600円を支出したものでございます。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（野口健二君） 以上で、各課長、教育次長の説明は終了しました。

ここで、決算審査報告書を代表監査委員、田島毅君からお願いいたします。

田島毅君。

○代表監査委員（田島 毅君） 本年度より代表監査委員を務めさせていただいております田島毅でございます。今、長瀬町議会という地方財政の行政、財政を決定する皆様の前でおりますので、大変緊張しております。

私は、民間企業や公益社団法人等の会計監査は経験しておりますが、長瀬町という公共団体の監査は初めてでございますので、時折会計人としての言い回しを使ってしまいかもしれませんが、ご容赦いただきまして、どうぞよろしくをお願いいたします。

早速ですが、平成30年度長瀬町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表してご報告いたします。決算審査の時期につきましては、同じく監査委員であります井上議員様とともに令和元年7月26日から8月22日にわたりまして実施いたしました。その結果を平成30年度長瀬町歳入歳出決算審査意見書として添付してございますので、当該意見書に基づきましてご報告いたしたいと思っております。

まず最初に、1ページの2、審査の結果につきましてご報告をいたしたいと思っております。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、誤りのないことを確認いたしました。また、予算の執行に当たりましては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿っておおむね適正に行われているものと認められました。

各会計の歳入歳出決算につきましては、表1の一覧表にございますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた額は、プラス、いわゆる黒字となっております。

続きまして、2ページから各会計についてご報告いたします。まず、(2)一般会計についてですが、ア、決算収支でございます。表2、決算収支比率等前年度比較に記載してありますとおり、歳入33億7,457万9,235円から歳出32億6,080万7,184円を差し引いた形式収支は1億1,377万2,051円です。実質収支につきましては、翌年度へ繰り越す財源が本年度はございませんでしたので、同額の1億1,377万2,051円のプラスとなっております。また、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1,255万3,302円とプラスとなっております。最後に、実質単年度収支ですが、財政調整基金への積み立てと取り崩しがございましたが、2,605万3,302円のプラスとなっております。

続いて、イ、予算の執行状況についてです。3ページの表3、歳入執行状況一覧、7ページの平成30年度一般会計予算執行状況（歳入）、8ページの平成30年度一般会計予算執行状況（歳出）に記載しておりますので、そちらをあわせてご参照ください。

まず、3ページ、表3、歳入執行状況一覧ですが、全体の歳入につきまして、歳入決算額は予算減額に対し861万6,235円多く、執行率は100.3%、前年度は99.6%となっております。また、調定額に対する収入率は96.9%であり、収入未済額は、前年度に比べて374万6,009円減少し、9,130万9,674円となっております。町税の収入状況は収入率が88.8%であり、このうち現年課税分の収入率は97.3%ですが、滞納繰越

分の収入率は12.5%と低率となっております。町税における不納欠損額は1,578万1,816円で、これは主に時効の成立、滞納処分執行停止により権利、義務が消滅したことにより徴収が不可能になったことからでございます。町税の収入未済額は8,792万7,049円となっております。課税の公平性と自主財源である町税の収入の確保につきましては本年度以降の会計年度を通じても重要な課題でありまして、積極的な徴収活動を展開するとともに、未納者に対しては法に基づく適時適切な措置を講じるなど滞納整理の強化を図り、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強く進めていくことを求めます。

次に、歳入歳出の内訳でございますが、歳入につきましては7ページの別表1、平成30年度一般会計予算執行状況（歳入）、歳出につきましては8ページの別表2、平成30年度一般会計予算執行状況（歳出）をごらんください。

まず、歳入につきまして、別表1のとおりではございますが、前年度より額が増加した主なものは、地方消費税交付金、県支出金、諸収入、町債、繰入金です。このうち県支出金は1億9,345万154円で、前年度比102.0%、諸収入が5,496万763円で前年度比144.1%、町債は3億683万7,000円で前年度比110.7%、繰入金は1億4,819万3,000円で前年度比103.2%となっております。一方、減少した主なものにつきましては、町税、地方交付税、国庫支出金、寄附金、繰越金です。このうち、国庫支出金は前年度比76.6%、寄附金は同じく51.4%、繰越金は同じく95.6%となっております。

続いて、歳出でございますが、歳出決算額は32億6,080万7,184円で、予算現額に対する執行率は96.9%となっております。また、不用額ですが、1億515万5,816円で、前年度に比べ598万1,834円の増加となっております。この不用額は、審査に当たりまして確認したところ、事務事業の執行に支障が生じたというものではございませんが、今後の予算編成におきましては、さらに積算の精度を高め、財源を有効に活用されるよう希望いたします。

次に、3ページのウ、町債の償還状況でございます。平成30年度の元金償還額は3億1,903万5,827円でしたが、年度中に新たに3億683万7,000円を発行したため、年度末現在高は30億1,575万3,630円となっております。

続きまして、エ、財政の構造でございますが、4ページの表4、主要財務指標一覧をごらんください。表にございますとおり、平成30年度の財政力指数は0.412、経常収支比率は91.9%、経常一般財源比率95.4%となりました。しかし、それぞれの数値は前年度を上回っておりますが、まだ財源に余裕があるとは言えず、財政構造の弾力性についても100%を超えておりませんので、こちらも余裕があるとは言えません。

続きまして、(3)特別会計のご報告をいたします。まず、ア、国民健康保険特別会計です。財務収支の状況ですが、形式収支、実質収支ともに2,383万4,996円とプラスとなっております。単年度収支は1億2,170万3,788円のマイナスとなっております。

予算の執行状況ですが、現年課税分の収入率は97.3%でございました。滞納繰越分の収入率は24.0%と低率となっております。また、不納欠損額は41万5,200円であり、これもまた時効の成立、滞納処分執行停止により権利、義務が消滅したものです。さらに、収入未済額2,673万5,996円につきましては収入未済の解消に向けてより一層の努力が望まれると思います。

続いて、イ、介護保険特別会計に移ります。財政収支の状況ですが、形式収支、実質収支とも4,992万4,619円で、単年度収支は383万4,356円のプラスとなっております。予算の執行状況につきましては、保険料の収入未済額が286万8,689円となっておりますので、これもまた解消に向けての努力をしていただきたいと思います。

最後に、6ページのウ、後期高齢者医療特別会計でございますが、財政収支の状況につきましては、形式収支、実質収支ともプラスとなっております。しかし、単年度収支は6万3,988円のマイナスとなっております。予算の執行状況につきましては、不納欠損額、収入未済額とともにゼロ円となっております。

以上、拙い説明でございましたが、平成30年度決算審査結果の報告とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。45分。
〔「何時までですか」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 45分です。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。質疑はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 決算認定の質問をする前に、各課の課長を初め職員の皆様には、町民の皆さんの意見や希望に対し丁寧にかかわり、希望を実施していただいたり説明をしていただき、本当に町民の皆さんは感謝しております。今後も丁寧に町民の皆さんとかかわっていただきたいと思います。

初めに、町長に質問を3つしたいと思います。

まず初めに、町民の財産と生命を守るということから水道問題について町長にお伺いをしたいと思います。岩田地区で、私も水道を引いていなく、自然水を飲んでいると。この自然水は、保健所で検査した結果、沸かしてから飲むように指導されているという話を聞いて、これはいかなものかなと思っの質問でございます。

水道関係には、高額な税金が水道行政に負担金として出ておりますので、全体の金額、それと長瀬町の区域内で水道を引いている世帯数で1軒当たりの料金がわかると思いますので、お願いをしたいと思います。

2つ目には、長瀬を牽引する事業者の固定資産税を3年間、国や県から補填しているというお話で、長瀬の企業が指定を受けてやっていたけれども、どんな効果が出ているのか。固定資産税を無税にしていて、全然長瀬を牽引する事業にまだまだ届かないというような状況では、これは税の公平性からいっておかしい話だと思いますので、お伺いいたします。

3つ目、魅力あるまちづくり総合振興計画は予定どおりにどこがいていなかったのですかというお話が私の質問でも町長からありましたので、野上地区公園、井戸地区公園、長瀬地区公園の不用額について聞きたいと思いますので、お願いいたします。

続いて、総務課。

今千葉で大変な大雨の災害が起こっております。そこで、備蓄品の点検、検証は大丈夫なのか。今までも、今回も備蓄品を購入するというのがありましたけれども、その中から私は2つお聞きをしたいと思います。

備蓄品の浄水器が井戸の消防小屋に置いてあるというのは、井戸の区長も余り知られていない。災害時に泥水がきれいな水になるのだということで、備蓄品の中にその浄水器がセットしてありますけれども、その検証。

それと、備蓄品というか、災害時に、以前聞いて発電機は準備してありますということなので、浄水器と発電機について検証、点検、お聞きしたいと思います。

それから、イメージアップ事業のシンボルマーク。私は、毎回、毎年、はつらつ長瀬のいいマークがあるのに長瀬の公用車にはついていないのがないように思われる。すばらしいマークなので車に早く起用していただきたいという話でしたが、公用車になぜつかないのか、お聞きをいたします。

次は、企画財政課にお聞きいたします。

公共施設長寿命化管理計画委託料、約500万円。これは、持続可能な公共施設の管理運営をするためにどんな事業を行ったのか。そして、この管理計画には、町の職員の中から数名選ばれて会合を開いているのだということがありましたので、進捗の状況をお聞きしたいと思います。

それから、決算書175ページ、行政報告書で25ページのふるさと応援基金の額が違っているので、この説明をお願いいたします。

それから、決算書の173ページ、普通財産の宅地はどこに使ったのか、これ説明をお願いいたします。

行政書の21ページ、入札結果の入札率を教えてくださいと思います。

それから、先ほどから説明の中で監査委員からも不用額がありました。私は、去年もこの不用額について、こんなにこしは余っているのだったら、まだまだ町民の皆さんは、この道路を直してほしい、あそこを直してほしいというのがあるので、もっと厳しく積算をして予算の配分をしていただきたいと思いますので、企画財政課長には、大変かと思いますが、厳しく有効に使っていただくようお願いをしたいと思います。

それから、続いて、健康福祉課。

平成29年度と比較すると民生費が大幅に減っていますが、福祉事業が減ったのかどうか、お聞きをいたします。

続いて、これは社協あるいは健康福祉課の各事業で送迎をしていただけるのだというお話は、何回も私もこの議場で聞いております。ですが、まだまだ町民の皆さんに聞かれることも多いので、この利用方法について、あるいは周知の仕方について、どうしているのか聞きたいと思います。

町民の皆さんでは、「私たちは足が元気だと乗せてもらえないけれども、そういう何か決まりがあるのだったら、しっかり決まりを公平にしていきたい」という話も聞いておりますので、せっかくだらうなところでいろんな体操をやったりしている中ですから、まず公平にできるようにここを説明してください。

それから、社協あるいは商工会、シルバー、これで福祉タクシーをやっていますけれども、大変ニーズが多く、使っている方が便利でいいと。だけれども、なかなか買い物に行きたいときに使えないというお話を聞いていますので、現状をお知らせください。

続いて、産業観光課。

観光の費用は、ことしも大変多く出ていました。その費用対効果で税収が上がっているのかどうか。パンフレットをつくってほしい、何をつくってほしい、つくるのだという説明がありましたけれども、これが果たして入り込み客数が300万人を突破していく中で税収が上がってきているのかどうか、まずお聞き

をいたします。

それと、続いて、矢那瀬地区の拠点。今回のこの決算の中には、言葉も数字も出てきません。でも、350万円の調査費を使って、国会議員あるいは県議員の広報の中にも「長瀬町には矢那瀬地区の拠点づくりに350万円の予算をとった、とった」という話がいろいろ出ている中で、この1年は全然何もしなかったのかどうか。進捗状況を聞かせてください。

それから、緑の村管理事業。行政報告書の57ページ、この管理事業の除草委託料は高過ぎるのではないかと私は思っていますので、説明をお願いいたします。

続いて、観光トイレの状況と対策について。

まず、瀬月荘のところにある岩畳に近いトイレ、あれは建物は建っているけれども、使えるトイレが、随分使用禁止の看板が便器に張ってある。この対策についてお伺いをいたします。

続いて、建設課。

町内の要望等優先順位があるのだということでもありますので、これは区長には、この優先順位は、おたくは何番ぐらいですよという話はしてあるのかどうか。それと、原材料の配布方法について苦情はなかったのか。2点をお聞きいたします。

続いて、町民課。

町民課には、資格証明書の発行枚数、これは短期も含めてお答えをいただきたいと思います。

それから、通知カードの再交付が今年度29件あったというのが出ていましたけれども、この再交付が29件もある理由をお知らせください。

続いて、税務課にお伺いをいたします。

納税コールセンターの費用対効果について。毎年私は、このコールセンターの費用対効果はあるのだろうかと聞いておりますので、ことしも、申しわけありませんが、お答えをお願いいたします。

続いて、教育委員会にお聞きをいたします。

給食のアレルギー対策について。給食で、アレルギーで何か失敗でも、そういうのがあっては困るので、エビペンの使用方法と保管も含めて給食のアレルギー対策についてお答えください。

それから、パソコンのフィルタリングの予算。小中学校でパソコンを使っていてインターネットを見るので、きのうの町長の話ではないですけれども、いかがわしいところを見たりしては困るので、多分フィルタリングをかけてあって、さっきも私も予算書で見ました。これが幾らぐらいでそれがカバーできているのか、お伺いをいたします。

一応お答えいただいて満足したものについては再質問はなしでやっていきますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員から私に対して3つのご質問をいただきましたが、この3つ全て専門的なジャンルでございますので、とりあえず課長のほうからお答えさせていただいて、その後私のほうからご回答したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○7番（関口雅敬君） 町長、1回ではなくて、2つ目も3つ目もあれかい、一回一回出てくるのかい。

○町長（大澤タキ江君） そうだと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○7番（関口雅敬君） なら、いいよ、それで。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

岩田の水道関係といえますか、高額な負担金として水道関係が出ておりますので、件数等についてもお答えいただきたいということでございましたが、こちらの金額につきましては、高料金対策といたしましては2,248万1,000円が平成30年度の決算額としては支出されております。

また、水道の契約件数でございますが、こちらにつきましては、世帯といえますか、契約件数になりますが、長瀬町では2,996件の契約がございます。

○7番（関口雅敬君） 1件当たり幾らになっているか。

○町民課長（福嶋俊晴君） そうしますと、高料金対策の補助金だけで割り返しますと1件当たりの金額は約7,500円ということでございます。よろしいでしょうか。

○7番（関口雅敬君） 答えがそれだけなら、それでいいよ。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、固定資産税3年間の猶予の部分で企業が無料になっている効果のことということでの質問だったかと思えます。こちらの事業につきましては、企業誘致条例ということで行っているものでございまして、企業誘致を行うために実施しているものでございます。今後も実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（関口雅敬君） 何にもないではない。

○8番（大島瑠美子君） もう少し声を大きく自信を持って言ってくれる。ちっちゃい声だと、ちょこちょよと何か、自信を持って。

○7番（関口雅敬君） ちょっと。

○8番（大島瑠美子君） ごめんなさい。済みません。

○7番（関口雅敬君） 課長、企業誘致が云々どうこうなんていう、そんなことはわかっているから、企業誘致をして長瀬を牽引していく事業なのだという県からのお墨つきをもらっているのだから、1年間かけて効果が出ているのかどうかを教えてもらえばいいだけだから、簡単な話でしょう。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

企業誘致の関係につきましては、現在長瀬蔵、あと南州工業、2社のことで、こちらの事業の対象となっております。よろしく願いいたします。

以上です。

○7番（関口雅敬君） それは、わかっているのだ。いい方向に向いているのかどうか。費用対効果を考えて税の公平性から聞いているのだから、いい方向に向いているのかどうか。それとも、全然ないというのを見ていないのだから、はっきりしてくれればいい。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） たびたび申しわけございません。新たに企業に入ってきていただいて地元の方を雇用いただいているということでございますので、こちらの事業につきましては効果が上がっているというふうに認識してございます。よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

まちづくりの計画の関係でございますけれども、こちらにつきまして予定どおりっていないところというご質問がまずあったと思います。こちらの計画は昨年終了いたしまして、当初計画どおり残念ながら進むことができなかったのは、昨日の答弁でもございましたとおり幹線1号線、こちらのみとなっております。

こちらにつきましては、当初290メートルの整備を進める予定でございましたけれども、実際は200メートルでの整備でとどまっているということで、失礼しました。総事業距離は1,270メートルでございましたけれども、事業実績といたしましては893メートルということで進捗率が70%にとどまってしまったという状況でございます。

それと、本野上地区公園、長瀬地区公園、井戸地区公園の不用額というお話でございましたけれども、こちらは5カ年でやっている事業でございますので、私のほうからは5年間での計画で予定していた金額と、実際に総事業費として把握をさせていただいております数字でご回答させていただきますけれども、長瀬地区公園につきましては当初金額を約1億6,000万円ということで計画金額を想定しておりましたが、実際に5年間の事業費といたしましては約1億9,000万円ほどの事業費となっております。ですので、計画金額より多く事業費がかかっているという状況になっているのが長瀬地区公園でございます。

井戸地区公園につきましては計画金額を2,200万円ということで見込んでおりましたけれども、5年間こちらの整備にかかった事業費といたしましては2,100万円という形になってございます。こちらは計画金額の範囲内での執行となっているところと把握をしてございます。

最後に、本野上地区公園につきましては計画金額が1,700万円ということで予定をしておりましたけれども、こちらの整備費にかかった総事業費は1,050万円程度ということで、こちらでも計画金額の範囲内での執行となっているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

まず、災害時の備蓄品、機材等の点検は大丈夫かということですが、こちらのほうは、台帳を作成し、物資等の管理を適宜行っておりまして、使用期限の迫ったものにつきましては、中学校、児童生徒へお配りしたり、あとは防災訓練を行う行政区に配布したりして無駄のないようにしております。

それと、まず1点、1の3詰所にある浄水器なのですけれども、こちらは当初1の3に消防車の水槽車が置いてあったもので、水槽車の水を、その浄水器を通して災害があったときに町民の方にお配りするという計画でした。やっぱり浄水器でも、あの浄水器ですと泥水まではきれいにならないということで、その関係で1の3の詰所に置いてあったのですけれども、消防車両が今1の1に移動しましたので、あの浄水器も長瀬地区公園のほうに持っていく予定でおります。点検のほうは随時しております。

続いて、発電機なのですけれども、庁舎にガスボンベを使う発電機が1台あります。そちらのほうも随時点検をしております。それとあと消防団が発電機を持っておりますので、7部ありますので、災害時にはそちらの発電機も使用するよう、消防団におきまして随時定期点検で発電機を動かしていただいております。

それと、はつらつマークにつきましては企画財政課のほうで答えていただきます。

以上です。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、シンボルマーク、こちらのほうの普及啓発のために公用車に張るといことはどうしたのかというお話でございますけれども、こちらにつきましては、シンボルマークは平成5年に策定をいたしまして、そちらのほうで広く町民の皆様を広めているところでございます。お答えといたしましては、公用車に張るといことは現在しておりません。

こちらにつきましてはですが、今申し上げたとおり、町といたしましては、広報紙ですとかチラシなど、そういったものに活用をさせていただくことをまずさせていただきたいと思っております。そして、町民の皆様にも、こちらは営利目的以外は無料で使用ができますので、そういったことを皆様方に広報させていただきたいと思っております。

昨年度の取り組みではございませんけれども、今年度はこのシンボルマークにつきましては、そのような町民の皆様方に使っていただくという取り決めがありましたけれども、なかなかそういったことがうまく広報できていなかったようでございますので、新たにガイドラインなどを定めさせていただきまして、町民の皆様によく活用していただければと考えております。

こちらにつきましては、引き続きシンボルマークについては町民の皆様にしかりと広報してまいりたい、周知をしてまいりたい、認知度を高めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、公共施設長寿命化計画の進捗状況でございますけれども、こちらにつきましては、昨年度建築年の古い10施設、こちらの評価・分析などを行ってございます。具体的には、保健センターでありますとか中央公民館などを含む10施設の評価・点検を行っているところでございます。

また、庁内会議でも、その複合化を検討すべきかということもありまして、保健センターと中央公民館、こちらをどうしていくべきかということを庁内の会議で検討させていただきました。こちらにつきましては、今のところといいますか、その検討内容といたしましては現状の施設を維持していくと。複合化の施設は建設をしないということで整理をさせていただいているところでございます。今年度につきましては、残りの43施設について長寿命化計画の今の分析・評価などを実施いたしまして、年度末の計画策定に向けて取り組んでまいっているという状況でございます。

続きまして、ふるさと納税の数字が決算書の財産に関する調書と行政報告書の25ページの金額が違うということのご説明でございますけれども、決算のこちらの財産に関する調書につきましては、ふるさと長瀬応援基金の積み立てた金額を記載させていただいています。こちらの決算年度中増減高というのは686万3,000円、こちらは基金に積み立てをした金額を掲載させていただいてございます。

一方、行政報告書の25ページにつきましては、これはわかりにくいかもしれませんが、寄附金額を掲載させていただいてございます。965万5,000円の寄附金をいただきまして、返礼品などの諸経費などを除きました金額686万3,000円を基金に積み立てさせていただいているというものでございます。そのようにご理解をいただければと思います。

続きまして、決算書の173ページにございます口の普通財産、宅地の決算年度中増減、これが183平米マイナスになっているけれども、こちらのどこに使ったかというお話でございますけれども、宝登山の参道のあずまやの建設用地として183平米こちらのほうで使用いたしました。

続きまして、行政報告書21ページの入札の落札率でよろしいかと思っておりますけれども、こちらは指名競争入札を32件執行させていただきまして、平均落札率で申し上げますと86.8%という状況になってございます。

最後に、こちらの今年度の決算に当たりまして、不用額が大きく出過ぎていて、もっと厳しく経費を見積もるべきではないかということでございますけれども、こちらにつきましては、まず今年度、令和元年度の当初予算のときには、予算の積算につきましては1事業ごとに決算額を見比べながら予算の経費の計上をさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては、私たちのほうでも不用額が多いというご指摘は以前からもいただいているということは承知をしておりますので、そのような中で、まず予算査定の中でそういった決算を見ながらの予算をまずつくっていくということ、そしてまた執行の中でも、努力をして削れる部分は削って、それが不用になるわけですが、そういった努力もあって不用額というのは出てきているものだと思っておりますので、適切な経費に予算は配分をし、不要なものは切り落としていく、そして執行の中でも見直していくということで、年度の財政的な予算の執行につきましては考えているところでございます。こちらについては、引き続き努力をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

民生費について平成29年度と比較して減ったというようなご質問だったかと思えます。民生費については、社会保険費、老人保健費、それから児童扶助費、国民年金費については町民課の所管でございますので、健康福祉課の所管であるところで説明をさせていただきます。

まず、社会福祉費につきましては、平成29年度には第7期高齢者福祉計画介護保険事業計画の策定と、障がい者、障がい福祉、障がい児計画の策定がありました。こちらが減になった関係で480万6,000円減っております。

次に、平成29年は臨時福祉給付金（経済対策分）というものがありませんでした。それが535万5,000円の減となっております。

次に、老人福祉費でございますが、あおばホームにスプリンクラーの設置補助、県補助10分の10で町の持ち出しはございませんでしたが、そのスプリンクラーの設置補助として429万9,000円、こちらが減となっております。

次に、児童福祉費でございますが、ふれ愛ベースの建築、それと道路後退、それからふれ愛ベースの備品購入、合わせて1億3,578万7,752円、こちらが前年度に比べて減になった要因と思われれます。

次に、送迎の関係の質問をいただいたかと思えます。送迎を要する事業につきましては、皆さんご承知と思いますが、広報や回覧等で当課で実施しております各種事業等の募集をしております。その中で、送迎が必要な方は申し込みのときに申し出てくださいますという形での申し込みの方をとっております。

なお、電話や直接窓口で申し込みを受けたときには、送迎は要りませんかという形で念を押すような形でやらせていただいております。また、事業の当日につきましても、電話で乗車場所や乗車時間の確認等行って、乗り間違いのないようにという形の対応とさせていただいております。これらにつきましても、わかりにくいというご意見がありましたので、引き続きわかりやすい方法で周知に努めてまいりたいと存じます。

もう一点、商工会のお助け隊事業のご質問だったかと思えます。お助け隊につきましては、運転のボランティアの数も少ない、また車も限られた台数でやっておりますので、なかなか希望に応じた形でできていないというような形もありまして、平成29年には社会福祉協議会が運転のボランティアの講習を行って、

運転をしていただけるボランティアの方の確保を行っているほか、町ではその事業に対しまして運営費の補助を行っているわけでございます。

なお、高齢者が外出するというのがますます厳しくなってくるというようなことでありまして、福祉タクシー、障害者の方、それと福祉有償運送、障害者介護認定の方が利用できるもの等、ケースに応じてそれぞれ使いやすい方法で使っていただく。また、社協のほうでお買い物ツアーのほうも月1回程度実施しておりますので、そういうものに参加できるような形で上手に組み合わせて運営していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員から町民課にいただきましたご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず初めに、証明書の関係でございますが、資格証明書と短期保険証の発行件数につきましては、国民健康保険は短期保険証を17世帯24名に発行してございます。資格証明書につきましては発行しておりません。それから、後期高齢者でございますが、こちらにつきましては資格証明書も短期保険証も発行しておりません。

また、国保税を滞納している世帯につきましては、納税相談を実施しまして、実情を把握しながら対応しているところでございます。

それから、行政報告書の通知カード再交付が29件あった理由でございますが、こちらにつきましては、主な理由は紛失となっております。よろしくお願いたします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 産業観光課宛てに関口議員さんのご質問が4点あったかと思えます。ご回答させていただきます。

まず、1点目、観光の事業費が多く、費用対効果、税金が上がったかどうかということだったかと思われる。回答につきましては、観光に関する費用対効果につきましては、税金については産業観光課のほうでは把握していない部分があるのですけれども、観光協会の会員が昨年13社増加していることなどから、一定の費用対効果は出ていると認識させていただいております。

2番目の矢那瀬地区拠点整備費用の調査費がついていたが、平成30年度の進捗状況はということでございますが、こちらにつきましては矢那瀬地区の小さな拠点整備事業で、地元の実行委員会のほうにこの事業にどのようにかかわっていただけるかとご意見を求めているところでございます。出てきました意見をもとに今後の事業の展開を考えていきたいと考えておりまして、平成30年度につきましてはそのものが届かなかったということで進んでおりません。

3番目の緑の村の除草費委託料が高いということでございますが、緑の村の関係の除草ですが、宝登山地域周辺維持管理事業委託費用としまして、旧新井家周辺ですとか花の里、野土山、お祭り広場などを行っております。こちらは、現地が斜面となっているところが多いのと足場が悪いということなどがありまして、見積もりをとるとちょっと高目に出ているのかなというふうに考えておりますが、よろしくお願いたします。

4番目の観光トイレの瀨月荘近くのトイレの状況ということでございますが、こちらのトイレにつきましては、先日職員のほうで修繕作業を行いまして、現在は使用できる状況となっておりますので、よろ

しくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

納税推進コールセンター設置事業の費用対効果についてのご質問でございますが、平成30年度は、より効果的に事業を実施するため、設置期間をこれまでの1年ではなく10月から3月までの半年間に短縮いたしまして、また契約方法もこれまで随意契約で行っていたものを指名競争入札に変更して実施させていただきました。平成30年度の架電件数でございますが、153件で、このうち納税に結びついた件数は102件、66.7%の方がコールセンターの呼びかけにより納税され、納税額は合計で450万7,170円でございます。

支出であります納税推進コールセンター業務委託料が73万7,640円でございますので、単純に納税額を委託料で割りますと約6.1倍の費用対効果があったということになりますが、近年はオレオレ詐欺の被害が多く発生しておりまして、その被害防止対策として電話のほうにガード機能が備えつけられた固定電話や携帯電話がふえております。これによりまして、年々架電件数、電話につながる件数なのですが、減少しておりまして、思ったような費用対効果が得られていないのが実情でございます。このような状況から、今年度につきましては予算化を見送った経緯がございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、建設課関係についてのご質問にお答えいたします。

優先順位ということございましたけれども、要望書を提出されたときには順位等はお伝えしておりません。予算の確保ですとかそういったことを、主なことを申し上げまして、そのときには「来年度できます」とか「何番目ですよ」とかというお答えはしておりません。

それから、原材料支給に対しての苦情等でございますが、特に昨年度に関しては苦情等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 関口議員の質問にお答えいたします。

まず、1つ目の給食のアレルギー対策、エピペンの使用方法や保管などについてということですが、アレルギー対策といたしましては、入学時にアレルギーの調査はしておりまして、アレルギーのある児童生徒のご家庭に協力いただきながら、給食献立表を見た中で該当する食品がございましたら、申し出をいただいで取り除くようにしております。

また、給食アレルギーへの対応としまして、学校には食物アレルギー対応委員会を設置しております。緊急の対応が必要な児童を把握し、生活管理表や取り組み方法を確認しまして、保護者や主治医の情報を職員が共有するようにしております。また、学校給食における食物アレルギーのある子供への対応マニュアルを作成して対応しております。

アレルギーショック時への対応といたしましては、エピペンを学校に保管しておりますとともに、該当児童がランドセルに入れて持ち歩いております。使用方法につきましては、教員も研修を受けておりまして、方法は習得しております。また、該当の児童につきましては、成長していく中で状態が大分改善してきているという話は聞いております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） パソコンのフィルタリング。

○教育次長（内田千栄子君） 済みません。もう一つありました。

あとパソコンのフィルタリングの関係の質問なのですが、決算書の85ページをごらんいただきたいと思います。中段の第14節使用料及び賃借料というところに、小中学校フィルタリング使用料と書いてあるものがフィルタリングに係る費用でございます。学校向けの特別プランということで、1校分が4万1,472円、3件で12万4,416円ということが費用でございます。

コンピューター室でパソコンの使用をする際には、担当の教員が必ずいるところで使用させているということでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 済みません。関口議員の質問の中で、発電機の台数の関係が漏れていました。健康福祉課管理で3台あります。そちらのほうは、人工呼吸器利用者などが優先的に使えるよう備蓄しております。

以上です。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員からいただきました3点について私のほうからお答えさせていただきます。

まず初めの岩田地区につきましてのお話でございますけれども、現在長瀬町上水道給水区域外は30世帯となっております。岩田地区は上水道給水区域となっております。関口議員の言われます岩田地区、多分三軒家のことかと思われましても、こちらは給水区域となっておりますわけでございまして、なぜ給水区域なのに布設しなかったかという、この経緯は私もわかりませんが、これにつきましては、ご本人から町のほうにご相談に来ていただいたという経緯はございませんので、これからご本人から直接町のほうにご相談に来ていただければ、また浄水のほうとも相談をさせていただきながら方策をこれから検討させていただきたいと思っております。

それから、2番目の企業のお話でございますけれども、これ長瀬蔵につきましては、まだ始まりまして、オープンして1年たったわけでございますけれども、そのような中でこれからますます観光に寄与していただけるものと私は確信いたしておりますし、また南州工業につきましては経営が大変順調に伸びておるといことで、これから先、大変優良企業ということで期待をしておるところでございます。

それから、3地区公園につきましては、先ほど課長からご説明がございましたとおりでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 最初に、では町長に、今の岩田の三軒家の水道問題は区域内ということですが、本管が行っているところから県道をかなり上って上まで行かないとそのうちまでたどり着かない。あの管を個人で引くとなったら相当な額がかかります。

私が課長に提案したのは、なぜこの1軒当たりの負担金を聞いたかということ、受益者負担という観点からいって、水道がなくて飲み水がそのまま飲めない、沸かさなければだめな家庭、お風呂はしようがない、我慢しているという話も課長も一緒に行って聞いてもらいました。そういう家庭がようやく見つかった

のだから、私もつい最近知って話をさせてもらったのだけれども、浄水器の配備、これは幾らもしないです。1軒当たりが、さっき言ったけれども、それは本当に1軒当たりがそれだけの広域のほうに出しているのであれば、その負担金をさかのぼっていったって、そういうことからすれば浄水器をつけてあげる、そういうことを私は願ってこの質問を取り上げてみました。町長は、後でそういう水道がないところにしっかりと対処してもらおう。これは本人が来ればという話なので、私も本人にその話をしたいと思います。

水道問題は、それでいって、次に、長瀬町を牽引する事業がいい方向に向かっているという今の話を私は信用して、また1年、様子を見たいと思っています。固定資産税ですから大変大きいですから、しっかり見たいと思います。

続いて、総務課の備蓄品の関係なのだけれども、発電機、これが果たして何分ぐらいもつのだろうか。私の記憶でいくと、以前この発電機を聞いたときに30分程度だというお答えをいただいているのです。その後発電機が進化して、どのくらいもつのだか、もしわからなかったら後でもいいです。教えてください。

それから、このところはいいとして、観光課長にもう一度お伺いいたします。13社ふえたから景気の動向がいいのだろうかという、これは予測で言っているわけですよ。補助金をいつまでもいつまでも与えていいのかどうか。この問題は、3年間で全部飛び立つのだからという議論から始まって、私はこの質問をずっとしております。そういうことからいって、風邪を引いている子供に風邪薬を買ってあげるのだったら、まだ治っていないというのならいいです。治ったかどうかもわからないで風邪薬をどんどん、どんどん投入したって意味がないのだから、課長、こういうところはしっかり把握して予算を、新しい今井華さんを使ってパンフレットをつくり直すのだとかいろいろ言っていますけれども、しっかり見てください。観光に携わらない人が長瀬だっですごく多いのだから、一方にばかりお金を使わないで、もっと生活のところにお金を使ってほしいという、本当に住民の方はそういう話を結構する方がいますから、お願いいたします。

それから、矢那瀬の拠点づくり、これはもう長瀬町は一大イベントのような話で進みまして、途中で課長はかわったから仕方がないかもしれないけれども、去年1年間地元から何もなければそのままにした。これでは矢那瀬の人はかわいそうではないですか。前総務課長の答弁では、「消防小屋もつくります。2階はコミュニティセンターでどうですか。それに併設して何か直売所でも」という計画案を持って観光課にバトンタッチして。今の課長が地元から何も言ってこないからと、課長から地元のほうに行ったらどうですか、1年間何もなかったという答弁をする前に。こういうのはしっかりやってあげないと、小さな拠点づくり、国会で、個人名を出してはあれだけれども、あの国会議員がせっかくとってくれた予算、県会議員の方が自分の報告にも、長瀬には小さな拠点づくりの350万円は私がとったという折り込みまで出ているのだから、しっかりこれを仕上げるようにやってください。向こうの拠点だっですっかりつくっていかなければ、この350万円ただまいただけでは何もなりませんから。

それから、観光課は、除草は高過ぎるといっても斜面だったり何だりという話ですから、しっかりこういう意見を聞いておいてください。

観光トイレについては、職員で直したという、本当にそういうことが必要だと思います。

それから、あと町民課長にもう一度お聞きをしますけれども、通知カードをこんなに29件も、なくしてしまったのだからしょうがないけれども、これ大事なカードですよ、個人情報としては。これはお年寄りが多分なくすのだと思うのだけれども、もっとそういうのをやってあげないと、先ほど税務課長からオレオレ詐欺の話も出たけれども、そういうことにつながっていくので、ただ言われたから再交付をすれば

いいのではなくて、こんな29件も出ないようにしっかり手だてを何か考えてあげてやってください。

それから、教育委員会の給食のアレルギー対策、本当にこれは事故がないように、今教育委員会からの答弁はすごくよくわかりました。本当に事故がないように今後も丁寧にやってあげてください。

そういうことで、今、最後に、町長と観光課長、それと総務課長、お願いします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

発電機の時間なのですけれども、30分程度と言っていましたけれども、燃料を継ぎ足せばある程度、何時間でもというのではないのですけれども、燃料も携行缶で買ってありますので、消防団ですとか役場のほうも買ってありますので、ある程度は、30分以上はもちろんもつということでございます。

それと、先ほど言いました人工呼吸器等の利用者の方につきましては、役場のほうで非常電源装置が備えつけてありますので、役場のほうに運ぶというのですか、運んで役場の電源装置を使ってもらえれば呼吸器のほうも動きますので、そういった関係で今やっております。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

観光協会の補助金の関係でございますが、13社ふえたけれども、補助金をずっと継続して出していくのかということだったかと思われませんが、この件につきましては、現在観光協会の総会資料などを見ますと、今まで行ってこなかったドローンツアーですとか紅葉ライトアップを継続してきた関係で収益の改善が見られる部分もございますけれども、最終的に収入対支出の部分でいきますと、繰り越しができているのがごくわずか、20万円ちょっとというふうな状況が見られます。ですので、いずれは、いつまでも出していくという考えはないので、なるべく改善していただいて収益を上げていただいて、自立していただくのが本来のことだとは思っておりますので、なるべく頑張ってくださいように指導していきたいと思っております。

2番目につきまして、矢那瀬の拠点施設の整備のことでございます。関口議員に言われたとおり、私のほうも地元のほうの実行委員会のほうに出向きまして、ちょっとお話等を伺ってなるべく早目に進捗できるようにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、先ほどの通知カードの関係でございますが、紛失の理由でございますけれども、家の中で紛失をして、探したけれども、見つからないという理由が多いようでございます。窓口で申請をしていただく時点で、大事なものですのでなくさないようにということでお話をさせて注意喚起をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいま浄水器という話がございました。上水が入っているご家庭でも、喝水時にカビ臭がするとか、また異臭がするとか、そういうようなお話の中で、個人的に浄水器を買って使われているご家庭も多いやに伺っております。そのような中で、これにつきましてもご本人とまたご相談させていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど産観のほうで課長がちょっと言葉が足りなかったかなと思うのですが、費用対効果ということで関口議員のほうから時々マイナスのお話が出てまいりますけれども、雇用の面ということから考えますと、長瀬町の観光は大変効果が私はあると思っております。町なかを歩いてみていただきますと、80歳を過ぎましても、皆様元気で現役で働かれています方たちがたくさん多いということも費用対効果の一つにはなるのではないかと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 関口さん、時間になりましたので。

○7番（関口雅敬君） いいよ。

○議長（野口健二君） 終わりにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各議案に対する質疑はありますか。

岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、聞き漏らしもあるかもしれませんが、決算審査に当たり22点について質疑をさせていただきます。

まずは、決算書の歳入の部分ですけれども、24ページ上のほうの県補助金、7教育費県補助金で新規事業の放課後子供教室と中学生学力アップ補助金がありますが、予算では中学生学力アップ教室事業費県補助金は41万円でしたが、こちらが14万1,000円と減額になってしまった理由を伺います。

続きまして、26ページ、寄附金、真ん中の2総務費寄附金、ふるさと長瀬応援寄附金ですが、予算では1,500万円でしたが、決算では198件、965万5,000円で、平成29年度411件、1,895万4,000円の約半分に減少しております。こちらについては、ふるさと納税の返礼品の見直し等が行われたことが要因と推測されますが、町税が減収となっている昨今、地方創生の観点からもふるさと納税の寄附金は貴重な収入源ともなっております。今後ふるさと納税の窓口をふやしていくようでございますが、自主財源の確保のためにも、さらに多くのふるさと長瀬応援寄附金を集めるための方策はほかに考えていないのか、伺います。

29ページ、一番下の2、雑入の中の臨時職員等社会保険料等掛金受入金についてですが、この予算が出たときに、質疑で平成28年度は105万7,000円から270万円増の375万円になった理由を伺ったところ、制度が変わった関係と、1名から4名を予定していることにより増額との答弁がありました。決算の結果121万9,519円ということですが、なぜ予定どおりにいかなかったのか、伺います。

同じく29ページの下の方、節で公益財団法人の宝くじ交付金ですが、これらは平成30年度の予算にはありませんでしたが、平成29年度の決算では同額程度の歳入がありました。補正はされておりました。今回のこの交付金について、予算の時点では交付金による歳入があるかがわからなかったのでしょうか、伺います。

次に、歳出です。36ページ、こちら上のほうです。これは前回にも伺ったと思いますが、2番目の8報償費と9旅費から19の負担金、補助及び交付金へ流用していますが、負担金のところも不用額が128万

3,188円にもなっているので、流用の必要性がわかりません。ほかにも同じようなところもあり、不用額の割合を少なく見せたいのかとも憶測されますので、これらの意図について教えてください。

38ページ、一番下、6の財産管理費の11需用費ですが、予算では45万円の施設修繕費でしたが、102万9,888円と倍以上になった理由を伺います。

45ページ、企画総務費の14使用料及び賃借料に、予算の時点では新規事業でお試し移住定住用住宅借上料54万円がありました。こちらはどこへ行ってしまったのか伺います。

48ページ、戸籍住民基本台帳費、上のほう、13の委託料ですが、予算では453万円でしたが、補正で618万3,000円になったのに不用額が107万7,408円と高額になっておりますが、何か執行できなかった事業がありましたでしょうか、伺います。

52ページ、社会福祉総務費の8報償費ですが、上のほう、予算45万1,000円に対して不用額39万8,170円ということですが、予算では報償金が42万5,000円となっており、決算では4万円ということで、これは単純に1桁金額を間違っていたのか、それとも何か9割近くも不用額が出る原因があったのか、伺います。

71ページ、農業振興費、19負担金、補助及び交付金、上から2番目です。当初予算では223万9,000円でしたが、補正で605万1,000円となり、不用額が101万5,567円出ておりますが、補正したにもかかわらず約3分の1が不用額となった理由を伺います。

続きまして、78ページ、上のほうで1の住宅管理費の15、これ真ん中のちょっと下ですか、工事請負費、塚越団地浴室等改修工事235万2,240円ですが、行政報告書の66ページにも「町営住宅塚越団地空き家対策により、入居率を上昇させるため浴室等の改修を行った」とありますが、その後、この改修した2戸については入居は決まったのでしょうか。

続いては、これは行政報告書も使ったほうがわかりやすいと思いますので行政報告書をごらんいただいて、6ページの表の町税、一番上ですけれども、平成29年度と比べると170万円程度の減のように見えますが、平成28年度と比べると2,265万8,000円の減収となっております。長瀬町の財政からすると実に大きな金額が減収となっているわけですが、これらについての対策等は考えているのか伺います。

10ページ、性質別の歳出決算についてですが、消費的経費でもある人件費や物件費等が約7割を占め、投資的経費でもある普通建設事業費等は約1割程度となっております。また、借金の返済に当たる公債費も同じく1割程度となっております。

町の財政健全化判断比率の数字をよくすることだけ考えれば緊縮財政を考えるかもしれませんが、景気を回復するためにも、町の未来へ投資するためにも、町の人口減少を抑制するためにも、現在の金利が安い時期に町からの財政出動を行うことにより地域経済を活性化させることで、結果財政健全化の方向に進めていく道も考えられると思いますが、そのような手法は考えないのか、伺います。

同じく10ページの次は維持補修費です。下から4番目ぐらいですか、平成28年度1,930万5,000円だったものが平成30年度には657万3,000円と1,273万2,000円を削減できたのはよいかもしれませんが、今年度には中央公民館体育室等で、漏電か何かの原因でエアコンが使えなくなるという事案が起こったようです。今の長瀬町には老朽化した施設が多くなっておりますので、今回のようなことが起こらないように適切に維持管理すべきだとの意見が数人からありましたが、当局としては維持補修費などについていかがお考えでしょうか。

14ページの町税についてですが、現年度課税分の調定額は1.3%減少しているものの、収納率が上がったことで収入済額は2,259万7,000円の減となっているようですが、滞納繰越分の調定額は9,272万円と1

億円が目前となっており、平成29年度より1,821万2,000円増加しております。この大きな原因は、固定資産税の滞納繰越分が平成29年度より1,968万9,414円増加していることと推測されますが、この滞納額の内訳はどのようになっているのか、伺います。

また、徴収できなくなった1,578万2,000円について、きのう議員からの質問への答弁で、高額滞納者に対して不納欠損処分を行ったとおっしゃっていましたが、これだけの大きな金額が不納欠損になるのは、税の徴収の公平性はもちろん町にとって大きな損害となります。地方税法上滞納した税には5年の時効がありますが、回収不能を防ぐため、督促状を送った上での財産差し押さえ、分割納付、納付延長の誓約書や時効中断手続があり、一回の手続で時効を最大5年間延長できるようです。今までも多額の不納欠損額が毎回出ておりますが、滞納金に対して財産の差し押さえや時効中断手続等は行っているのか。きのうの答弁にも出ておりましたが、もし差し押さえると生活ができないなどという理由がある場合でも、手続を続けることで時効を延長できるのではないのでしょうか、こちらについて対応を伺います。

21ページ、4財産管理事業の⑤、真ん中あたりですか、普通財産貸付収入未済175万1,130円とありますが、こちらは何の貸し付けについての未済額でしょうか。また、平成28年度、平成29年度、54万6,110円ずつ合計109万2,220円の収入未済がありますが、これらが3年分たまったということではないのか、お聞きします。

22ページ、真ん中より下の公共施設マネジメント事業ですが、対象の10施設について、どこの施設か、お聞かせください。

24ページ、長瀬町移住定住プロモーション事業は、下のほうですか、13の地方創生事業の中ですけれども、こちらは平成29年度に引き続きですが、平成29年度の事業の効果はいかがでしたでしょうか、また平成30年度はそれを踏まえていると思いますが、今回はどのようなことを行って改善等はできたのでしょうか、伺います。

32ページ、こちらは上のほうの2の障害者の福祉のところですがけれども、(1)が、これは一番左の受給者数というところのほうを見ていただきたいのですけれども、平成29年度は66人だったものが今回平成30年度は57人、下の(2)は17人から12人、(3)は35人から33人、(4)が18人から15人と、受給者や申請者がかなりの割合で減っておりますが、1年でこれほどの数の方が減少するのでしょうか、理由について伺います。

37ページ、認定こども園入所児童数ですが、表の上から2番目、認定こども園入所児童数、こちらは合計714人とありますが、417人の間違いだと思いましたが、確認をお願いします。

最後、73ページ、一番下のほうです。小学校のコンピューター整備事業がありますが、パソコン、これ合計ですと22台に対して事業費が5万9,184円ですと、1台当たり2,690円となります。これは、1年間のリース代だとすると月額224円になります。平成29年度は17台で33万1,844円でしたが、この事業費はどのような内訳になりますか、伺います。

以上です。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員のご質問に順次お答えをいたします。

決算書からのご質問につきましてのご回答でございますけれども、まずは29ページの雑入の中の公益財団法人市町村振興協会市町村交付金、こちらのほうが当初予算上計上されていないのはなぜかということでご質問をいただいていたかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、私の認識でございますと、平

成30年度の当初予算書の中に埼玉県市町村振興協会市町村交付金という予算のほうを計上させていただいてございまして、そちらで歳入を1,300万円設けさせていただいてございまして。実際決算書におきましては、このサマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじということで分けて入ってきてございまして、より具体的に記載をさせていただいているところをございまして、そのようにご理解を賜ればと思います。

続きまして、39ページの歳出の中の第6目財産管理費の中、第11節需用費、こちらの施設修繕費が予算上より2倍近く膨れ上がっているがということで、なぜですかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、年度当初の予算の組み方としては、箇所づけをせずに臨時で対応するためにこの予算を計上させていただいているところが実態でございますが、年度途中に、例えば庁舎の車庫棟のシャッターのほうが悪くなってしましまして、そちらで約45万円かかっていますと、あとは庁舎の消防設備の点検を毎年定期的に行っているわけでございますけれども、そちらで27万円の修繕がかかっていたりですとか、そういったもので修繕費のほうを必要に応じて執行させていただきましたので、この施設修繕費が102万9,888円という執行額になっているものでございます。

続きまして、40ページになります。第14節使用料及び賃借料の中で、当初予算上はお試し居住の賃借料を計上していたけれども、決算書上は載っていないが、どのようになったのかということでございまして、これは昨年度の議会のときにもご説明をさせていただいてございまして、当初予算の経費が実際に執行するに当たっては足りないというところもございまして、こちらの予算は凍結をさせていただきました。かつ、その予算は執行しないということでご説明を差し上げましたので、3月補正において減額の補正をさせていただいていると認識をさせていただいてございまして。

以上が決算書に基づくご質問でございまして、続きましては行政報告書でございます。

まず、10ページの性質別の歳出決算に基づきまして、人件費や物件費が7割であると、公債費や普通建設事業費は約1割を占めているという状況の中で、緊縮財政というわけではなく財政出動をして経済活性化を図るという考え方はないのかというご質問かと思っておりますけれども、こちらにつきましては、先ほどもご回答申し上げたときに、バランスの問題だと私は思っておりますので、必要な経費については必要な経費として予算は使うものでございまして、不要なものは不要なものとして予算を削っていくということで考えてございまして、しっかりと使うところは使う、要らないところは要らないということでメリハリをつけて、結果的にそれが普通建設事業のほうにお金が行かない可能性もありますけれども、そのようなバランスを見ながら財政については考えてまいりたいと私は考えております。

維持補修費につきましては、議員おっしゃいますとおりこちらは施設修繕は必要な経費だと考えてございまして、結果的に昨年度は平成29年度と比較をいたしまして約半分となつてございまして、こちらにつきましては今年度の当初予算でも、小中学校を初め必要な施設修繕費につきましては計上させていただいてございまして。ですので、こちらを意図的に削減をしていくということではなくて、こちらにも必要に応じて維持補修費はしっかりと計上してまいりたいと考えてございまして。

続きまして、21ページでございますが、こちらの4の財産管理事業、(1)財産管理の中の⑤普通財産貸付収入未済、こちらの内容でございますけれども、こちらにつきましては、町有地の貸し付けを行っているものの収入未済を計上させていただいてございまして。

議員がおっしゃいますとおり、平成28年度、平成29年度、平成30年度と、1件の方が収入未済という状況になっていて変わりませんが、今回の中にはほかに2件ございました。こちらの2件につきましては、

事務手続上のミスがございましたので、収入未済ということでこの中に金額として計上させていただいてございますけれども、こちらは2件の方、お二人の方にご説明を差し上げまして、1件は今月中に納めていただきました。もう一件につきましては、年度末までに納めていただく形でお話をさせていただいてございます。ですので、そちらのほうはこのように対応させていただいております。

また、このようなことがないように令和元年度につきましては年度当初に納付書のほうをお送りいたしまして、そちらのほうは今年度は収入のほうをいただいているところ、こちらのほうに納めていただいているという状況でございます。

続きまして、行政報告書の22ページの(4)公共施設等マネジメント事業の中の10施設はどちらかということでございますけれども、こちら申し上げますと、保健センター、中央公民館、自然環境活用センター、郷土資料館、長瀬第一小学校、長瀬第二小学校、長瀬中学校、学校給食センター、消防団第2分団第3部、消防団第2分団第4部、以上10施設となっております。

続きまして、24ページの13番、地方創生事業の移住定住プロモーション事業、こちらにつきましてはの効果ということでございますけれども、こちらの効果といいますか、事業を実施した実績でございますが、10回ほどツアーのほうを移住体験ツアーということで実施をさせていただいてございます。人数といたしましては、50名の方にご参加をいただいております。基本的にとりか、日帰りであるものと宿泊のものということで分けさせてやらせていただいております。ターゲットといたしましては、子育て世代、起業したい方、シニアの方、この3つの分類に分けて実施をさせていただいております。

今年度につきましても同様に実施をさせていただいているわけでございますが、回数をまず見直しをさせていただいております。今申し上げましたとおり昨年度は10回実施をさせていただきましたけれども、子育て世代については2回、起業、シニアについてはそれぞれ1回ずつということで4回実施をさせていただいております。

1回当たりの参加者の方をふやしたいということで回数も絞らせていただいているところでございますし、またこちらにつきましては、ツアーをやる情報をしっかりとその移住を考えている方々に直接お伝えすることも非常に重要、情報発信は重要だろうということで、こちらのツアーのお金を若干落としまして、そういった方々が来る催し物に出展をさせていただいて、移住を今検討されている方々に長瀬町の状況であるとか、そういったものを直接ご説明するような形で、執行のほうは今年度見直しをさせていただいております。

こちらにつきましては、また移住ツアーに参加された方々が実際に移住をされたのかどうなのかということにつきましては、こちらは今年度中に過去の参加者も含めまして町のほうからヒアリングなどを実施するなどして、その後の状況把握には努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〔「ふるさと納税」と言う人あり〕

○企画財政課長(内山雅人君) 失礼しました。もう一点ありまして、ふるさと納税につきましては、こちらにつきましては、ふやしていく方策はということでございますけれども、私たちといたしましては、残念ながら昨年度制度改正がございまして、いろいろと返礼品の見直しであったりだとか、返礼品の割合の見直しをさせていただいたところ半額になってしまったということで認識をしているところでございます。

こちらは、議員がおっしゃいますとおり自主財源を確保していくことが非常に重要なことだと考えてお

りますので、こちらにつきましては、まず今年度の11月から新たに窓口を1つ設けるべく今準備をさせていただいているところでございます。

窓口をふやすに当たって、ただふやすというよりかは、ある程度こちらは返礼品を提供していただいている事業者様にもいろいろなご負担をかけているところもございまして、そういったご負担をなるべく軽減できるように、手間がかからないような形で集約化をさせていただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

また、あわせて、いろいろ条件が厳しいものはありますけれども、返礼品にご参加いただける事業者様にアプローチをするなどしてこちらのメニューのほうはふやしていきたいと思っておりますし、また今話を進めている開設の事業者さんのほうからも、営業活動などを行っていただけるようなことで調整をさせていただいておりますので、町と事業者と連携をして新たに返礼品を提供していただける事業者様を開拓してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 岩田議員の質問にお答えいたします。

まず、最初の歳入のほうの関係なのですが、これから確認をしましてご報告したいと思っております。

それから、行政報告書の73ページのコンピューター事業の内訳が、これが1年間のリース代にしては少ないということですが、ここに載せているものにつきまして平成30年度から長期契約を始めたものをいつも載せております。

今回のこの分なのですが、平成30年6月に今まで5年契約してきたものが、リースの契約が切れまして、そこで改めて7月からリース契約をするために予算計上をしたのですが、リース切れ後に町にパソコンの所有権が移るような形の契約でしたので、不都合がなく使用できる期間は使用しようということで使用してまいりました。そして、平成31年3月に改めて長期契約5年をいたしました。ですので、ここに載っている金額は3月分からの1カ月分が載っているものでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、初めに歳入のほうで、臨時職員等社会保険料等掛金受入金の予算では375万1,000円という予算で、実際の歳入のほうで121万9,519円という話で、この差なのですが、まず予算のほうは、総務課のほうとあと健康福祉課、あと教育委員会、給食センター、さわやか相談員、学校支援員、そちらの方を含めた一括の社会保険料で375万1,000円を歳入として計上させていただきました。今度実際の決算になりますと、それぞれの課で受入金が出てきます。

それを31ページのほうを見ますと、中ほどに健康福祉課分で28万6,142円、また下のほうに下がって、給食センター82万6,865円、さわやか相談員26万6,863円、学校支援員31万6,751円、こちら健康福祉、教育委員会を合わせますと169万6,621円、また総務課のほうの121万9,519円と合わせますと合計で291万6,140円となります。

予算より少なくなったのは、再任用職員が昨年より任意継続ができなくなってこちらの社会保険料のほうで払うようになったのですが、その間、副町長が12月で退職なされた関係で歳入が見込んでいた額より減りました。その関係で、合計で291万6,140円になるかと思っております。よろしいでしょうか。

続きまして、今度は歳出のほうで37ページのほうの報償費と旅費がそれぞれ負担金、補助及び交付金へ流用、報償費のほうで2万1,000円、旅費のほうで6,000円、こちらのほうの流用の理由なのですけれども、39ページをごらんいただきたいと思います。こちらの各種研修・懇談会負担金、7万7,000円を支出してありますが、こちらは当初5万円という予算でありました。5万円という予算で、予定していた出張等研修等が多くなったため、2万7,000円をこちらに流用させてもらって、5万円でしたので、合わせて2万7,000円を支出したものでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、決算書53ページ、社会福祉総務費の報償費の執行残、不用額の理由ということだと思います。こちらにつきましては、毎年度、十六、七万円残るものがありまして、それは成年後見利用制度支援事業の後見人の謝金というものでございます。制度の利用がない限り3月末まで減額することができませんので、こちらについては毎年度利用がない限り不用額として残っております。

そのほか、今回は、子ども・子育て支援事業計画、本年度策定するわけですが、昨年度そのニーズ調査というものがございました。そのニーズ調査の内容等を、健康福祉推進委員会という委員会がありまして、そちらのほうで報告するというので健康福祉推進委員会の報償費を予算上確保したわけですが、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査につきましては町の調査が県、国の計画にそれぞれ積み上がるものでありまして、国の方向性が示されるのが遅かったということで、年度内に健康福祉推進委員会の開催をすることが困難であったため不用額が生じたものでございます。

次に、行政報告書の32ページの障害者の福祉の各種事業の前年度の受給者数ということでございますが、まず1番につきましては、在宅重度ですから在宅の方にしか出ません。ですから、高齢化で老人ホームに入ったりとか、そういうことで家から離れた場合は対象ではなくなったりします。そのため、こちらにつきましては、平成29年は66人ですが、その前の年度は59人と、年度により多少の数字の違いは生じているものでございます。

それ以外につきましても、毎年度対象がそれぞれ異なります。（3）の身体障害者とか療育手帳の申請者数につきましては、これも年度により異なります。昨年は35人でしたけれども、その前の平成28年は20人ということで、その年に身体障害とか療育の関係で手帳を申請される方々は年度により異なると理解しております。

また、（4）の身体障害者手帳交付取得診断書助成事業につきましても、手帳交付申請のための助成でするので、今の件と同様でございます。それ以外の補装具や日常生活用具の給付につきましても毎年申請されるものが違いますので、金額と件数等は異なります。特に補装具なんかにつきましても、1つの補装具を使いますと5年は更新できないとかという基準がありますので、年度により申請が異なっております。それ以外につきましても、同様の理由で、毎年度多少の人数の差はあるということでご理解いただければと思います。

それから、37ページの認定子ども園の数字でございますが、こちらについては数字の間違いでありまして、決算審査を受ける前に私はわかって、担当者に指示をして直すように言って、その後確認していなかった私の漏れでございます。もうかなり早い段階で数字の間違いに気づいておったのですが、その後確かに直ったかどうかの確認をしなかった私のミスとなっております。申しわけございませんでした。

それと、先ほどの総務課長の社会保険料の関係の答弁で健康福祉課の関係も出ましたので、多少補足させていただきます。健康福祉課は、保健師の育休代替という形で予定をしておったわけですが、1人の人で固定することができませんでした。助産師さん、保健師、看護師等の資格を持った方に事業をやるときだけ出てきていただくような形でお願いしたものですから、社会保険料の支払う対象のほうにはならなかったということで、当初より少なかったということでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

決算書の49ページでございますが、戸籍住民基本台帳費の不用額107万7,408円でございますが、こちらの不用額の主な要因といたしましては、通知カード・個人番号カード関連事務を、地方公共団体情報システム機構、J-LISというところがございまして、そちらへ委託を行っております。そのJ-LISから示された金額で予算要求ですとか補正をお願いしたところ、金額の確定が平成31年3月末になってしまっていて、その関係で減額が時期的に難しく、不用額として残ってしまいました。

ほかにも、ちょっとした積み重ねといいますか、システムの入れかえ等もございましたので、そういった要素もあるところがございますが、詳細につきましては今手元にはございませんので、また詳しくは後ほど調べましてお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（野口健二君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、岩田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町税が平成28年から比べると減額の幅が大きくなっているというお話で、その対策を考えているのかというご質問でございますが、町税全体の収納率が悪化した原因につきましては、固定資産税において企業の倒産による高額滞納事案があったことにより、徴収率が0.9ポイント昨年度に比べて下降いたしました。この滞納事案につきましては、平成30年8月から破産手続が開始されておりまして、定期的に債権者集会等も開かれております。昨日も浦和のほうで債権者集会が開かれまして、うちの担当職員が会場に行きましたが、余り進展のほうはなかったという報告を受けております。

この滞納事案につきましては、手続が完了するまで課税のほうは続きますので、来年度以降も高額滞納繰越額が翌年度に繰り越されていきますので、この徴収率というのは上昇することは余り期待できません。対策といたしましては、この手続が早く完了するように破産管財人である担当者にこちらが働きかけるぐらいのことしかできないと思っております。

それから、不納欠損処分する前に行った未納者に対する差し押さえについてのご質問でございますが、平成30年度中に実施いたしました町税と国税を合わせた差し押さえ件数は25件ございました。差し押さえ金額は合計で9,260万6,679円でございます。

差し押さえの種類別の内訳でございますが、交付要求が4件で4,923万8,200円、差し押さえが21件で4,336万8,479円となっております。また、差し押さえを行った財産別の内訳でございますが、預貯金、こちらが14件で4,065万7,952円、それから生命保険が1件で14万8,700円、年金が4件で80万7,460円、確定申告に伴います所得税の還付金、こちらを差し押さえた関係が2件、175万4,427円となっております。今後も、引き続き、税の公平性を確保する観点からも厳正に差し押さえを実施していきたいと考えております。

それから、不納欠損額が高額となった件でございますが、今回不納欠損として処分した事案につきまし

ては、相続人が死去されまして、その法定相続人の全てが相続放棄をされたということでありまして、町のほうとしても全額回収できればよかったですのですが、こういう内容でございますので、今回は不納欠損処分とさせていただいたものでございます。

ほかにありましたか。

○4番（岩田 務君） 時効を延ばす手続なんかはしていらっしゃるのですか。

○税務課長（相馬孝好君） 時効を延ばす手続につきましては、差し押さえをすることが一番なのですが、財産のない方もいらっしゃいますので、そういった方につきましては、納税相談を実施して、納税誓約書、こちらを徴取するようしております。この徴取した日にちから5年間時効が延びますので、そうした手続を必ず踏むようしております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 岩田議員のご質問にお答えします。

住宅管理費の中の工事請負費の入居が何件かありましたかということなのですが、空き家対策として入居率を向上させるために浴室等の改修を行ったのですけれども、問い合わせは数件ございますが、現在のところ入居には至っておりません。でございますので、入居をしていただくように町のホームページ等でも掲載のほうはさせていただいておりますので、なるべく早く入居していただけるような手だてを考えてこれからもしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

農林水産事業農業振興費、19負担金、補助及び交付金の残金の理由ということでございますが、今手元の資料では詳しいものがそろいませんので、後日調べましてご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○4番（岩田 務君） 2点ほど。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 今お答えをいただきましたが、2点ほど。1点、済みません、僕、聞き漏らしていたのではなくて質疑をしていなかったかもしれないので、1点。まず、行政報告書のほうの10ページで、投資及び出資金が5,658万5,000円ですか、これについて多分聞いていなかったと思うのですけれども、169.5%増とありますけれども、こちらはなぜこのような伸びとなっているのか、伺います。

もう一点、先ほどの総務課長にお答えいただいた36ページの流用の件なのですけれども、こちらは、私も勉強不足で申しわけございませんが、目の中で流用というのは、同じ科目の中で流用というのはできないのかを伺います。その2点だけお伺いします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

済みません。これ私のほうも回答が漏れていまして、不用額が128万3,188円あるのに、初めの質問だと、何で流用したのかというようなことだと思っておりますけれども、こちらのほうは、先ほど言いましたように研修費のほうが5万円の予算で研修に行く回数が当初よりふえたための流用なのですけれども、この残った不用額なのですけれども、これが退職手当のほうの負担金が最後まで見込みがわからなかったもので、

どうしても流用ができなかった関係で不用額が生じてしまいました。この中では事業別で流用はできますので。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

行政報告書10ページの投資及び出資金、平成29年度より大幅に伸びているということでございますけれども、こちらにつきましては、要因は、秩父広域水道事業、こちらのほうに出資金のほうを出しておりますが、これが平成29年度と比較しまして2,830万円増額となったことから、それが主な要因といたしまして平成30年度の決算額が5,658万5,000円ということで増額をしているということでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質問はありませんか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 寝ているのではなくて大きな声で言います。

済みません。まず歳入のほうから、事項別説明書の29ページ、育英奨学資金元利収入ですけれども、85万円の収入未済額があります。これは1名で27万円と1名で58万円というのですけれども、85万円の未入がありますけれども、この方は長瀨町にまだ生きていますか、それとも町外で生存しているのでしょうか、それとも亡くなっているのでしょうか、そこのところをちゃんとお聞かせ願いたいと思います。

それから、55ページです。寝たきり老人手当47万2,000円が出ています。これは、6カ月以上寝たきりで、認定の基準は介護認定でいうとどの階級に該当するのか、おむつを使用するのも基準に含まれるのか、それを聞きたいと思います。

それから、69ページです。69ページの農業行政システムソフトウェア使用料51万8,400円となっております。稼働させるためと説明を受けましたけれども、これはことしから始めたのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

次に、71ページです。ここの19の負担金、補助及び交付金の中で、新規就農者等支援事業補助金50万円、産地パワーアップ事業費補助金208万3,000円、未利用地の利活用促進事業費補助金99万5,000円が載っておりますけれども、これはどういう方にどういうふうにとということで、どういう目的でやったのか、それをもう少し詳しく知りたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、それから、77ページです。77ページの橋梁修繕設計業務委託料、105橋やりましたうちの4つの橋がすごくもう危ないということなので、この4つの橋のところがどこか教えてほしいと思います。

それから、79ページの住宅管理費です。住宅管理費ですけれども、この中で、施設修繕費とか需用費のところにあるのですけれども、入居している人が新しいいいうちをつくりました。出ます。それから、あとはどこかもう少しいい場所に行きたいからと、移動しますというときに、入っていますと、町営住宅の規定か何かあるのかもしれませんが、「出るについては修理してから出てくださいと言われていたので、出るにも出られねえんだいな」と、それで「修理で全部直してみると50万なり100万なりかかっちゃうからな」ということがありますので、塚越団地なんか行ってみると、もう入っていないうちというのは、周りを見る限り、修理しなくてももう出てしまって、それでそこをぶっ壊してどうにかすればいいのではないのかという案もあるかと思えます。そこで、今も出るについて修理してからということが実施されているのか、それを伺いたいと思います。

それから、育英費です。87ページの育英費。入学準備金とか何かがあったら、育英奨学資金で不用額が

112万円もあるのですけれども、これはよく考えておりますと、入学金が、大学などに受かったり高校なんかには受かりますと、そうすると「納入期限に間に合わないから、しょうがねえ、日本育英会のほうに借りるか、それとも利息がつくけれども、違うほうの奨学資金を借りてするか」というので、これはどうにか前倒しとか何かになって、せっかく無料で貸し出しをしてくれている町の子供たちが励みになるような。

「だめなんだいな。長瀬はもたもたしているからな、借りられねえから、利息が3%でも借りなくちゃならねえんだいな」という話もよく聞きます。そうですので、そこのところを今度は考えてもらって、貸し出し、決まったらすぐに入学金だとか何かに間に合うようにできないか。それをお聞きます。

それから、今度は行政報告書です。行政報告書のさっきも重複いたしましたけれども、56ページ、農業振興事業の実施状況です。事業名を出して、事業内容が土壌病虫害防除費補助、ちちぶ農協長瀬支店1万2,400円、農協長瀬支店には2万6,000円、農協長瀬支店3万5,000円というので、次のほうの有害鳥獣防止柵、8人で19万円ですのでいいのですけれども、次の新規就農者等支援事業費補助金、1件で50万円やっています。それから、産地パワーアップ事業費補助金で、3件で208万3,000円やっています。未利用農地の利活用促進事業費補助は1件で99万5,000円やっています。

これは、よく農業のほうの団体だとか企業というのは、3年間は補助金があるけれども、3年が終わってしまうと、みんな何もかもというふうに、へなちょこでみんなだめになってしまって、ずっと継続している事業というのがないように私は思っています。もしあったら教えてほしいと思いますけれども、ないと思っていますので、この人が、そうすると、回答がいつでも、個人だから言えませんと言ったけれども、でも考えてみれば税金を皆様に配ってやっているわけですよ。ですから、責任ということもありますので、どなたとどなたとどなたがやっていますと言われれば、もし会ったときに「おたくさまが頑張っているのね、やっくださいね。長瀬町の農業のためにあなたが核になるようにやっください」ということも言えるのですけれども、誰がなっているのかわからないのではどうしようもないという状況ですので、ここはぜひ教えてほしいと思います。

それから、パワーアップ事業補助金とか機械の購入とか何かで終わってしまいましたとかという、農業の金が余っているのということもあるかとも思いますけれども、氏名を言ってもらえば、後で、私なんかはおしゃべりだから、励ますというので、「あんたがやっているのね、すごいね。偉いじゃない」というのでできると思いますので、ぜひその名前を知らせてほしいと思います。

それから、さっきも言いました64ページは、橋梁の4カ所を教えてください。

それから、介護保険です。介護保険のずっと前のときには、よくいろいろ、介護保険が始まった後は、何人、何人、何人ですと言われたのですけれども、このところそういうのが全然なくて、施設がいっぱいできてきておりますので、今度はそっこのほうに、待てないからと言うのですけれども、その中で3の要介護・要支援事業対象者認定状況のところについて教えてほしいと思います。

それから、待機者が何人で、それで要介護の認定施設に入るためには、要介護4、要介護5のうちで、大体皆さんが要介護4か5にならなくては入れないよというのでも聞きますけれども、要介護3でも入れるという人たちもいますので、それがどうなっているのか、それから待機者が何人いるかということを知らせてほしいと思います。

それから、94ページです。介護予防事業で、元気はつらつサポーター養成事業で研修会なりサポート事業なんかもありました。それから、介護予防事業で65歳以上の高齢者に対して介護予防普及啓発活動を行ったと。延べ人数が、すごい、全部を足しますと6,000人にも。もっともっと多く人数があるのですけれ

ども、ここのところで町長に提案なのですけれども、こういういろいろな体操とか何かいろんなことを要支援事業でやったときに、お墨つきの認定書を送ってやったらどうでしょう。すごく励みになります。それで、それをもらった人が「私、何かもらったのよ」と言ったら私が言ってやります。「すげえじゃね、すげえじゃね、それじゃ年をとって死ぬまでモリモリ体操にいっぱい行って、介護にならないように一生懸命頑張って、それで、あんたなんか、考えてみれば認定書のお墨つきだからすげえやな」と言ってやりたいと思いますので、そこのところは町長がどう思っているか、それは町長にお聞きしたいと思います。お金は幾らもかかりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 要望はしないでください。質疑以外は。

○8番（大島瑠美子君） 要望はしないの。では、お墨つき認定書は結構です。議長がだめだと言うので。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 大島議員の質問にお答えいたします。

決算書に載っております育英資金貸付金元利収入の収入未済額が85万円あるということで、返還をされない方がどんなふうになっているかということなのですが、どなたも町内に今も在住している方でして、どちらの方も事情があってなかなか返せないということで、面談のほうはして、督促のほうはしております。

1人の入学準備金のほうを返還されない方につきましては、入学するに際して、入学にお金がかかったご本人が仕事につけなかったということで、アルバイトをしていたのですけれども、最近になって仕事についたので、本人が返すようにしていくということを聞いております。

また、育英奨学資金のほうの償還がなかなかできない方につきましても、昨年度から面接をしまして、少しずつは入っていくということで話をつけております。

あと歳出のほうの奨学金の関係なのですけれども、入学のほうの準備金、これが申請から交付までがちょっと時間がかかるから借りる人がいないのではないかということについてなのですけれども、申請の際には、学校長の推薦書ですとか入学決定通知書の写し、あと世帯の全員の住民票の写しなどをそろえていただくことになるのですけれども、その後教育委員会で審査をしまして貸し付けの可否を決定しているような事務手続になっております。今後は、もっと手続がスムーズに済むような周知を図りまして、スピード感を持って対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

決算書は55ページですか。寝たきり老人の手当の関係だと思います。寝たきり老人につきましては、65歳以上の疾病により常時寝たきり、それから重度の認知症で、その状態が6カ月以上の方がというのが基準となっております。また、施設に入所している場合は対象になりませんので、その方に対して支払いをしているという状況でございます。

先ほど障害のほうでもありましたけれども、施設に入る方も多いものですから、施設に入った場合は寝たきり老人手当が出なくなるということでご理解願いたいと思います。

次に、介護保険の関係のご質問だったかと思います。介護保険の特別養護老人ホームの入所等につきましては、必ずしも要介護度が高い方が入所しているという状況ではないようでございます。それぞれの施設に申し込みをして、あきが出たという形でどんどん入れるという形になるわけなのですけれども、要介護が

3の方でも4の方でも、たまたま申し込みをしている施設に亡くなった方がいてあきが出ましたということを入れていたような場合もありますので、必ずしも高い方ということではないようです。特に東秩父に新しい特別養護老人ホームができて、そこはことしに入ってから何人か長瀬の方が結構スムーズに入所できているというふうな状況はあると伺っております。

次に、待機者数については、入所希望調査というのを県のほうで毎年とっております。その結果、平成30年度は18人で、現在、ことしの調査結果としては17人になっておりますので、決算のほうは平成30年度でございますが、待機者としては1人減っているというような状況でございます。

はつらつサポーターの件は、いいですか。要望とか言ったさっきのお墨つきの。

○8番（大島瑠美子君） いいです、だから。それはいいです。

○健康福祉課長（中畝康雄君） ただ、はつらつサポーターの回数が多いというのは、必ずいろんな事業に出て、その場でいろんなお話を高齢者の方にしています。その積み上げでカウントしていますので、ちょっと人数が多くなっているという状況です。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、農業システムがいつから導入されたかということですが、こちらは、去年はもちろんあったと思いますが、導入時期というのは、申しわけありません。手持ちの資料にありませんので、違った場合は後でお答えいたします。

それから、71ページの扶助費と行政報告書の56ページの農林振興対策事業の新規就農者等支援事業費補助、それから産地パワーアップ事業費補助、それから未利用農地の利活用促進事業の補助について、どなたが対象となるかということかと思われま。

パワーアップ事業につきましては、ブドウ組合3者の方にお支払いしてございます。皆さん、同じ高田さんという方で、どの辺まで言えばいいのかな。ブドウ組合の3者の方ということで、とりあえず。申しわけありません。

それから、未利用農地の関係でございますが、長栄建設さんで、ソバ畑を拡張していただいております。

○8番（大島瑠美子君） 未利用農地の利活用が長栄建設。

○産業観光課長（玉川 真君） はい。新規就農者の支援事業につきましては高橋しめじ園さん。

○8番（大島瑠美子君） 新規就農者等事業、これは高橋しめじ園さん。

○産業観光課長（玉川 真君） はい。ということでございます。

あと補助金の内容が3年で終了するかということですが、これは特にそういったことはございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、大島議員のご質問にお答えします。

まず、2点あったかと思うのですが、町営住宅の修繕をしてから退去するかということなのですが、現在もふすまと畳、そういったものはかえていただいて、町のほうから担当が検査に行って退去という形をとらせていただいております。

それから、橋梁修繕のほうの4カ所なのですが、橋の名前がついておりませんので、全部、何と言った

らいいかあれなのですけれども、本中85号線、旧消防署があったところを。

○8番（大島瑠美子君） こっち。右行く。左。

○建設課長（若林 智君） いや、こちらから行くと左です。線路側に入って行って、そこを行ったところに本中85号線というのが通ってしまっていて、そこは人道橋で車とかは通れない橋なのですけれども、そこがまず1カ所と、それから本中123号線、それから本中30号線、それから本中142号線、この3カ所は全て唐沢地内です。梶野建材さんの資材置き場に入って行って、ことし工事するのが1つ、大スルリというところで無名159号橋というところと、それからそれ奥に行ったところに2橋あるのですが。

○8番（大島瑠美子君） 黒沢孟文さんのところですよ。

○建設課長（若林 智君） はい。そこが2カ所ありまして、全部で4カ所ということになります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 済みません。先ほどの岩田議員の質問に1つ答えていなかったものがございまして、確認してわかりましたので、お答えしたいと思います。

歳入のほうの決算書24ページ、中学生学力アップ教室事務費県補助金の当初予算が41万円だったものが決算で14万1,000円になった理由ということだったのですけれども、いろいろ資料等を確認しましたところ、この事業が平成30年度から始まった新規事業でございまして、当初予算で見込んだ段階では、講師の謝金として見込んだ事業の経費を計上するところでは特に補助の上限額がなかったのですけれども、申請した際に県からの指摘によりまして、講師の上限がある枠のところを経費を持っていきなさいということで上限額があったことによりまして、対象経費が下がったことによりまして補助金が減ったというものであります。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） 続き。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 再質問。56ページの未利用農地の活用促進事業費補助金、1件でさっき言いました99万円が出ていますけれども、これは幾らか違うところにつきましては、ブドウ組合とか、それから高橋しめじ園なんかは多分やっているところに補助金を出したから売れたり何かしているのですけれども、長栄建設さんがやっている補助金につきましては、いろいろ皆野農協に出したりとか、違うところで販売とか何かしているのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

未利用農地の関係で長栄建設さんがやっているソバの関係、出荷しているかどうか、こちらにつきましては今手元の資料でございませぬので、後でお調べしてお答えさせていただきます。よろしく願います。

○8番（大島瑠美子君） 何ヘクタールでやっているのかな。99万円もやっているのだから。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、最初に、総予算の中にシステムであるとかハードウェアの委託料というふうなことが大分出てくるのですけれども、例えば校医さんの検診とかそういうのを差し引いて私は計算

してみました。これはもうどうしてもというようなのは、それを計算したならば、使用料と利用料を含めて4億4,329万9,818円。これは、どれを入れたかどれを抜いたかということで計算の仕方は違うと思いますが、4億4,000万円かかっていると。

これについて、これはどうしても仕方がない、これがなければ庁舎は成り立っていかないと、そんなふうなことに今なっているのだと思うのです。でも、余りにも多いと、十何%を占めていると、委託料が。ということで、この見直しをどうにか考えていけないのかということがまず第1点です。

先ほど言いました額につきましては、計算の仕方によって、まだ括弧書きで入れたほうがいうのもありますから、必ずしもあったという金額ではありません。その中でも、税の徴収というふうなところでは、何回も出ていますが、徴収率というのが平成29年度ですか、埼玉県内でも昨年89.6%で徴収率が最下位だったのですよね。ことしは88.75、88.8%ということは、やはり悪化しているというふうに見られると。これは、理由も何回も出てきているのでわかりますけれども、例えば町民サイドで町民税の収納率が埼玉県で一番低いと、何でだと、そんなふうな疑問も起こるだろうと。

ただし、そういう企業の倒産とか云々とかいうことがあって、それは「じゃ、あそこのうちのせいだ」とかそういうふうになってもうまくないと思いますが、何かにつけてそういう税務課として徴収率が低いではないかというふうなことに対する対応というのですか、どうなっているのかなということが1点。

それから、これは同じようになりますので、徴収税、徴収費でコールセンターとかコンビニの納付というふうについては、これ11.65%になっています。これは効果が上がっているというふうなことも先ほど聞きましたが、それ以外がほとんど委託料と利用料金になっていると。これは、最初に言った委託料等のところで、税務課で答えていただかなくてもよろしいかとは思いますが、そんな状況であると。

続いて、全体の経費というふうなことで、まず地方公共団体の財政状況の弾力性を判断するための指標は経常収支であるというふうに言われています。先ほど監査委員様からもそのようなお話が出たと思いますが、経常収支は91.9ですよ。となると、昨年より弾力性というのでは悪化しているのではないかというふうなことで、これについて何課になるかわかりませんが、お答えをお願いします。

さらに、行政報告書の10ページ等に出ているのですが、公債費比率は昨年度9.9%だったのが11.9%と、ちょっと上がったと。失礼しました。昨年11.9で、違いますね、一昨年か、平成30年度は12.6です、実質公債費比率。この点について。

あと将来負担比率についてはよくなっていると。よくというのですか、改善されていると。平成30年度は99.2で、101.9から幾らかよくなったと。ただし、秩父管内では非常に低い状態にあるというふうなことで、この将来負担比率を、これは大変計算が難しいらしいのですけれども、どのように減らす施策をとっているのかということについてお願いします。

続いて、17ページに、これ収入のほうで歳入のほうです。使用料及び手数料収入というのがあるので、そこに2 土木使用料、3 教育費、農林水産業、商工費とあるのですが、それぞれ額が出ています。この使用料というのは、多分土地の使用ということなのかなと。もし土地だとすると、この使用料というのは、平米当たり幾らとかいう、そういう単価が決まっているのかということ。決まっているか決まっていなかで結構です。

それから、25ページから27ページの財産収入というところで、財産運用収入、それから財産貸付収入というところ、これ33.83%と22.47%になっています、これ計算すると。このちょっと低い理由。もう一回、25ページから27ページの財産収入における財産運用収入、また財産貸付収入、ここのところの差がわから

ないのでお願いしたいと思います。

それから、歳出のほうで、総務費全体の中で、総務費が全体予算の中の26.67%です、計算してみると。全体の中の総務費が26.67%と、かなり高くなっていると。そのうちの総務管理費の給料とか、そういうふうなところを見て、先ほど67人の職員分の給料等というふうなお話があったのですが、67人中特別職が何人で一般職が何人なのかと、それをお聞かせ願えればと思います。

あと、その全体予算の中における人件費なのですが、多分6億3,009万7,000円ですか、ということで人件費比率が19.2%になっていると思います。私が調べたところだと、出典先によって違うようなのですが、市町村平均は15.7%と書いてあるところもあったし、18.1%と書いてあるところもあったと。これ人件費比率がいずれにしても市町村平均より高くなっていると。特に秩父管内を見ても、人件費比率というのですか、高いような気がします、これについてどのように改善すると、または検証しているかという点についてお聞かせ願えればと思います。

あと、一度出ましたので、企画財政のほうでプロモーション事業についてなのですが、平成30年度はもうこれは10回で50人やられたというふうなことなのですが、プロモーション事業というのをマーケティングで調べてみると、ちょっと難しいのですが、4Pというふうなことで言われています。何を、幾らで、どうやって、どこでと、これが4Pと。これを英語で言うとみんなPがつくのですが、プロモーションということは、ブランドを好きになってもらうという広告とは違うのだと、購買を決定してもらうための活動と、購買を決定してもらうための活動が、これがプロモーション事業だと。だから、企画財政課でプロモーション事業を行ったと。まだ検証がなされていないというふうな話もございましたが、これは将来的にプロモーション事業を行って移住者はこうなったとか、ぜひそのような形で報告を、後日でも結構ですから、していただければと思います。

次、43ページ、みんな決算書のほうです。長瀬地区公園の整備工事費です。これについて、落札価格が工事費だけです。トイレとか含めません。3,400万円でした。ところが、整備工事費が3,774万4,920円支出されています。ということは、落札価格より高くなっているというふうなことで、どういう理由かなということをお聞きしたいと思います。

続いて、世代間交流センター、いわゆるひのくち館です。警備費は出ているのですが、事業費が計上をここにされていません。違うところで、教育委員会のほうに出ているのかなというような感じがしますが、警備委託料が出ていて事業が載っていないので、どうなのかなということ。

それから、農林水産業費、対前年度プラス23.6%というふうなことになっていますが、井戸地区公園で1,324万7,280円、これを引いてしまうと、農業振興における要するに業績評価を、ちょっと難しいと思うのですが、どうなっているのだろうと。井戸公園ができたおかげで農業振興にどういうふうに寄与するのだろうということが、あの公園自体が農業振興費から補助金が出ているからということでやむを得ないというような考えなのかどうか、お聞かせ願えたいと思います。

あとパワーアップ事業につきましては、昨年度出たことなのですが、5件のうち3件というふうなことで、ブドウ農家が5件だったと。しかし、3件だけというのは、これどういうふうな形で3件を決定したのかと。また、それに対してクレームというのですか、どうしてというようなことはなかったのかどうかについてお聞かせ願えればと思います。

さらに、未利用農地、先ほど出ましたけれども、ソバをつくられているというようなことについて、これどういうふう呼びかけているのかと。前、例えば長栄さんは長瀬で、目にいいというやつは何だった

か。

〔「ブルーベリー」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） ブルーベリーというのもやりましたよね。あのときも、たしか出てきたのです。だから、これは悪いということではないです、未利用地が減れば。ただ、ほかでもそれではこういう補助金をもらってできるのかと、これはさもなければ指定がなければできないとか、そんなふうなことがあるのか、これについてお知らせ願えればと思います。

あと75ページにあずまや建設と、あずまやのほうを交番跡地につくりました。これについては、運搬をしてきたのが何か崩さないで持ってきたような感じだったのですよね。あそこに建設したと。あずまやには、ものづくり大学寄贈と書いてあるわけなのです。あれは、あくまでも寄贈なのですか、それとも建設費が大分かかっているのですが、そここのところがわからないので、寄贈されたものをあそこまでするのにこれだけ予算がかかったかどうかというふうなこと。

あと産業観光課が多いのですが、観光用トイレというふうなことにつきましても、長瀬アルプスと岩田公園は清心会さんのほうに委託しているというふうなことなので、これは工夫によって、観光業者さんも負担するとかそのようなことで、受益者負担やその他の方法等で何とか清掃費をもう少し少なくできたのではないのかなというふうなことについて。

もう一点、桜管理業務についてなのですが、100万円だったのが90万円になりました。平成29年度までは100万円でした。90万円になったと。これは桜の管理だけなのか、それとももう少し含んでの観光協会への委託なのかというふうなことについてお聞かせ願えればと思います。

あと77ページに道路除草作業業務委託料というのと、同じところで道路愛護保全管理業務委託料がほぼ同じ金額で出ています。120万円ぐらいと140万円ぐらいということで、この2つの内容の違い。あとは、どの町道等ですか、町道ではないかもしれませんが、その場所、全町的なのか、それについてお聞かせ願えればと。

次、79ページの道路整備費の幹線1号線整備事業、これ支出済額が3,907万9,440円と、落札を見ると3,365万5,000円と、これも落札額をかなり上回っていると。特にこれについては、完成後まだ5カ月しかたっていないのに、のり面の崩壊やフェンスの傾きで今カラーコーンが置いてあります。こんなふうなことがあって、これは多分整備し直さなければなのだと思うのですが、これは工事確認は町で当然やって始まったわけですよね。だから、あの改修にはこれからお金がかかるのかどうかと。特に崩壊というのですか、が起こったと、落札よりも高い金額になったのにそういうことが起こったということについて質問します。

次、83ページの防災対策費で、防災行政無線、大体毎年、多分これ2年に1回ずつ半分に分けて点検していると思うのです。317万5,200円、大体毎年かかっているようです。これ2サイクルぐらいにして隔年ぐらいにすれば、この予算も減るのではないかなと思いますが、それはできないのかどうか。防災行政無線の点検です。これは、やってしまった金額についてですが。

あと全国瞬時警報システムの受信装置委託料というのが291万6,000円ありますが、このJアラートか何かで月1回何か放送しますよね。あれのどこに委託しているのか。このJアラートの器具を取りつけるのにこれだけお金がかかったのかどうか、わからないのでお願いします。

あと83ページの自主防災対策費、これは補助金が出ているのですが、これ埼玉県の統計を見ると、長瀬町は自主防災組織が90.5%、20団体、組織率がということになっているのです。これ多分県のほうに出て

いるのだからそうなのだろうと思うのですが、自主防災組織ですか、本当にそんなにできているのかなと私は疑問に思うのですが、自分が住んでいる区を考えてですが、これは20団体でいいのでしょうか。

あとは、これはしようがないことなのですが、第一小学校、第二小学校、中学校の学校予算を人数で割った場合に大分差が出てくると。学校を運営すると仕方ないことかと思いますが、どこがどうかとは言いませんが、1人頭だけで計算すると、4万936円、8万5,389万円、6万6,561円、差が出てしまっている。これは、もう少し、学校を存続させるなら余り差ができないように、特に小学校同士はできなかったのかどうかというふうなことについて。

あとやっぱりこの教育委員会ですが、テニスコートの土地の借上代、プールの土地の借上代、公民館の土地の借上代、これは例えばテニスコートだと58万7,812円年間かかっていると。もう相当何年もたっているのですよね。10年だと、例えば587万円です。これは、前公民館のときで町長に質問したとき、これはそういう契約だからだめなのだというふうな答弁だったので、多分そういうことなのかと思うのですが、契約のし直しというのですか、そんなふうな形で、これをそうでもないから永久的に借りていくのだとすれば、大分お金がかかります。買うよりはるかに高くなってしまうということなので、そんな努力をするつもりがあるのか、いや、それとも30年契約だから30年間はできないのかと、そういう根拠を示していただけたらと思います。

97ページの塚越グラウンドの改修についても、落札価格が2,400万円、工事が終わったのが3,000万円ちょっとというふうなことで、やはり完了額が高くなっているということについて。

続いて、国民健康保険税特別会計について。国民健康保険税滞納繰越分の収入未済額と不納欠損額を合わせると大分多くなり、収納率が81.2%と低いのは、生活支援をしなければならないような世帯がふえているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

さらに、特定検診受診率が多分36.8%だったかなと。特定保健指導受診率が15.2%だったかなと思いますが、国の平均を大分下回っているというようなことで、受診率により還付額があるはずなのですが、それについて利益を受けているかどうかについてお聞かせ願えればと思います。

あと介護保険給付費のところで、現在の要支援者数と要介護者数、人数をお知らせいただければ、それをお聞きしたいと思います。

あとこの中で、148ページですか、この事業の中で地域支援事業の介護予防生活支援サービスというのは各市町村が主体となっていく事業であると。これは、65歳以上の高齢者も利用できるとなっているわけなのですが、こういうふうなことについてなかなか町民は知らない。実際自分がそうになってみて、利用しなければというふうなことが多いと思うのですが、これは65歳以上は誰でもできるのかわからないのですが、そういう周知を町として高齢者にしているのかどうかというふうな点についてお聞かせ願えればと思います。

最後に、行政報告書の31ページ、行政報告書の中で私が気になるのは、介護予防事業云々とあるが、当施設設置目的は地区の事業というふうなことで書いてあるわけです。これは、地区の事業ではなくて、いきいきセンターですから町ではないかなというふうなことがあるので、どうして地区という言葉がここへ出ているのかどうか。

あとこれは、健康福祉課さんなのですが、先ほど幼稚園の入所児童数が違ったのですが、保育園も1名違っているのではないかなと思いますが、1,845人ではなくて1,846人かなという気がします。

最後に、行政報告書の長瀬駅前モニュメント運営管理というふうなことでお金が出ていますが、これは

実際に動いていないのだけれども、あの辺の清掃とか、そんなのも含めてとか、小さいモニターを出しているからというふうなことでいいのかどうか、これはさらに続けていくのかどうかについてお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。50分まで。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時52分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員のご質問に順次お答えいたします。

まず最初に、全体的なお話ということでございましたので、システム関係の経費を算出していただいた結果、約4億4,000万円ほどかかっているという中で、見直しを考えられないのかというご質問だったかと思えます。

こちらにつきましては、予算編成の段階においても必要なシステム、改修等々も必要になってまいりますし、導入も必要になってくる場合もございます。こちらにつきましては、その段階で必要性については十分にヒアリングのほうをさせていただきながら、入れるものは入れる、入れないものは見送るという形でまずやらせていただいているということでございます。

また、導入した後につきましても、その経費の執行に当たっては、例えば私たち企画財政課で申し上げれば、市町村で共同で調達するといった、そういったシステムを個々で整備するよりかは共同で調達したほうがコストが抑えられるといった、そういった取り組みというか、こともございますので、そういったことをしながら経費のほうはなるべくかけない方向で考えてまいりたいと思っております。ですので、金額自体はそうように出てしまっておりますけれども、引き続きこちらにつきましては、今のような執行の段階でも、そして予算を組む段階でも、見直しは常々図ってまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、財政の指標の関係でございますけれども、まず経常収支比率につきましては今年度が91.9%ということでございます。昨年度が91.8%ということで、0.1%プラスになったわけでございます。こちらの要因といたしましては、今年度、平成30年度におきましては、普通交付税など歳入のほうが前年度より下回っているということが大きいと分析をしているところでございます。人件費であったり、扶助費、公債費、そういった義務的な経費の部分、一般的にかかると言われていた経費につきましては例年どおりという形になってございますので、こちらはもちろん他の市町村、特に郡内と比べましたら高いという状況も把握をしておりますので、引き続きその部分につきましても改善ができるように取り組んでまいりたいということで考えてございます。

続きまして、実質公債費比率のご質問かと思えますけれども、こちら実質公債費比率につきましては、今年度12.6%という形になっているところでございます。前年度比0.7%プラスということになってございますけれども、こちらの要因といたしましては、今申し上げましたとおり普通交付税、そして臨時財政対策債発行可能額、こちらが平成30年度は平成29年度と比しても減少しているという状況でございます。

その結果、標準財政規模のほうが小さくなっていることが原因となっておりまして、12.6%ということで実質公債費比率が伸びているというものでございます。

そもそも実質公債費比率といいますのは、町の一般会計であるとか一部事務組合の支出のうち公債費、それに準じた経費を町の標準財政規模で割った3カ年の平均値となっているものでございますので、今申し上げた要因で、若干ことしにつきましては悪化をしてしまったということで認識をしております。もちろんこちらにつきましても悪化をしているということでございますので、こちらにつきましても改善できるように引き続き努力をしておりますというところでございます。

続きまして、将来負担比率でございますが、こちらは99.2%となっておりまして、前年度比マイナス2.7%ということで、こちらは改善をさせていただいているところでございます。将来負担比率は、町が将来負担することになっている負担額から負債の償還に充てる基金などを控除しまして、町の標準財政規模の額で割ったものとなっております。こちらにつきましては、町債のほうの償還を今頑張っているところでございまして、公債費も決算にも出ていますとおり非常に多くの金額が今かかっている状況になっております。

そういったことで、地方債のほうをしっかりと返還しつつ、もちろん各年度町債を発行するということは避けては通れないと思っておりますので、今までどおり公債費の中で地方債、町債を発行していくということは堅持をしていながら、こちらの将来負担比率をしっかりと下げてまいりたい。100%を何とか切ってまいりましたので、次は90%を切ったり80%を切っていくように引き続き努力をまいりたいと思っております。

続きまして、使用料及び手数料の関係で、手数料について申し上げますと、平米単価で決まっているかどうかということでご質問だったかと思えます。行政財産の使用料につきましては、行政財産の使用料に関する条例というのを制定させていただいております、例えば土地につきましては1平米月額300円という形で条例で制定をさせていただいているものでございます。

続きまして、財産運用収入のご質問だったかと思えますけれども、こちらにつきましては、町の普通財産の土地や建物を貸し付けしている場合に、こちらの1目で財産貸付収入、こちらは貸し家1件という形になっています。先ほど岩田議員からもご質問がありましたけれども、昨年度の決算書によりますと貸し地があったと思うのですが、そちらは先ほどご説明をさせていただいたとおりでございまして、そのような町が貸し家や貸し地をした場合にこちらに計上させていただくのが財産貸付収入となっております。

2項は財産売払収入となっておりまして、こちらはこちらの字のごとくになりますが、町が普通財産等を売り払いをした場合にこちらに不動産売払収入であったりだとか物品売払収入ということで計上させていただいているものでございます。こちらは、規模感としては非常に小さいものとなっておりますけれども、全体から比べれば非常に小さいですが、今申し上げたとおり、見込めるもの、貸しているものは適切に計上させていただいているということでご認識をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

まず、初めに人件費の関係ですけれども、一般管理費、こちらは35ページ、予算書に載っています一般管理費なのですけれども、こちらは特別職2人、議員さんがおっしゃるように職員は67人です。その中に再任用職員のフルが1人、短時間が3人含んでおります。

○5番（村田徹也君） フルは、今何人と言いましたか。

○総務課長（福島賢一君） フルが1人、短時間が3人を含んでおります。

なお、特別会計の国保3人と介護1人、それと教育委員会関係の教育長、教育関係部局の職員16人は含んでおりません、こちらの管理費のほうには。

それと、行政報告書のほうの人件費なのですが、こちらのほうの人件費には、職員はもちろん、議員さん、消防団員、各種委員、区長さん、あとは臨時職員を含めた人件費となっております。こちらが、率のほうがほかと比べると高いのではないかとということですが、私のほうが持っていた資料ですと、平成29年度ですと横瀬、東秩父がうちより多かったということになっております。その後、どうなっているかはまたわかりませんが、そのようなところを把握しております。

続きまして、公園のほうの関係で、当初行政報告書のほうの21ページですが、落札なのですが、3,400万円、これは消費税を含んでいません。決算のほうは3,744万9,020円ということですが、こちらのほうは工事を進めていく上で変更が生じまして、アスファルト舗装工、グラウンド舗装工、地先境界工、フェンス工等変更が生じたため決算のほうが多くなっております。

続きまして、自主防災組織の関係、あと決算書の83ページですか、一番上の防災行政無線設備保守点検業務委託料、こちらを1年ごとに半分に分けられないかということですが、こちらのほうはやはり緊急な場合があったときに放送ができないと困りますので、26子局もありますし、親局もありますので、年間2回点検しております。ですので、分けるということは考えておりません。

それと、その下の全国瞬時警報システム、こちらは議員さんが言ったようにJアラートでありまして、こちらのほうは総務省のほうの管轄になりまして、今回総務省から発信する情報量が昨年までの配信機器ですと処理速度により安定した情報が伝達できないということで、新たに新型受信機を更新するよう国のほうから要請がありまして、本町としても全国一斉ですので、こちらのほうの受信装置の設置工事を行いました。装置のほうを含めまして国のほうから来て、そちらの装置を購入しまして、また工事については防災無線とつなぐ関係がありますので、防災行政無線の保守点検を行っている沖電気工業に頼みましてこの金額となっております。こちらのほうは、緊急防災・減災事業債を活用して行ったものでございます。

続きまして、最後に、自主防災組織、行政報告書、決算書のほうの補助金なのですが、6万7,900円、こちらは昨年度は1行政区、行政報告書でいいますと68ページの一番下になりますけれども、上長瀬区に安否確認訓練時の啓蒙品、それとあと備蓄品の御飯等を配りました。その補助金として交付しました。それと、防災資材の購入ということで、防災テント2張を購入するのに当たり補助金を交付したものでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、村田議員からの町税全体の収納率が88.7%と全県順位が最下位の63位となっているが、その対策についてのご質問でございますが、町税全体の収納率が悪化した原因につきましては、岩田議員からのご質問の際にもお答えいたしました。固定資産税において企業の倒産による高額滞納事案があったことにより徴収率が低下したものでございます。

この滞納事案につきましては、平成30年8月から破産手続が開始されており、破産管財人の方からも、手続が完了するまでにはまだまだ時間を要するとの見解を伺っております。引き続き、手続が完了するまで課税が続くこととなりますので、徴収率の上昇は難しいと言わざるを得ませんが、明るい兆しが無いわ

けではございません。といいますのも、今回不納欠損額として処分させていただきました高額の滞納額が個人住民税、1つの税目に全ての税金がかかっておりました。それが全て滞納額に乗っかっていましたので、それが足かせとなって徴収率を引き下げておりました。

これまで個人町民税につきましては、現年分が99.4%で全県で第6位でした。ただ、先ほど申し上げました滞納繰越分、こちらが足かせになって全県で最下位という順位になっていましたので、今回不納欠損でそれが処分できたということで、次のもし順位を発表する際には10番以内に長瀨町も入ってきます。それは、個人住民税に限ったことでございます。町税全体となりますと、やはり固定資産税の大口の滞納事案がございますので、まだその手続が完了するまでは、それほど大きな徴収率の上昇にはつながっていないというふうに考えております。

それから、歳出の徴税費の削減についてのご質問でございますが、徴税費は徴税を賦課徴収するための経費でありまして、最少の経費で最大の効果を上げなければならないことは承知しておりますが、そのほとんどが適正な賦課徴収をするためには、必要不可欠な専門的知識を要する業務委託であったり、コンピューターのシステム利用料であったりということでございます。3月の議会でも申し上げましたが、現在の人員では、この膨大な課税データを一括管理して適正な賦課徴収を行うためには、どうしても外部委託やコンピューターに頼らざるを得ない状況もご理解をいただきたいと存じます。

しかしながら、費用が高いという思いは我々職員も感じておりますので、特に3年に1度の評価がえに伴う業務委託料については、契約方法を見直すなどの経費の削減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 先ほど村田議員の質問に1点お答えしていなかったもので、お答えさせていただきます。

防災組織の数なのですけれども、現在21組織あります。ただし、井戸の上、中、下と風布区は4行政区が一緒になりまして、井戸・風布地区災害支援隊ということで1つで組織をつくっております。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、ひのくち館の警備委託料が載っているが、ほかの事業費などはどこにあるのかというご質問だったかと思いますが、世代間交流支援センターひのくち館の管理経費につきましては社会福祉総務費で計上しております。光熱水費だとか電話料と、先ほど言われた警備委託料、それ以外の午後ですとか、学校の長期休暇のときは放課後児童クラブとして利用しております放課後児童クラブ室の人件費であるとか、それ以外に伴う需用費であるとか、そういうものにつきましては児童福祉費のほう、また子育て支援事業のもぐもぐタイムを月1回ひのくち館で行っておりますが、そちらについても児童福祉費のほうで計上しているということでございます。

次に、特定健康診査でございますが、特定健康診査のほうは行政報告書の85ページのほうに昨年度の受診率のほうを載せさせていただいております。39.3%、これは特定健康診査プラス国保の人間ドックを受診した方も特定検診と同じ項目をやっておりますので特定検診としてカウントできるということで、それを含めた形での数字が39.3%となっております。こちらの受診率につきましては、秩父郡内1市4町、それほど大きな違いはございません。ただ、どこも受診率が低いということで、それぞれ工夫しております。

て、昨年度は長瀬町におきましても5年未受診であった方については勸奨を行うなどをいたしました。

次に、介護保険の要支援・要介護の人数ということですが、これも行政報告書89ページに載っております。要支援・要介護の合計は425人でございます。昨年度と比較して5名ですか、増という形になっております。

また、平成28年度からは、行政報告書の下に二重丸で書いてあります事業対象者という制度ができました。要介護の認定を受けずに事業対象者の認定を受けることでサービスが利用できるというもので、こちらが25名という形でございます。

○5番（村田徹也君） 済みません。もう一回、要支援と要介護。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 行政報告書の89ページにあります。425人、事業対象者が25人でございます。要支援から要介護1、2、3、4、5の内訳は、それぞれ載っております。

それから、行政報告書の31ページのいきいき館のことだと思います。いきいき館の地区の介護の拠点となっているということに関してのご質問だったと思います。高齢者障がい者いきいきセンターにつきましては、あそこを建設する当時、地域の方から地区の集会所がないので利用できないかというような要望があったと聞いておまして、地域の元気モリモリ体操のチームひまわりという方々が毎週月曜日利用をしているということから、地区の介護予防の拠点として機能したという表現にさせていただいているということでございます。

それから、保育所の人数でございます。これは失礼いたしました。私も改めて計算しましたら、議員がおっしゃるとおりでございます。3歳児の縦計が731人ではなく732人でございます。また、高砂保育園の横の計の合計が1,104人ではなく1,105人でございます。最終的な総計が1,845人ではなく1,846人が正解でございます。今後気をつけていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、決算書の148ページの地域支援事業の関係のご質問だったかと思いますが、介護保険の事業、介護予防事業なので、65歳以上ということで町として周知しているのかというようなご質問だったかと思えます。介護予防の事業につきましては、元気モリモリ体操ですとか歌の教室だとか脳トレ、介護予防事業でやっている事業につきましては全て65歳以上が対象ですという形をうたっております。

ポイントカード事業というのを昨年度から始めましたけれども、ことしはちゃんと65歳とわかるように明記させていただいたのですけれども、ちょっと小さいかもしれないので、わかりやすく表示していくように気をつけたいと思えます。

あとお金が特定検診で戻ってくるか何とかという話につきましては、国保のほうの所管になりますので町民課のほうでお答えさせていただきたいと思えます。

健康福祉課からは以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、農林水産事業の井戸地区公園のことについてでございますが、こちらにつきましては行政報告書59ページに書いてございますとおり、当初の農林公園整備から長い年月がたっており、公園利用者や地区住民のニーズが変化していく中で、公園利用者及び地区住民が安全で快適に利用できるような地区公園として再整備をするということでやらせていただいた事業でございます。

こちらの事業を行うことによって農林水産事業のことがどのようになるかということでございますが、井戸地区に公園ができるということにつきましては、井戸地区の方の防災上の避難場所ということで有効

に活用できるということと、農業従事者以外の方にも利用が図れ、そちらの公園利用の関係の若い世帯の方の定住促進が図れるものというふうに考えてございます。

続きまして、パワーアップ事業の3件をどのように決めたのか、またはクレームがあるのかということですが、こちらにつきましては県のほうの事業として去年始まりまして、秩父郡のブドウ組合が新たに対象になったということで、秩父ブドウ組合の一員である長瀬のブドウ組合にもお話があったと。その中の6件中の3件の方についてのみ手を挙げていただいて、補助対象の申請を行い、候補となって事業を行ったというものでございます。特にクレーム等はうちのほうには届いてございませんが、国・県の主な事業だということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、続きまして、未利用農地の対象者をどのように呼びかけているのか、こちらにつきましても県のほうの事業をうちのほうで紹介を受けて窓口になってやるというふうな形でございまして、埼玉県が関係機関と調整をしてやるということと、耕作条件などについては中間管理機構を介しての改善整備が必要だということ、それから生産支援者事業としまして生産団体などで地域特性を生かした作物などをつくる事業などに助成するというふうな条件がございまして、そちらの中で長栄建設さんのほうに県より話があつて実施させていただいたということでもございます。

また、あずまやの建設の関係でございすけれども、ものづくり大学の卒業記念としてうちのほうで寄贈を受けまして、運搬できるように解体をした後、現地にて組み立てをするというふうなことで事業で上げさせてもらったものでございす。

また、観光用トイレの受益者負担についての部分でございすけれども、こちらについては、議員さんのご意見等も参考にしながら、先進地であります観光地のトイレトパーの有料化ですとかトイレの清掃協力金、それからボランティア育成活用などを研究させていただきまして検討させていただきたいと考えてございす。

続いて、桜管理業務の90万円の内訳ということでもございますが、こちらにつきましては桜の管理の内容を専門で行ってもらつてございす。場所につきましては、桜並木、上長瀬から高砂交差点までと野土山、通り抜けの桜、町道井戸25号線の桜を、年間3回から6回、見回りいただくのと、防風雨などのときの枝折り等を随時行つていただいているものでございす。

それから、モニユメントの活用についてでございすけれども、今回の予算上、流水の部分の機能だけ残つてゐるということと、そちらのほうの予算を上げさせて処理させていただいたものでございす。よろしくお願ひいたします。

また、先ほど来大島議員からいただいでゐました再質問の中の未利用農地事業の長栄建設さんのおソバを出荷しているかということでもございますが、こちらについてはまだ収穫量が十分とれていないということと、自家消費のみというふうな状況になつてゐるというふうなことでございす。よろしくお願ひいたします。

また、岩田議員のご質問の中であつたものでございすけれども、農林水産業の農林振興費、19負担金、補助及び交付金の残高の金額の内訳でございすけれども、こちらにつきましては、農林振興対策事業として、狩猟免許の取得、種苗購入、病虫害の防除、防護柵の設置、農林観光振興事業の設備機械農業近代化資金利息補給金としての補助金を交付してゐますが、申請が想定をしてゐた金額よりも少なく、地域特産品開発事業補助金については申請がなかつたため、これらの補助金の執行残の積み上げによって生じた不用額でございす。

また、これらの補助金については申請が3月末日まで可能であるため、減額はできなかったということでした。

あともう一つ、新規事業の産地パワーアップ事業の関係でございまして、こちらが入札によりまして金額が下がったのですけれども、それが補正のときに間に合わなかったということでもございまして、その部分だけでも77万7,000円というふうなことでも出ておりまして、その積み上げということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

〔「いいです。どんどん続けてください」と言う人あり〕

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、道路愛護と道路除草の分けているところなのですが、町道除草のほうに関しましては、両方ともとりあえずシルバー人材センターさんのほうに委託をさせていただいております。町道除草のほうは、幹線3号線、幹線5号線、幹線7号線、幹線28号線、幹線36号線、長瀬55号線、井戸25号線の7路線を町道除草ということで委託のほうをさせていただいております。

それから、道路愛護のほうの関係につきましてですが、道路愛護のほうも除草等もお願いすることはあるのですが、主に町道等施設の維持管理ということになりまして、散乱しているごみ等の片づけですとか植樹帯などの剪定ですとか、それから舗装に穴があいていたりしますので、そういうところの穴埋め作業、それから交通安全施設等の点検・パトロール等を主に委託しているところでございます。

それから、もう一点、幹線1号線の額が上回っているということなのですが、こちら先ほどの公園と同じように変更契約をさせていただいております。当初通行どめで工事をやろうとしたのですが、ちょうど紅葉のライトアップに重なってしまう関係でございまして、交通誘導員をまず増員したということがまず1点と、それから工事の支障になる支障木の撤去処分ということで、大分太いケヤキとかそういうものがございましたので、そういうものを撤去いたしましたところが主な増額の原因となっております。

それから、歩道等の舗装が穴があいたり、いろいろ下がってしまったりしているところなのですが、あそこは10月に入りまして長栄建設さんのほうに修繕をお願いしてありまして、一応無償でということでもっていただくことになっております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

決算書の17ページ、教育使用料についてでございますが、これは使用料について決まっているのかという質問でございますが、それぞれ使用料については条例で決まっております。総合グラウンドについてはグラウンドについての使用料について決まっております。下の2つ、総合グラウンド管理棟使用料、総合グラウンド敷地使用料につきましては、行政財産の使用料に関する条例によりまして徴収をしているところでございます。

それから、歳出のほうの質問が3つあったと思うのですが、第一小学校、二小、中学校の学校の予算を人数で割った場合、大分差が出るというお話で、特に一小、二小の差を何とかできないかというお話でございましたが、各小学校とも人数は差があるのですけれども、設備の維持費ですとか消耗品など必要経費は同じようにかかる部分がございますので、その辺は多少の差が出てしまうものともちらでも認識はしております。

それから、次に、テニスコート、プール、公民館の土地借上代についてでございますが、プールの土地の借上代につきましては、平成30年度末に契約の借上げの更新がございまして、その際に交渉して、多少土地代を下げてくださいましてあります。

それから、公民館の土地の借上代につきましては、今年度末に契約が切れますので、その契約が切れるのに向けまして、また賃貸という形で交渉していく予定でございます。

あとテニスコートにつきましては、特に契約の期限が近くあるわけではございませんが、土地代等をよく確認をいたしまして、必要に応じて交渉していきたいと考えております。また、購入につきましても、購入したほうが良いということであれば地権者の方と交渉したいと思っております。

最後に、塚越グラウンドの整備工事、落札価格よりもふえているという理由なのですが、施工に当たりまして、防球ネットというものを施工しているのですが、掘削の方向を変更したことによりましてパイプを埋めるということになりまして、その部分に変更になっております。また、敷地内のほかの管理の関係で、3メートルの門扉では管理用の車の乗り入れが難しいということで4メートルの門扉に変更しています。また、ネットフェンスの位置を決めていったところ、フェンスの延長を少し多くする必要が生まれたので、その部分を変更しています。

また、路盤を工事するに当たりまして、グラウンド面の勾配を確保するために厚さが少し増したことによりふえております。また、あずまやを仮移動するというのではなくて、設置場所をきちんと決めて移設・固定して工事をしたために、その分がプラスになって変更契約となってふえているものでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 先ほど特定健診の関係で、これを上げることによってどうお金に反映するのかというようなご質問だったかと思っております。これについては、国保の部分ですけれども、決算書の111ページに保険者努力支援分という形で192万6,000円があるかと思っております。ここの評価する基準として、特定健診の受診率があるようでございます。

特定健診の受診率のほかには、がん検診の受診率、私どもでやっています胃がん、大腸がん、乳がんですとか、そののがん検診受診率であるとか、あと糖尿病になって透析になると医療費がかなりかかるということで、糖尿病の重症化予防という事業をやっているのですが、そういう取り組みであるとか、私どもの健康福祉課でやっている事業がかなり多くの指標となっておりますので、この辺のところは町民課と連携しまして、指標が高くなればお金も多くもらえるということの制度になっておるようでございますので、お金を上げるためだけでなく、皆さんの健康増進、それから健康長寿、健康寿命の増進という観点で対応ができれば、結果としてお金のほうはついてくるのかなと思っておりますので、引き続き町民課と連携して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 税務課長、国保の滞納のことについて。

○5番（村田徹也君） 再質問。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、幾つかあるのですけれども、まず。

○議長（野口健二君） 手短かにお願いします。もう時間が過ぎているのです。

○5番（村田徹也君） では、もう余りないので、高額医療者が何人いるかというふうなことについて。あ

と、ほかにもあるので、時間が過ぎていると言われるとどれを言っていいかわからないから、では個人的に、もう時間がということであれば、また課のほうにお聞きしてということにするしかないと思いますので。

○議長（野口健二君）　お願いします。済みません。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君）　それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

高額の医療者ということでございますが、今手元にございませんで、調べてお答えさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（野口健二君）　ほかに質問はありますか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君）　7番議員が、矢那瀬の拠点づくりですか、その話をしたのを伺いたいと思ったのです。よろしいですか。

○議長（野口健二君）　はい。

○10番（染野光谷君）　どんなふうになっているのだから。課長は、どうであろうと、どういふのだから、一応説明してください。

○8番（大島瑠美子君）　決算のやつではなくて。

○10番（染野光谷君）　関口君が言ったではない。矢那瀬の拠点づくり。観光課長だ。

○議長（野口健二君）　産業観光課長。

○10番（染野光谷君）　ここは簡単でいいのだ、12月議会でやるから。だから、簡単に説明してくれ、わかるように。わからないのでは困るから。

○産業観光課長（玉川 真君）　染野議員のご質問にお答え申し上げます。

矢那瀬地区の小さな拠点施設整備事業につきましては、現所在地元地区の方が運用・活用的なものにどのように携わっていただけるかについてのご意見を求めているところでございます。今後委員長さんを中心とされた状況につきまして私のほうで聞き取り等を行いまして、なるべく早目に実施できるよう頑張っていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（野口健二君）　次に質問はありませんか。

○10番（染野光谷君）　まだあるのだ。

○議長（野口健二君）　10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君）　この話は、あれすぐにできるかなと思ったのです、実際は。私も矢那瀬というと矢那瀬なのです、住所は。だから、何か話があるのかななんて思っていた。そうしたら、何もなくて。この前、俺が改選前のときになった話だったよね。それなので、これは7番が話をしたから話すのですが、12月議会でゆっくりとお世話になりたいななんて思っているのです。

○8番（大島瑠美子君）　12月までに頑張っておいてもらうのだから。

○10番（染野光谷君）　大島議員の言うとおりの。では、この話は。

正直なことを言って、課長。はっきりもうちよい言ってもらわないと、俺も耳がおかしくなったのだから、頭がおかしくなったのだから、わからないのだ。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） そうしてください、各課長さん。そんなわけだから。

○議長（野口健二君） わかりました。

○10番（染野光谷君） いいよ、12月議会で。

○議長（野口健二君） 次に、質問。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 土木関係について2点お伺いいたします。

決算書の78ページ、79ページのところで、幹線1号線の道路改良でありますけれども、途中までしかできない状態で年度内事業は完了してしまったのですけれども、3月までにできた、いわゆる新しいところが、川側が地盤が緩んで少しく手すり下がりが始まり始めたというようなところが見えます。ちょっと行ってみますと、やっぱり側溝から土が離れ始めているというか、そういう状況になっていて、ちょっと地盤が緩い状態のところなのだと思うのですけれども、あのところをやっぱりこう気づかれていると思うのですが、工事に瑕疵があったという状況ではないと思うのですけれども、これから保全していくについてどういうふうに考えているのか。結局工事が完了したばかりですけれども、実際のところ不完全な状態であります。ですから、その辺のところについて、これからの保全、また維持活動についてお伺いしておきたいと思えます。そのときの費用については、結局こちらからまた出さなくてはいけないのか、それとも結局その工事費の検討でできるのか、そういうようなこともあります。お聞きしたいと思えます。

それから、もう一つ、その前のページで原材料支給のところでもあります。かかった費用が92万4,000円、それから不用額は120万円という状態でありました。私が平成30年度中に質問した中で、やはり今原材料としてコンクリートが支給されても、それを結局その穴を掘ったり、道路を整備する事業をできる人が本当になくなってしまったので、町のほうで考えてもらいたいということを言ったのですが、実際のところ、町道というのは町がしっかり管理するのが町道だと思うのです。そして、本当に隣接している人だけが使うのではなくて、いろんな配達であったりとか、散歩であったりとか、いろんな人が利用するのが町道であります。

ですから、町がしっかりと、これ4メートルの整備ができないからもうだめだというのではなくて、しっかりと2メートル半であっても何でも、結局いろんな車両が通行していますので、そういう点をしっかり把握して、原材料支給の中にコンクリートプラス工事費。実際のところ建設業者等の協力を得ないと、今はもうできないほどの状態であります。それはもう当然わかっている。町道は町で管理するのだ、整備するのだということをお原則にして取りかかっていたらいいということ。そういうところから、この原材料支給につきまして、昨年度中に要綱を変えて、少しでも緩和して、少し工事費も出しますよということになればもっと申請等もあったのではないかと思うのです。そういう点について2点お伺いいたします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

1号線の改良工事について、地盤が緩んで側溝が下がっている、こちらのほうは町のほうでも把握はしております。何度か見回りをさせていただいております。

先ほども村田議員の中でもお答えしましたけれども、10月に入りまして、歩道の舗装の打ちかえですとか、あと道路面のところの下がっている部分、仕切りの部分のところの下がっている部分も含めまして舗装の修繕をお願いしているところでございます。

また、費用に関しましては、長栄さんのほうで負担をしていただくということで話のほうはついておりますので、10月に入りましたら修繕のほうを行わせていただきます。

それから、原材料支給のほうに関しましては、一応議員さんのおっしゃることも十分承知はしておりますけれども、なかなか舗装ですとかそういったこともなかなかできないところではありますけれども、今後前向きに検討させていただきまして舗装をさせていただくとか、工事費のほうを負担するとかのことも検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ないですか。はい。

これより、議案第42号 平成30年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今決算認定をいろいろ質問をしました。監査報告を読んだり、行政報告書の総論を読んだりしている中で、住民サービスがかなり低下して不用額が多過ぎるということで、私はこのやり方をもっと変えていただきたいということで意見を言いたいと思います。

○議長（野口健二君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

短く言うのは討論ではございませんので、毎度のことでございますが、まず決算書などで気になる点は質疑を行い、疑問のある細かい部分も確認させていただきました。全体的に見ますと、平成30年度の町長施政方針に基づいており、議会で可決した予算がおおむね滞りなく執行されており、それぞれの分野で効果もあらわれているようでございます。

しかしながら、ここ数年間は、ふれ愛ベース等の施設建設や公園、グラウンドの整備などが続いておりましたので、令和2年度の予算編成では、今回の決算での質疑等も踏まえ、また時の情勢や観光立町長瀬に向けた町長の公約、地方創生に向けた総合戦略に沿った新規の事業などが多数出てくることを期待しております。財政状況につきましては、監査委員の審査意見書に書かれておりますように、財政指数の財政力、経済収支比率、経常一般財源比率等も微増となっており、指摘のあった経常収支比率については、この中に借金の返済に当たる公債費の増加も含まれるので、起債残高を減らすためには仕方がない部分もあるのかなと考えられます。また、不用額につきましては、平成28年度1億4,400万円から考えると、平成30年度は1億500万円と27%減少し、努力があらわれていると思います。もちろん町税の収入の低下や施策の効果などについて改善点はございますが、予算に反対するほどの理由はないと考えられます。

何はともあれ、限られた財源を最大限に有効活用し、住民の要望や住民福祉等を改善していくことが行政の使命だと思いますので、今後も適正かつ効率的な行政運営を続けていただきたいと思います。

そういったこともしっかりと提言をさせていただきまして、私は今回の決算認定について賛成したいと存じますので、皆様にもぜひご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） それでは、反対討論はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 決算書のほうを見させていただきましたが、人件費比率が多少減ったとかいろいろなこともあります。行政報告書を見ると、社会保障に要する経費等が全予算の36.8%と、人件費も比率が19.7%と高くなっていると、経常的な予算執行が91.9%以上になっていると、自由に使える政策的経費が少ない決算と思われまます。

今後のこれからの進展を考えると、無理、無駄を省く町政執行の決算ではないと思います。この予算、決算状況を続けるなら、消滅可能性自治体からの脱却は不可能に思えます。税収の増加が期待できない中、身の丈に合った予算執行が必要ではなかったのでしょうか。皆さん、今が継続され将来につながるということを考え、判断していただければと思います。

以上。

○議長（野口健二君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 平成30年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野口健二君） 起立多数で可決されました。

よって、議案第42号は認定することに決定いたしました。

次に、議案第43号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は認定することに決定しました。

次に、議案第44号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は認定することに決定しました。

次に、議案第45号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は認定することに決定しました。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第5、議案第46号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第46号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,765万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を32億9,407万8,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第46号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回1億4,765万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を32億9,407万8,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、6、7ページをごらんください。第2表地方債補正は、令和元年度の普通交付税の額が決定し、臨時財政対策債の起債発行可能額が確定したことにより、限度額を1億円から1,042万8,000円を減額し、8,957万2,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明をいたします。

説明書の12、13ページをごらんください。まず、歳入の補正の主なものにつきましてご説明をいたしま

す。第2款地方譲与税、第3項森林環境譲与税、第1目森林環境譲与税、補正額124万2,000円は、森林整備と地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことに伴い増額をするものでございます。

第10款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金、補正額176万3,000円及び第11款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額1億4,876万2,000円は、それぞれ交付額が確定したことに伴い増額するものでございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額12万8,000円及び第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額6万4,000円は、10月から実施される幼児教育・保育無償化において、子供子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に通う3歳から5歳の利用料を月額2万5,700円を上限として、無償化することに伴い増額するものでございます。第2項国庫補助金、第3目衛生費国庫補助金、補正額25万6,000円は、母子保健情報連携システムの改修に伴い増額するものでございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、第3目農林水産業費県補助金、補正額1,800万円は、景観の向上、生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能を図るために木々の伐採等を行うことに伴い増額するものでございます。第4目教育費県補助金、補正額5万3,000円は、今年度から放課後子供教室に係る経費を補助対象として、埼玉県校外教育協会校外教育助成金が創設され、当該補助金の申請を行い交付決定されたことに伴い、その交付決定額の3分の2分の放課後子供教室事業県補助金を減額するものでございます。

14、15ページをごらんください。第3項県委託金、第1目総務費県委託金、補正額276万円の増額は、県議会議員一般選挙が無投票になったことに伴い349万7,000円の減額。本年10月27日に執行される参議院議員補欠選挙を管理、執行することに伴い625万7,000円を増額することによるものでございます。第6目教育費県委託金、補正額38万1,000円は、令和元年度、令和2年度の2年間、長瀬第二小学校が道德教育研究推進モデル校として、埼玉県から研究、委嘱されたことに伴い増額するものでございます。

第17款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入、補正額175万2,000円は、ちちぶ農業協同組合に町有地の一部を売却することに伴い増額するものでございます。

第20款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額669万2,000円の増額は、平成30年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算により、返還金を受け入れるため656万2,000円を増額。埼玉県コバトン健康マイレージ事業の実施に当たり、後期高齢者医療被保険者分の歩数計の購入をすることに伴い5万円を増額。今年度から放課後子供教室に係る経費を補助対象として、埼玉県校外教育協会校外教育助成金が創設され、交付決定されたことに伴い8万円を増額することによるものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額5,750万4,000円の減額及び第2目減債基金繰入金2,999万9,000円の減額は、今回の補正におきまして、地方特例交付金や地方交付税の増額等により歳入が歳出を上回ったことに伴い、各基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明をいたします。

16、17ページをごらんください。まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、補正額388万円でございますが、庁舎の氷蓄熱ユニットシステムが故障したことから、そのユニット内の冷媒を抽出処分するため98万9,000円を増額し、庁舎の氷蓄熱ユニットシステムが故障してしまったことから、庁舎空調設備の更新工事を実施するための設計業務を委託するため289万1,000円を増額するものでございます。第12目ふるさと長瀬応援基金費、補正額134万5,000円は、平成30年度3月補正予算後に寄附をいた

いただきました平成30年度分の寄附金を積み立てるため増額するものでございます。第2項企画費、第1目企画総務費、補正額750万円は、定住促進事業住宅取得奨励補助金の今年度の申請者数が、当初予算編成時の見込み数より大きく上回ったため、増額するものでございます。第5項選挙費、第4目県議会議員選挙費、補正額261万9,000円の減額は、第1節報酬から第13節委託料、こちらは県議会議員一般選挙が無投票になったため、合計349万6,000円を減額し、第23節償還金利子及び割引料は、平成30年度決算が確定をしたため、県への返還金として87万7,000円を増額するものでございます。

18、19ページをごらんください。第6目参議院議員補欠選挙費625万7,000円でございますが、本年10月27日に執行されます参議院議員補欠選挙の管理執行のため、第1節報酬から第13節委託料の各節において増額をするものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費及び、次ページでございます、20、21ページ、上段の第2項児童福祉費の各目の説明欄におきまして、返還金と記載させていただいているものは、平成30年度の決算が確定をいたしましたので、各事業における国及び県への補助金や負担金等を返還するものでございます。また、繰出金と記載させていただいているものは、特別会計の平成30年度の決算が確定をいたしましたので、一般会計繰出金を減額するものでございます。なお、こちらの第3目社会保険費、国民健康保険特別会計繰出金におきましては、人事異動により職員の配置が変更になったことから給料等の増額が発生したため、一般会計繰出金を増額するものとなっております。

20、21ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費、補正額154万円でございますが、こちらは体内に入ると健康被害を出すおそれがあるポリ塩化ビフェニル、略称PCBにつきましては、PCB特措法により期限内での処分が義務づけられております。本年6月議会定例会におきまして、中央公民館等で使用されております変圧器、コンデンサー等の採油分析調査の補正予算をお認めいただきましたので、PCBの含有が疑われるものにつきまして採油分析調査を実施いたしました。分析調査の結果に基づき、PCBの含有が確認された変圧器、コンデンサーについて交換、廃棄処分をし、PCBの含有が確認されなかったものの当該分析調査により使用不能となったコンデンサーを廃棄処分するため増額するものでございます。第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額31万4,000円でございますが、こちらの第11節需用費5万1,000円は、埼玉県コバトン健康マイレージ事業の実施に当たり、後期高齢者医療費保険者分の歩数計を購入するため増額するものでございます。第23節償還金利子及び割引料26万3,000円は、平成30年度決算が確定をいたしましたので、国及び県への補助金、負担金等を返還するものでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業総務費、補正額1,800万円は、県補助金を財源としまして、景観の向上、生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能を図るために、木々の伐採等を行うため増額をするものでございます。第2目林業振興費、補正額23万2,000円は、森林環境譲与税を財源としまして、秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会へ負担金を支出するため増額するものでございます。第4目森林環境整備基金費、補正額101万2,000円は、森林環境譲与税を財源としまして、森林整備や人材育成、木材利用の促進、普及啓発等を継続的に実施していくために、今議会におきまして新設されます森林環境整備基金へ積み立てを行うため増額するものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、第4目防災対策費、補正額14万2,000円でございますが、電波法の規定により5年に1度実施する防災行政無線移動系基地局の定期検査を実施するため増額するものでございます。

22、23ページをごらんください。第10款教育費、第3項第二小学校費、第1目学校管理費、補正額495万9,000円でございますが、第8節報償費11万円、第9節旅費8,000円、第11節需用費26万3,000円、こちらは県委託金を財源としまして、令和元年度、令和2年度の2年間、長瀬第二小学校が道徳教育研究推進モデル校として、埼玉県から研究、委嘱されたため、その研究に要する経費を増額するものでございます。第13節委託料、39万3,000円及び第17節公有財産購入費、418万5,000円は、長瀬第二小学校の来客者用の駐車スペースを確保するため、ちちぶ農業協同組合が所有する旧樋口支所の土地の一部を購入するため増額するものでございます。第5項幼稚園費、第1目幼稚園費、補正額25万7,000円は、10月から実施される幼児教育・保育無償化において、子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に通う3歳から5歳の利用料を、月額2万5,700円を上限として無償化するため増額するものでございます。第6項社会教育費、第2目公民館費、補正額33万円でございますが、こちら第11節需用費22万2,000円は、中央公民館の自動給水装置の加圧ポンプから漏水が発見され、修繕する必要があるため増額、第12節役務費10万8,000円は、中央公民館の体育室の空調機器でふぐあいが生じていることから、点検作業を行うため増額するものでございます。

第12款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額66万8,000円でございますが、平成20年度に借り入れた臨時財政対策債につきましては10年での利率見直し方式により借り入れておりますので、利率の見直しを行った結果、元金償還額を増額するものでございます。また、平成30年度に緊急防災減災事業債を据置期間なしで借り入れているため、元金償還額を増額するものとなっております。第2目利子、補正額19万3,000円でございますが、今ご説明差し上げましたとおり、臨時財政対策債の利率見直しにより利子償還額を減額するものでございます。また、今回の補正におきまして、減災基金に繰り戻しを行うため財源更正を行うものとなっております。

以上で、議案第46号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。20分から始めます。10分間休憩です。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時20分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 忙しいので早口で聞きます。

里山・平地林事業の事業現場を教えてください。それと、きのう私はわからないで、森林環境税の条例のときに数字が百万幾つ出てくると言ったのは、ここでその100万円が出てくるわけなのですよ。その2点、お願いいたします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、里山・平地林再生事業につきまして現場はどこかということでございますが、今回の事業につき

ましては、昨年度の続きといたしまして、矢那瀬上郷区、岩田地区、井戸下郷地区の各一部の山林約14ヘクタールを予定してございます。

また、森林環境譲与税の積立金について、今回の補正の金額かということでございますが、そのとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 課長には特にお願いをしておきますけれども、きのうのこの議案第34号の条例は、文言だけの審議なので、数字を早とちりで出してこないように特にお願いをしておきます。私もきのう帰って、勉強不足で俺どこが違ったかなと思って反省して、夜眠れなくて、きょう来てよく見たら、出てきたのでほっとしたので、条例のこれは改正は文言だけなので、そういうのを履き違えないようにひとつやってください。

それから、里山・平地林事業、この前一般質問で町長もやりたいと言ったけれども、またこれ来年、里山・平地林、次があるならいいけれども、もしこの里山・平地林事業がなくなるのであれば、お金の使い方というものを考えたら、長瀬は上長瀬がせっかくあそこをきれいにしているのだから、この1,800万円であの竹やぶを切るようなそういう考えなかったのか、それだけ言ってください。もうそれやったら終わりです。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

里山・平地林事業は、森林環境譲与税が始まったということで、今年度でおしまいになる予定になっております。ただし、私どもこういった地方にとりましては、これは大変、10分の10ということで使い勝手のよい事業なので、ぜひ継続してやってほしいというお話は、県の部長にも今お話をしているところでございます。

その中で、昨年私も竹をきれいにしたいというお話をさせていただきました。こちらにつきましては、違うほうのそうした事業があるということで、今そちらのほうでお話は進めさせていただいておるところでございます。

〔「じゃ、やるんですね」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そちらのほうから補助金がいただければ、即実行に移したいと思っております。今そちらのほうに進行中でございますので、ここですぐやりますという言葉はちょっと。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） はい、そういうことでございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 17ページの庁舎空調設備更新工事設計業務委託料が289万1,000円があるのですが、これ設計料ですから、今年度の工事費というのには載っていなかったような気がしますので、これ来年度以降か、これもう工事しなければちょっと空調がおさまらないという考えでよろしいわけですか。そうなった場合に、来年度の工事費に多分2,300万円ぐらいの予算計上がされてくるのかなという気がしますけれども、それはわかりません。設計業務料がそれだけだから、そんなことかなと。

あともう一点は、やはり里山・平地林なのですが、多分今年度でおしまいだということで、ことしは特別1年間延長ということだったと思うのですが、昨年度矢那瀬をやったということなのですが、河原の近くだか、場所が全然見えなくて、私も行ってみようと思って見ていなかったのですよ。どこに効果があっ

たのかちんぶんかんぶんなのですが、今のやっぱり自然公園法とかあるけれども、要するに国定公園だから知事に申し出れば上長瀨のあその竹は、ただ町長も今補助金が別のものでというふうなお話だったのですが、地権者の関係もあると思いますので、多分私の同級生あたりも地権者のところにいるのですよ。うっかりあれ下さい、それでできますよということは多分答えられないのではないかなと思いますが、こともしもしそういうことであれば、この10分の10でどういうふうないきさつでここを3カ所に分けたかわからないのだけれども、私も関口議員が言われるように、あの竹やぶのほうに今からでも持っていけないのかなと。もう進んでしまっていたのなら仕方ないですけども、有効ということであればそれが一番と思いますので、ちょっとかぶりますが、その2点についてお願いします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

こちらの第6目の財産管理費の空調設備更新工事設計業務委託料につきましては、こちらで同様に計上させていただいております氷蓄熱ユニット、こちらが故障したことに伴って設計業務のほうを委託させていただくものでございます。

こちらの氷蓄熱ユニットにつきましては、もう1台、実際は2台で稼働しておりまして、1台が故障したという状況でございますが、もう1台壊れてしまいますと、こちらの庁舎の空調は全く使えなくなってしまうという状況に今ありますので、この時点で空調の設備の更新工事のために設計業務の委託を出させていただきまして、そちらに伴って設計書のほうが納品されましたら、その後必要な工事費の予算化をさせていただきたいと考えてございます。

そちらの時期につきましては、来年度の当初予算になるか、来年度中になるかということにはちょっと今申し上げられないですけども、今年度中にはちょっと難しいかなということはお考えておりますが、いずれかのタイミングでまた予算のほうを組ませていただいて、委員会のほうにご説明を差し上げたいと思っております。

金額については、今工事費はわかりませんので、そこもご承知いただければと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

里山・平地林の事業につきまして、昨年度はどこだったかということでございますが、行政報告書58ページにございます中で書かせていただきましたが、岩田、井戸、矢那瀬地区の中で、国道から見える範囲の部分でやらせていただいております。

今年度につきましては、そちらの事業との継続性を踏まえて、事前に埼玉県と協議をした上で、場所、予算を決めて計上させていただいているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第46号は原案どおり可決されました。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（野口健二君） 日程第6、議案第47号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第47号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,354万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億6,796万8,000円にしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（野口健二君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第47号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条歳入歳出予算の補正でございしますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,354万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,796万8,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の6、7ページをごらんください。初めに歳入でございしますが、款6県支出金、第1項県補助金、第2目健康マイレージ事業補助金でございしますが、埼玉県が実施しております健康マイレージ事業の歩数計購入に伴いまして県補助金を増額するものでございます。

次に、第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございしますが、4月の職員人事異動による事務費繰入金の増額と、平成30年度の決算により事務費繰入金及び出産育児一時金等繰入金から生じた不用額を精算し、確定した額を増額及び減額するものでございます。

次に、第9款第1項第1目繰越金でございしますが、平成30年度の決算額が確定いたしましたので、当初予算額と繰越額の差額分を増額しようとするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、4月の人事異動に伴いまして一般職給等を増額するものでございます。

次に、第2款保険給付費、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金は、補正後の額は変わりませんが、財源内訳のとおり財源組み替えを行うものでございます。

次に、第5款保健事業費、第1項保健事業費、第2目健康マイレージ事業でございますが、埼玉県が実施しております健康マイレージ事業の歩数計の在庫に不足が生じたため、歩数計を購入するものでございます。

次に、第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金は、平成30年度決算額の確定により繰越金が生じたので、国保財政に不測の事態が生じた際の備えとして国民健康保険財政調整基金への積立額を増額しようとするものでございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第6目保険給付費等交付金償還金及び、次のページをお開きいただきまして、第7目特定健康診査等負担金償還金は、平成30年度の実績報告に基づきまして、それぞれの項目に返還金が生じたので増額するものでございます。

以上で、議案第47号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 9ページの需用費の健康マイレージ事業費の消耗品費7万6,000円ですけれども、これは歩数計ですよ。それで、合計でこれを足すと何個になって、これは買うのですか、それとももらえるの、どっちなのですか。それをお聞きしたいと思います。補助があって、それで買うのかどうか。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 今回補正で、一般のほうで20個、国保で30個という形を追加させていただくわけでございますが、それぞれが今補正の説明にあったとおり、基本的には県からお金が来ますので、町は買いますけれども、財源は県や広域連合から来るということで、端数の1,000円だけ予算上出させてもらっています。

事業の実施に当たっては、貸与という形で。

〔「貸与」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝康雄君） はい、皆さんにお貸ししていると。

〔「それじゃ、ずっと借りていていいんですか」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大丈夫です。電池が切れたら、それはご自分でという形で。はい、やっただけのようにしています。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 済みません。今の健康マイレージで、ちょっと多分50かなと思って計算したのですけれども、要するに今町民課のほうで出たので、一般財源で出ると計算が、あれ1個当たりの金額が違ってきってしまうのだけれども、これどうなっているのだろうか、まさか同じものだから同じ値段ではないのかなと思うのですが、多分30と20で割ってみて、そうしたら1個当たりの金額が違っていているから、物は違うわけがないと思ってちょっと思ったのですが、値段が、単価といいますか、同じならちょっと予算がこうずれてくるのではないかなという気がするのですが。7万6,000円を30で割ると2,533円、5万1,000円を20で割ると2,550円。

〔「違う」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 済みません。後でもいいです。ここで公表していただかなくても。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。



◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第7、議案第48号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第48号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,163万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億6,308万3,000円にしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 議案第48号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,163万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,308万3,000円とするものでございます。

次に、2ページ、3ページをごらんください。款項別の補正額につきましては、ごらんのとおりのものがございます。内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。

歳入につきましては、6ページ、7ページをごらんください。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の第1目介護給付費繰入金、第2目地域支援事業繰入金（総合事業）、第3目地域支援事業繰入金（総合事業以外）、第5目その他一般会計繰入金の合計額729万1,000円の減でございますが、平成30年度決算に伴い

減額をするものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、前年度繰越金4,892万4,000円ですが、平成30年度決算に伴い当初予算との差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきましては、8、9ページをごらんください。第1款総務費、第2款保険給付費及び第4款地域支援事業費については、補正額の財源内訳、特定財源その他について、歳入の繰入金の減額に伴い、財源内訳の組み替えを行うものでございまして、補正額はゼロとなっております。

次に、第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金1,442万6,000円については、平成30年度決算に伴い、保険給付費に要する費用の不足額に充てるための基金に積み立てるものでございます。

次に、10、11ページをごらんください。第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金2,720万7,000円ですが、国庫等の支出金で精算により超過交付となったため、返還する必要が生じ増額するものでございます。

以上で、議案第48号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。



◎会議時間の延長

○議長（野口健二君） ここで会議時間を延長いたします。

◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第8、議案第49号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第49号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を1億843万7,000円にしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野口健二君) 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(福嶋俊晴君) それでは、議案第49号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条元号の表示でございますが、長瀬町後期高齢者医療特別会計予算全体における元号の表示を令和に統一するものでございます。

続きまして、第2条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億843万7,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容をご説明申し上げます。

補正予算説明書の6、7ページをごらんください。

初めに、歳入についてでございますが、第1款第1項第1目後期高齢者医療保険につきましては、軽減特例措置の縮小による保険料を増額するものでございます。第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の事務費繰入金及び第4款第1項第1目繰越金でございますが、平成30年度の決算額が確定したことにより、107万円を繰入金は減額、繰越金は増額するものでございます。

次に、第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は被保険者に保険料を還付するために、埼玉県後期高齢者広域連合から支払われるため増額をするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8、9ページをごらんください。第1款総務費並びに第4款予備費でございますが、補正額の財源内訳について、特定財源欄その他の合計額91万4,000円を一般財源に組み替えるものでございます。

次に、第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料歳入の増額に伴いまして増額するものでございます。

次に、第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、被保険者に保険料を還付するため増額をするものでございます。

以上で、議案第49号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

○議長(野口健二君) これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(野口健二君) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第9、議案第50号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第50号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会委員である田端祥邦氏の任期が令和元年9月30日で満了となるため、引き続き委員として任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案どおり同意することに決定しました。



◎議員派遣の件

○議長（野口健二君） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付がしてありますとおり派遣することにした

いと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに可決されました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

- 議長（野口健二君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎字句の整理

- 議長（野口健二君） ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会について

- 議長（野口健二君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案など17件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいります。

さて、各学校では2学期が始まり、秋の行事であります中学校の文化祭が先日14日の土曜日に行われました。続いて、第一、第二小学校の運動会が今週21日の土曜日に行われますので、議員の皆様にも児童の頑張っている元気な姿をごらんいただければと思います。

なお、小中学校の児童生徒の減少に伴いまして、長瀬町の子供たちにとってのよりよい教育環境づくりについて、なるべく早い時期に検討をしていく必要があると感じております。今後は、学校のあり方について協議をしていく場などを設けていきたいと考えております。

また、21日から秋の全国交通安全運動が実施されます。交通事故に遭わないよう、また起こさないよう十分注意していただきたいと思います。

また、10月18日には、第6回全国女性町長サミットが長瀬町中央公民館で開催されます。内容は、全国の現役女性町長が一堂に会し、女性ならではの目線で地域振興等についての政策、提言等を行うものでございます。前日17日には、長生館において歓迎懇親会も行われます。せっかくの機会でございますので、議員の皆様にもぜひご参加いただければと存じます。

最後に、夏の疲れから体調を壊しやすい時期でもございますので、皆様にはくれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（野口健二君） これをもちまして令和元年第5回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月4日

議 長 野 口 健 二

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 染 野 光 谷